

78-3

法學士須崎芳三郎著

現代露西亞

東京博文館藏版

明治
57 5 26
内交

序

滿洲問題の提起せられたるに當りて、余は對手國の内情を研究する
必要を感じ、之れに關する書籍、雜誌、新聞等を通讀すること通常人よ
りは稍々多く、數閱月にして聊か得る所ありと思惟するに至れり。
余が日本新聞に於て執拗に開戦論を主張したるは之れか結果にし
て、固より大言壯語して一時の快を取らんと欲したるにあらず。今
や日露の關係は破裂して我國は所謂強大國と干戈を交へつゝあり、
主張の誤まれるや否やは久しからずして判明すべし。而して我軍
は海に陸に連りに大捷を制し居るのみならず、國際に、財政に、革命運
動に、波蘭、芬蘭の不平に、余が研究の材料に入りたるものは概ね豫想
の如く發展し居らざるはなし。乃ち余は直に我主張の正當なりし

を誇るべからざるまでも、少なくとも研究の結果に大誤なかりしとの慰安を有す。想ふに列強の國情にして我國に明知せられざること露國の如く甚たしきは鮮し、夫の恐露觀は之れに由つて起れり、是れ排せざるべからず。蓋し今回の戦局は何様の結果に到着すとも、我對露關係は之を終局とすること覺束なく、將來尙ほ幾多の難間に遭遇するを豫期すべく、將來の國民が露國の内情に通曉するの望ましきは、猶ほ開戦前の國民に望ましかりしと異ならざるべければなり。余は曩に研究の一半を公にし露國侵畧史と名つけて滿洲問題の起れる所以を説明したり。現代之露國は之れが對策に必要なる智識を供給せんと欲す、亦將來の國民に小補なきにあらざるべき歟。

五月初五

默

堂

凡例

- 一 本書は露國侵畧史に對し露國の内情を研究して對露策の構成に資するを目的とせり。
- 一 参照せる書籍雜誌は稍々多數に上れり一々之を記するを得ず。
- 一 地名人名の間に、あるは通して一。あるは二名以上を列記せるものとす、漢字を充用する所は必らずしも此例に據らず。
- 一 材料を無齋赤石君に得るもの頗る多し、茲に好意を謝す。

現代露西亞目次

緒論

恐露觀——侮露觀——露國東進の通路——對手國の内情を基礎とする對外策——
スラフの本性——外征と内治——先帝の施政——人種上の困難——領土を増せる
は弱點を増せるもの——社會組織の不完全——スラフと自由——ミル制度——專
制の墮落——政治の不統一——農民の狀態——暴民蜂起——學校運動有識社會の
不平——革命黨——自由黨——革命黨と自由黨——露國の危機——政府對革命黨——
露國は何故に立憲政治を施行せざるか——露國の官吏——在外交武官——侵界
の起る所以——侵界は病的現象——露國財政——ウホツテも又窮す——本年の豫
算——陸軍——海軍——軍人の腐敗——

第一章 表面の露國

第一 自然的露國

露國の位置廣袤——地勢——氣象——蘊苔地帯——森林地帯——ヘルツェンの道中記
——黒地帯——高原地帯——半砂漠——後高加索地方——南露と北露——人口の配

置—人口の密度—都市と田舎—都市の人口—

第二章 政治的露國……………三〇

政體—政府—議政府—元老院—宗教府—大臣會議—州縣—地方官—自治體—司法—セムストボ—芬蘭—波蘭—

教育……………三九

經濟狀態……………四三

農業—森林—蠶業—工業—商業—交通—

第二章 露國の人種……………五二

地勢と人情—征服地の概況—露國內の人種—比較勢力—各人種の配置—
—ヒン族—性格—感情—日耳曼族—ポール—史的關係—改造されたる波蘭—
—ウクレイン—クリミヤ—高加索—後高加索—アーメニヤ—種羈—獨逸人—猶太人—

第三章 露國の宗教……………七六

スラブ族と耶蘇教—オルガの改宗—スラブ族希臘教に入る—木山莫斯科に移る—兩派の確執—土耳其の支配を脱す—政教一致—モギラスの問答

書—ニユンの改革—彼得大帝の改革—神聖會議起る—寺領の沒收—ニコラス一世の政策—アーメニア宗教の位置—ユニエートの迫害—露國に於る各宗—國教—僧侶の持權—僧侶の階級—宗教上の儀式—僧侶の勤行—迷信—國家と宗教—僧侶の腐敗—信教の自由—猶太教徒の迫害—古派—ゲニコプリ派—モロカニ派—スタンヤスト派—カトリック派及ルーテル派

第四章 社會の組織特に農民……………一〇五

中等民族なし—民力の消耗—武力の發達—ミルの制度—スタロスターミル會議—土地の分配—作業法—農民とミル—農奴の濫觴—解放令の効果—贖田法—政府自治に干渉す—ボロス—イスブラアニク—村書記—郡制—トムブソン—解放後の農民—グラール—農民の生活—

第五章 政治……………一三〇

人民階級の攻伐に苦しむ—莫斯科朝の專權—人民の自由思想—人民先見なし、獨裁制の勃興—獨裁制の墮落—官吏政治—官吏政治の弊—留官の腐敗—官吏の腐敗—警官の盜賊—ボノマレフ事件—騎馬巡查の暴戾—憲兵—縣書記官—ボロアエツフの報告—ステブニアク—市會—セムストボの

権威—教育—大學の干渉—ニコラス一世の演説—書生の探偵—文書の檢閱—露國の小説—ポリユエーの所説—牢獄の慘—野首を愚にす—露國官界の教育意見—

第六章 革命の氣運……………一六〇

農民の不平—農民暴動の革命的性質なき所以—彼得堡の暴動—ノボモスコフスクの暴動—ウハの暴動—最近の事實—猶太人征伐—キシネフ事件—イグナチーフの狡計—猶太人征伐の眞情—大學生の感情—千九百一年の暴動—職工—軍隊—サラトフ聯隊長の失策—首府の軍隊—民意社—政府の對軍隊策—

第七章 革命黨……………一八七

有識社會の不平—革命黨—十二月黨—改革論の勢力—反動—政府革命黨の格闘—バクーニン—ラプロフ—兩者の差—トカチエフ—革命黨—政府の暴—囚徒の母—傍聽席の叫聲—革命黨の奮起—女豪、聖彼得堡知事を狙撃す—政府益殿—憎惡皇帝に集注す—革命黨の新要求—革命黨の新組織—皇帝毒手に斃る—アレキサンダー三世の籠城—大捕縛—革命主義の浸染

第八章 中央政界……………二〇六

政界の無統一—満足者一人なし—政界の三派—自由派と革命派—民意黨の主張—自由、革命兩派の相違—反動派—クリモヤ戦争の結果—立憲運動—自由派の卑劣—革命黨の活動—皇帝の挫屈、メリコフの任命—メリコフの優柔—アレキサンダー三世立つ—反動派の躍起—自由派の怯懦—メリコフ退く—政界の混亂—親衛隊起る—反動派の狡計—イグナチーフの政策—アレキサンダー三世の施政—現帝—

第九章 國際に於ける露國……………二二九

露國の位置—露國の接境—滿蒙と列國—支那土耳其斯坦—カシガリア—四蔵—アフガニスタン及波斯—バミールの武備—露國の狼—アフガニスタンと英國—波斯と英國—露國と接境國—露國の四境—メルカンと列國—被侵略國の態度—對手國の誤謬—露國の奸策—二國同盟と三國同盟—獨露の關係—澳露—伊露—米露—英露—佛露—

第十章 侵略の國是……………二六一

侵略は不得策—彼得の遺詔—侵略の動機—中央亞細亞の價值—治績—侵

露に對する辨解—理由の薄弱—官吏制度—カウフマンの實例—ロウリンソンの評論—在外武官—功罪共に自ら任ず—ムラビヨフの實例—中央政府に拮据力なし—邊境官吏の性格—境遇—騙詐の術—侵界地の經營—政府の組織—通信の禁壓—外交の不信義—侵界策の維持者—露國小數者の犠牲と爲る—國境は何處—革命の一途

第十一章 露國の外交……………二八五

侵界と外交—露國外交の一特色—信義に對する露國外交家の解釋—撤兵條約—黒海の海軍—メルアの騙取—旅順占領始末—密約事件—キーバ事件—清國の保全開放—不信義に陥れる一事情—終始一貫、臨機應變—張勳明目—準備の周到—些事にも力争す—外交の此の如き原因—外交家の理想—對露條約の價值—他の困難を利用す—最後に近づく

第十二章 露國の財政……………三〇四

露國財政と外債—本年度の豫算—國庫遊金の性質—外債を以て經常費を支辨す—外國債—國庫現在金—海外流出金—ウキツテと財政—露國財政の三策—民力の枯渴—豫算編成法—收入の不安固—鐵道の收入—酒精の

第十三章 露國の陸軍……………三三七

世界無比の陸軍—要塞の配置—兵役制度—歩兵—騎兵—コザック騎兵—砲兵—工兵—輜重兵—糧食—露兵の眞價—士官と兵士—スカリアチン事件—クリンム事件—露國陸軍の腐敗

第十四章 露國の海軍……………三六九

露國と海軍—バルチック艦隊の濫觴—露國の第一企圖—黒海艦隊の起源—當時の乗組員—露國海軍の—最近艦隊の初頭—露國の艦隊—裏海艦隊—黒海—バルチックと大平洋—千八百九十八年の艦隊—千九百二年の艦隊—當時未成功の軍艦—千九百三年に成功したるもの—黒海艦隊—バルチック艦隊と太平洋艦隊—開戦後のバルチック艦隊—バルチック艦隊を太平洋に送る困難—義勇艦隊—造船業—軍人の腐敗—教育

第十五章 結論……………三九五

露國と侵界政策—侵界政策より生ずる弱點—革命運動は必ずの數—當局

の之れに對する手段——露國は進退共に窮す——露國の運命に關する他の一
勢力——革命黨に對する國外の同情

目次終

現代之露西亞

法學士 須崎芳三郎著

緒論

露國は一個の大怪物なり、嘗に其の將來の測知すべからざるのみならず、現在も亦詳ならず、従つて外人の露國を見る者は、恰も魔魅魍魎に對する觀を呈し、或は極端に之を畏怖し、或は分外に之を輕侮して、能く中正を得ること少なし、今や同國の勢力は漸く東進し來りて、我國の利益線に接觸し、我國は彼を對手として拆衝するの機會頗る多からんとす。乃ち露國を以て魔魅魍魎と爲すは、我國の利益にあらず、國民は宜しく其の形體性質を研究して、對手の真相を了解せざるべからず。

數百年來の經驗に據れば、露國は年々其の境域を前進して倦まざるものなり、其の結果は現在の露國の如く、世界無比の大國を構成し、地積八百六十餘萬方哩

恐露觀

悔露觀

を包括し、人口一億三千萬餘に至れり。而して後帶甲五百餘萬と稱し、糧餉積んで山の如く、鐵道を敷設して縱横の交通を開き、城塞を築造して攻防の計を完うし、將士益々精銳、武器愈々詳備、向ふ所皆敵なからんとす。人の露國の大を見て其の武備を聞き、以て傳來の國策は外征に存するに及ばず、幾何か畏怖驚愕の情なきを得ん。

然れ共一步を退いて考ふれば、民力發達せず、財政窘蹙し、稅政惡法相踵て出て、怨嗟巷閭に充つ。是に於て竹槍蓆旗となり、冬宮の爆裂彈となり、國家一日も寧日あることなし。此の如きの情を知りて國礎の岌々乎たるを思ふときは、露國は自ら將に保つこと能はざらんとするなり、大と雖畏るゝに足らず、誰れか輕侮の念を起さざる。

夫の地積の大、兵備の衆を見て徒らに畏怖する者は誤れるなり、而して財政の窘蹙、禍亂の續發を聞て、直に輕侮する者も亦誤まる。例へば盲者の鼎を評するが如し、唯其の一端を見て未だ全豹に及ばず。此の如く露國を打算して我對露策を定め、一は怯慙に失し、一は輕躁に流れん、國家を誤まるの害に至りては、二

露國東進の通路

者共に其の揆を一にす。

國內には如何に禍亂の原因多くとも、財政は如何に窘蹙するとも、露の大國にして兵の多きは事實として存す。專ら内情に鑑みて輕しく國事を斷する者、大兵の山河を壓して來り臨むあらば、我國は將に如何にして之に應接せんとするか。歐亞の交通は西比利亞の單線鐵道のみに限ると思ふべからず、クヤクタより漢中を経て張家口に至る線路は架空談にあらず、而して裏海東岸のクラスノボドスクに起り、黃河の上游に出づるもの、誰れか他日之を事實に見ることなきを必せんや、况んや西比利亞の兵事行動の根據地として價值なき現狀は、必らずしも永久に保持せらるべきものにあらざるをや。

今回の役、吾人は我國が全勝の光譽を荷はんことを豫期す、然れ共是れ露國の實力は單に遠距離の單線鐵道を経て感せらるゝ場合の打算なるを忘るべからず。單線の變して複線となり、一線の増して二線三線となりたる後、能く今回と同一の打算を得へきや否やは、吾人之を今日に豫言するを得ず。露國にして烏拉爾以西の國たり、其の實力は單一の道途を経て輸送せらるゝ間は、吾人は露國

對手國の内情
を基礎とする
對外策

に恐るべき所以を見ず。然れ共西比利亞には今八百萬の人口あり、二萬以上の住民を有する都府又十を數ふ。此等の地が將來兵事の根源地として有力なるに至らんには、果して何年を要すとすべき。

内情を揣摩して對外策を議するは甚た危険にして、肯綮を得ざる場合案外に多きが如し、日清戦争は清國公使が我國の形勢を誤察したるに基つきたりと傳へられ、今回の役にも同一の説を唱ふる者あり。古來の戦争を研究せば、禍因此の如きに坐するもの恐らくは甚た多からん、那翁莫斯科に破れて亦タレーランを怨めり。露の内情は紊亂を極むるも、爲に外國に對する活動を遮碍すること幾何なるべきかは、炯眼者にあらざれば、輒く看破し得ず。道聽途説の徒は是れ國を誤まるの益なり。

吾人は國民が露國の真相に通曉せんことを欲す、露國眞に畏るべきか、非かは、然る後に結論せらるべし。海戦は我國の大勝に歸して、露國輕侮の念は國民の腦裡に湧起せん、の徴なきにあらざるも、一たび戦局の如何に終結せらるべきかに思ひ至れば、何人も茫洋の感なきを得ず、而して露國の強味は此間に感せらる。

スラブの本性

東洋艦隊は粉碎せられ、滿洲、烏蘇利の陸兵は一掃せらるゝも、露國が之れに對して幾何の苦痛を感すべきかは、測量に苦しむ所なるにあらずや。

案するにスラブは疎大放慢の種族にして、到底北方の強たるに過ぎず、蠻族の操縦は其の得意とする所なるも、精密なる科學の應用は彼等の肯しとせざる所なり。居る所の地は恰も其の性に適して、曠原千里、彼等の馬を驅るに任せたり。莫斯科朝廷の掌大の地より起りて、歐亞に跨る大帝國を建設したるは之れが爲にあらずや。是を以て東は西比利亞を極め、南中央亞細亞を掠して、境界頗る廣大となりたるも、之れが爲に何等の利益をも收めたるにあらず、又之を收めんとも勉めずして、尙ほ専ら前進せんと焦躁しつゝあり。

外征と内治

然れ共四境の地は漸く自然的境界に達し、之を踰ゆるは至大の困難を含むのみならず、前地には多くは堂々たる國家ありて、昔日無人の境を往けるか如く容易にあらず。是れスラブの大に考慮すべき時期に達したるものにして、若し大敵を犯し、自然の境界を踰えて進まんとなれば、或は爲に大なる危険に遭遇することあるべし。顧みて既に掠取せる地を見よ、彼等の爲すべき事業は其の多き

先帝の施政

に堪えざるにあらずや。

此の關係に於て先帝アレキサンダー三世は甚だ賢明なりき、彼は將來スラブの事業は、内治の改良に在りて此上の侵略にあらざるを知れり。甚だしき屈辱に遭遇するにあらざるよりは、外國との關係を努めて親好の地に置き、一帝、一法、一宗教の原則を立て、「スラブ人の露西亞」なる題目を樹立したるは彼れなり。帝の施政に多くの過誤を含めるは疑なきも、露國傳來の國是を改め、多數の野心家を抑へて眞正なる國家の急務に着目したるは、其の英邁を推さざるべからず。

人種上の困難

累世の侵略に據りて領土の大に擴張せられたる如く、多數の種族もスラブ統轄の下に來りたり、或人は其の四五十種を算し、或人は六七十種を擧ぐ。何れが精確なるに論なく、現今の露國を構成する種族の紛々たるは疑ふべからず、其の感情思想は悉く同しからずして、是非の標準互に異なるときは、之を統治するは至難の業にして、若し施政其の宜しきを失せば、彼等は露國々民の一部たらずして、却つて之れが仇敵たらんとするなり。

事實に於て芬蘭、波蘭、高加索、中央亞細亞は、唯劍戟を以て治むべき國なり、露國

領土を増せるは弱點を増せるもの

の此等の地方を得たるは、常に國家の勢力を増さざるのみならず、却つて大累を加へたるのみ。露國にして之を馴養して國家の用を爲さしめんと欲せば、更に大に施策する所なかるべからず。

社會組織の不完全

獨り侵畧地の情形此の如きのみならず、露の本國も極めて紊亂の情態に在り。例へば社會の組織は甚だ不自然にして、下に貧賤の恐民あり、上に暴虐の官吏ありて、之を連結すへき中等種族なし。故に其狀砂上に築ける樓臺の如く、傾覆の危虞少なからず。

スラブと自由

元來スラブは專制を愛する民にあらずして、寧ろ自由の精神に富めり、今日の露國に見て此の如きは奇異の感なきにあらざるも、證左は歴々として存在するなり。所謂コザツクは眞面目なる統治に服するに堪えず、密に邊陲に遁れて不羈獨立を樂めるものなり。

ミル制度

スラブの自由を愛する證左は露國の各地に行はれたるミルの制度に鑑みて最も明確なり。ミルは純然たる自治にして、個人の間は何等の差等をも認めず、全く平等なる觀念に基つきて組織せられたり。土地は等分に分與され、經濟も

專制の墮落

平等に分擔され、團體の實務者は普通投票に據りて選舉され、單に委任されたる事項のみを實行して、其他は凡て團員の決議を待てり。社會主義者にして若し實際の事例を求めば、露のミル制度の如きは儘に其の一たるを失はざるべし。

此の如き人民の間に現今の如き壓制々度の確立したるは、諸侯の政權攘奪が人民を塗炭の苦に陥れたる結果なり。人民は諸侯の戰亂に苦しみて、政權の確立せんことを翹望し、當時最も強大なりし莫斯科侯を無條件にて後援し、莫斯科侯は之れによりて益々強大を致したるのみならず、人民の無智に乗して一家の專權を樹立したるなり。而して專制々度は墮落して壓制となり、壓制は變じて官吏政治となりて、以て現今に至り其の腐敗を極む。

政治の不統一

今日より見れば露國の皇帝は無限の大權を有し、欲する所意の如くならざるなきが如きも、實際に於て皇帝が自から政治の主動者たる場合は甚た少なく、專ら成を官吏に仰げるなり。是れニコラス一世の英邁を以てするも尙ほ免れざりし所にして、皇帝は一身を以て日々萬機を處する能はず、凡ての政務は官吏之を鹽梅し、最後の決裁は必らず彼等の所期に合せしむべき形式に於て奏上する

農民の狀態

ときは、皇帝は終に之を如何ともすべからず。是に於て各省の官吏は皆自己の意志に従つて政務を策畫し、彼此相關聯するなく、動もすれば互に相攻伐することなきにあらず。而して政治の不統一は官吏政治の一特色として、到底救済すべからざる弊害を醸生す。

露國の人民は今や上下を通して此の弊害に苦しみつゝあり、官吏は官權を被て人民を虐遇し、賄賂を強求するを以て、人民は常に財産上の餘裕なきのみならず、生命の安固をも保障せらるゝことなし。就中其の弊を承くる大なるものは農民に如くはなく、政府の小官吏等は農民に向つて威逼を弄し、金錢を貪るなり。故に六十一年の農奴解放令は大に人民の自由を増進したる如くなるも、實際に於ては些少の幸福をも與へざるなり。而して農民の愛して自己の安樂界とせるミル制度は、行政權確立運動の爲に從來の自由を剝奪せられたるを以て、彼等が唯一の生命とする奇制も、今は風前の燈火の如く存せり。此の如き狀況なるを以て、農民の幸福は財産上及自由上の關係に於ては、解放以前より減少せりと

の說に於て諸家の意見概ね一致せり。

暴民蜂起

然れば農民の間に不平の充滿するは自然にして、年々數回の暴發を見ざるることなし。而して暴發は猶太人に對する憎惡と結合する場合に於て最も慘狀を極むるを以て、人は之を猶太人征伐と考ふることあるも、其の實は俯屈せる不平が猶太人を假りて暴發するものにして、決して猶太人征伐のみにはあらず。彼等は貴族猶太人は同一なり、唯猶太人は撃ち易きか爲に數々撃たるゝのみ、猶太人を撃ちたる後は貴族なりと云へり。

學校騒動

官吏の壓制は農民に限るにあらず、學生も亦其の圈内に入る。今日露國の學生は進退の自由を有せず、動けば則ち罰あり、探偵は常に彼等の四周を圍繞して密に其の行動を探知し、少しく不穩の言語、不穩の行動あれば、忽ち捕へられて嚴罰に處せらる。故に彼等不平の狀は恰も農民と異なることなく、些々の事故を假りて暴發す、則ち有名なる露國學生の暴動なるものは是れなり。

有識社會の不平

官吏の壓制は有識社會にも加へられ、新聞、出版物の原稿は嚴に檢閲せられて、言論の自由は全く壓滅せらる。是れ露國に政治小説及嘲諷文學の熾んなる所以にして、露國の文學が一種の發達を爲したるは官吏壓制の結果なり。従つて

革命黨

有識社會にも不平なき能はず、謂ふ所革命黨なるものは此の間に發生す。虚無黨なる名稱に就ては世界に誤解あるが如し、彼等は激烈なる社會主義者にして、世人が想像する如き無政府黨にはあらず。同國革命黨の本尊ラプロフは政府の組織に關して最も苦心せる政論家の一人なり。

自由黨

既に前に説けるが如く、スラブは放縱不羈の資性を有し、自由を愛する民にして、現今の壓制制度を生したるは偶然の事情に生したるものなるを以て、自由の思想は彼等の腦裡より一掃せられず。今日官界以外に居る貴族には自由論者多く、人民の心の底にも多少の遺蘖を存するか如し。露國に於て自由論の勢力は表面より想像する如く微弱なるものにあらず、アレキサンダー二世より以來、朝廷の上にも常に反對黨と争ひつゝあるなり。

露國には政黨と名つくべからざる政黨三あり、一は躍起黨、二は革命黨、三は自由黨なり。躍起黨はニコラス一世の施政を標準とし、峻嚴なる專制主義を奉して一切の改善に反對するもの、官吏軍人を其の淵藪とす。革命黨は立憲主義を懐き、政府の惡辣手段に抵抗して戦ふを辭せざる者にして、激烈の度は政府の壓

革命黨と自由

制の度に應じ、政府益々嚴なれば、彼等の反抗手段は愈々猛烈を加ふ。自由黨は立憲主義を奉して温順なるものなり、彼等は適法の範圍に於て立憲制度の確立に努力するものにして、貴族良民の間に勢力を占む。則ち自由黨と革命黨とは其の主義を異にする者にあらず、單に採用したる手段の同しからざるのみ。自由主義を奉して温順なる者は自由黨となり、忼慨激越なる者は革命黨となる。我國にて露の政派を區別する者は躍起黨を武斷派と呼び、自由黨を文治派と稱す。兩派は常に政府に軋轢し居るも、自由黨は怯懦にして決心なきを以て、概ね躍起派に致され、革命黨の力を假るにあらざれば何事をも爲すこと能はず。一時同派の大に振ひたるはアレキサンダー二世の末世にして、クリミア戰役後の改革は反動派の爲めに遮止せられ、政府の壓制暴虐甚たしきに至りて、革命黨は奮然として起ち、物情頗る不穩なるに至りて、帝は自由派の首相メリコフを擧げて内相に任じ、改革一切の權を委任したりき。是れより數年の間政府は自由黨の手に歸せしも、彼等は躊躇逡巡して斷乎たる手段を取ること能はず、終に革命黨の失望を招き、帝の負荷に背きて彼をして兇徒の毒刃に斃れしむるに至れり。

露國の危機

今日不平は露國の各階級に塞ち居り、一人も現状に満足する者なし、革命黨は之れが本部にして、頻に各方面に革命の主趣を鼓吹しつゝあり。彼等の數が甚だ多數なるは信すべき材料なしと雖、最も勇敢にして政府の如何なる手段にも屈することなく、政府愈々峻嚴なれば革命黨も亦苛烈なる方法を以て之れに應じ、政府根絶せんとして大捕縛を實行すること數次なるも、後繼者は續々輩出して、到底其の目的を達し得ざることを證せり。今日の所革命黨の獨力を以て大功を擧ぐることは信せられざるも、彼等にして社會に存する凡ての不平分子を連絡するに成功せば、終に政府の大患たらざるを得ず。

目下革命黨の事業は主として此の連絡を策するに在るが如し、彼等の之を行ふこと亦努めたりと云ふべく、或は歸農して地方農民に交り、或は小學教員となりて革命の氣を見童と父兄とに吹き込み、或は村吏となり、或は統計吏となり、其の農民に接近するの術に於て盡さざる所なし。而して軍隊、職工、學生の間には既に一分の成功を占め、是等の徒の暴發には近來著しく革命の氣を帶ぶるに至りたり。

政府對革命策

孤立せる農民、職工、學生の暴動は固より國家全體より見れば重大視するには足らず、革命の恐懼が事實的に感せらるゝに至るは、此等の聯合運動の成立する日に在り。
政府の之を妨止するに努力するの大なるは、謂はすして知るべく、探偵術は露國に於て稀有の發達を遂けたり。而して農民の知識を開發するを恐れて教育を犠牲にし、言論の自由を禁じ、出版、集會を阻止するに至りて、文明制度は全く露國に行ふべからざるに至りたり。

革命黨の生じたるは政府の壓制に由ること明なるも、革命黨生して政府は益々峻嚴なる手段を取らざるべからざるに至る。故に此の二者は互に因となり果となりて、露國をして益々非文明の深淵に趨かしめ、今は殆んど極端に達したるが如し。

露國は何故に立憲政治を施行せざるか

露國は何故に立憲制度を設けて此る不利益の國狀を脱せざるや、とは當然提出せらるべき疑問にして、常識ある者は何人も國體一變の利を認めざるべし。然れ共詳に國情を察すれば、是れ亦至難の業たるを知るべし。蓋し露國の

露國の官吏

今日あるは彼得大帝の遺制に基つて官吏制度の賜にして、官吏は其の精神に従つて活動し、計畫して、以て今日の露國を現出するに至りたり。今日の露國は官吏の露國にして、官吏は國家の名に於て莫大の利益を吸収しつゝあり。本制を一變して立憲制度を開始するは、恰も今露國を支配しつゝある官吏の特權を褫奪するものにして、是れ官吏其人に求むべからざる業なり。

彼得大帝の世界統一策なるものに就ては信憑すべき根據あることなし。然れ共帝が官吏の等級十四階を作り、勲業に由りて之を上下したる制度は、大に冒險家の功名心を刺衝し、官界に跋扈する者は濃厚篤實の君子人にあらずして、男子芳名を青史に垂るゝにあらざれば、須らく臭を千歳に流すべし流の人物なるに至りたるは争ふべからず。今日露國の官界を形つくるものは、凡ての階級に於ける最悪分子より出つと稱せらる。此等の徒は深く國家民人の利害休戚を思ふよりは、寧ろ一身の功名に急なるが爲に、事を邊境に構へて事端を滋くし、由りて以て立身出世の機會を多からしめんと欲するは自然にして、四境開拓の業は多く此徒の方寸より案出せられたるなり。

外在文武官

特に在外文武官は長官若くは皇帝の忌諱に觸れて、流謫の意味にて差遣せられたる者多く、或は日夕の素行治まらず、爲に破産に瀕して遁避せる者あり。乃ち一勤業を擧げて其の名聲を回復し、他日榮達の基礎を築かんの情は自から熾盛ならざるを得ず。是れ露國の歴史は則ち侵畧の歴史たる所以なり。

侵畧の起る所以

此くて彼得大帝より今日に至りて二百年、之を行ふこと久しふして政府國情は皆侵畧に適應すべく構成せられ、根柢既に固くして容易に抜くべからず。一言にして之を蔽へば、露國は純然たる武斷國にして、普通の行政事務に武官を用ふるの多き、他國に其の例を見ず。而して邊境及在外の文武官は、必ずしも本國訓令の下に活動するにあらずして、功罪共に自己の責任に歸し、功あれば己れ以て其の賞に當るべく、失敗すれば自から其の責に任じて累を政府に及ぼさず。則ち擧國幾萬の官吏等は日夕に功名に渴望して、而して四隣接境の地帯に其の犠牲に供せらる。

侵畧は病的現象

故に露國の侵畧は二百年來の國是たるは争ふべからず、現世に至りて社會政治萬般の事は擧げて其の目的に組織せられ、改めんと欲するも改むべからず。

而して是れ必らずしも皇帝の意志にあらず、又人民の希望にあらず、單に、目下國權を操縦する官吏の爲す所なり。或は曰く、露國の官吏は寄生植物の如く社會の上に發生して、其の生力を吸収しつゝありと。兎に角露國の侵畧は強健なる國民的膨脹にあらずして、病的現象たるは疑なし。

露國の皇帝は官吏の犠牲に供せられつゝあり、露國の人民も亦官吏の犠牲に供せられつゝあり。自治制を立て憲政を布くこと能はざるは是れが爲にあらずや、苛征重税に苦しむは之れが爲にあらずや、革命黨の起り、龍體數々危險に瀕するも亦之れが爲にあらずや。

露國の財政

試に露國の財政を見よ、國債は六七十億に達し、年々外國に支拂ふべき利子のみにて二億圓の多きあり。然る所以は多年侵畧に耽りて國力の休養を度外に置きたるの結果にして、今や國民疲弊して國家の歲計を支給する能はず、外債を募りて其の缺を補はざるべからざるに至り、近十數年の間特に謂ふべきの戰なくして、國債は三十餘億の増加を示したり。凡そ特種の理由なくして通常歲出入の相償はざるは、財政上最も思むべきの徵候にして、露國の此る状態は自から

ウキツテも亦窮す

歐洲金融界の注意を引かざるを得ず。
露國の財政は窮迫を告ぐるに既に久しく、一たびは破産の淵に瀕せしが、ウキツテ藏相となりてより國家の專賣事業を創始し、外債政策を實行して能く十年の壽を保つを得たり。然れ共是等は畢竟一時の遺縁に過ぎずして、之れに山りて根本的の整理を期すべきにあらざり、久しきに至りて其術も亦窮し、終に如何ともすべからざるに至りたるは、實に彼が藏相の位置を去りたる所以なりとす。是に於て一たび整理の緒に就きたる如く見えたる露の財政も、其の實破綻益々深く、危機の迫ること遠きにあらざるを表白したり。

本年の豫算

本年の豫算を見れば、歳出入は各々廿一億餘圓にして、國庫組入金二億あり、國家の歳入は依然として歳出を償はさること頗る多額なるを示す。而して歳出の重なる項目は矢張侵畧的準備に關し、民智を開發し、國力を養成するの設備は全く等閑に付せられあり。彼等露國の寄生物たる官吏は、少しも國情の窮迫に鑑みて昨非を追悔したるの情なし、彼等は猛然として破産の淵に突進せんとするにはあらずや。

陸軍

昨年の輸出入は合計十五億に過ぎず、十五億の輸出入を以て廿一億の歳計を支辨するは、既に各國に例なき異象に屬す、况んや民力の疲弊は其の極に達して、農民は當然政府に納むべき贖田金を怠り、此等の影響は一層上級に感せられて、貴族も亦破産する者續々たるをや。之を外國に求むるに應ずる者なく、之を國民に課するも其力なくは、露國財政の前途は岌々乎たりと謂はざるべからず。而して侵畧に必要な軍備は過當に擴張せられ、陸軍の如き平時に於て百萬を備へ、戰時には三百五十萬乃至五百萬を擧ぐべしと稱す。此の如きは古來の歴史に類例なき所にして、外國の之を望み見る者懼然として畏るゝ所あるは當然なり。

海軍

海軍に至りては近年の發達に係り、其の目的は専ら東洋方面の發展に資するものゝ如し。然れ共其の主力は既に破砕せられたるのみならず、今回の役は到底我國の全勝に歸して止むべく、露の太平洋面に於ける計畫は凡て畫餅に終るべし。然らば僅に發達に向ひたる露の海軍は、茲に主たる目的を失して、露國は依然たる陸軍國として存すべし。

軍人の腐敗

然れ共中心の既に腐敗せる、枝葉のみ獨り繁茂するの理なし、表面より見たる露國の陸軍は、其の躰如何にも壯嚴なりとも、之を操縱する人の其の能力を缺く、到底何等の用を爲すこと能はざるべし。露國の軍人は他の一般官吏と同しく、腐敗骨に徹するものあり、其の範圍も亦廣大にして、之を匡救するは望むべからざる舉なるが如し。軍吏の腐敗は七十六年の露土戰爭に證せられ、其の慘禍は深く露人の頭腦に銘せり。故に之を救濟せんとする企畫は其後數々試みられ、たるに相違なきも、腐敗は一局部のみならず、軍人のみならず、一般官吏も皆然るときは、此舉決して容易にあらず、此の推理の誤らざることは、開戦以來の諸情報悉く之を保證す。

軍吏の腐敗は各國皆之れなきはなきも、武人亦然らは露國の大患なり。夫のグリーンム事件は之を證して餘りあるものにして、皇帝は此の機會を利用して匡救の功を擧げんと望みたるも、連累甚だ廣大にして、終に廓清の希望を一擲したるもの、豈朽木の彫るべからざるを示せるにあらずや。然らば表面の壯嚴は實際に何等の益なく、若し假面を剝くの勇ある者現はるゝあらば、實相は世界の前

に暴露すべし。而して是れ蓋し遠きにあらざるなり。

吾人が研究したる怪物の本體は此の如し、果して真相を得たりや否やは博雅の判斷に任す、吾人は是れより此等の各項に就きて、少しく詳説する所あるべし。

第一章 表面の露國

第一 自然的露國

露國の如く表裏の差違甚たしきは、世界各國に其の類稀なり。故に露國の真相を知らんと欲する者は、表面を一見すると共に、裏面の研究を精密にせざるべからず。然かも尙ほ表面に現はれたる露國を知らざれば、露國の大體を了解し難し、乃ち吾人の露國の研究も亦表面の露國より始まる。茲に現在の露國を案ずるに、北は一體に北氷圏に入り、其東端ベーリング海峡を以て米國と相對し、オコック海東面を限りて南の方彼得大帝灣に至り、此處に韓國と境を接し、西して清の北西境を圍繞し、バミール高原に清國、印度、アフガニスタンと接壤す。其れよりアフガニスタンの北境を西走し、裏海の東西兩側に於て波斯と相隣りし、

露國の位置廣

地勢

黒海の東方より亞細亞土耳其に接し、西ルーマニア、埃太利の界を壓し、波蘭領に獨逸に見え、バルチック海を下りて芬蘭を以て瑞典に接す。北は北緯七十七度四十分に入り、南アフガン境上に於て三十五度に達し、東經十八度三十二分に始まり、ベーリング海峡に於て百九十一度に至る、廣袤凡て八百六十六萬餘方哩、世界全陸地の七分の一を占むと云ふ。

地勢は凡て平坦なり、眼千里を極めて山を見ず。世界の棟を自國の棟としたる露國は、是れより廣濶長大なる廂を垂れて全國を蔽ふ。バミールは海拔一萬三千呎の高原を以て、國の南東隅に在り、西してパロバミサス、コベット、ダーエルブルス、カウカサス諸山脈となりて露の南境を限り、北向して天山、アルタウ、亞爾泰、サヤンの山脈となり、更にオレクマ、ピチム、アルダン山脈となりて西比利亞に入り、則ち露の東界を爲す。露國は此等の山脈に限られたる一大區にして、山は覺知すべからざる緩漫の傾斜を以て北西に擴張し來り、漸く北して漸く低く、終に露國本部西比利亞に至りて通常の原野となる。黒龍地方及トランスカウカシアは二個の除外例にして、則ち山脈の外に在り、而して山は此方面に於て急激な

る傾斜を現出す。

露國は到る處高原なり、茫々千萬里譬へば靜なる大洋の如く、時々峯巒の起伏するものは、外郭諸大山と同じく緩漫なる勾配を爲すのみ、海上のスウェルスに比すべし、狂瀾怒濤の如く然らず。大江其間を縱横して未開人に得易からざる通路を與へ、無數の小川之を點綴して一流盡くる所又一流を生じ、僅に人力を勞すれば此河より彼河に移るを得べく、夫の宏遠の地も之を跋涉するに案外容易ならしむ。是れスラブ族膨脹の非常に迅速なりし一原因にして、彼等は高山大嶽の踰ゆべからざるに遭遇したることなく、古巢を出てたる時と同様に容易に、客地より客地に轉し得たりしなり。大江の黒海に注くものはドニール、バールあり、ドンあり、裏海に注くものはヴォルガあり、ウラルあり、アラル海に注くものはオクサスあり、シルダリアあり、而して北氷洋に注くものはドビナの如き、オプの如き、エニセイの如き、レナの如き、皆數千里に亘りて舟楫を通すべからざるなく、オコーツク海に入るものは黒龍を以て大なりとす。

此の如き地形に於ては風を遮る屏障なく、北洋の風は自在に全國に吹き渡

氣象

り、大西洋の旋風は逆に之れに向つて突進す。故に地形の變化なきは露國の一特色なる如く、氣象も亦變化なく、冬の寒氣凜烈なるは北極圏より南高加索に至りて異なるなく、夏の暑熱甚たしきは全國を通して概ね同一なり、唯其の期間に多少の長短あるのみ。短き夏は九月に盡きて、十月初旬には全國到る處に降霜を見、是れより寒暖計は俄然降下して、十一月中旬に至れば、全國に氷點以上に上るの地なし。而して河川の凍結は之れより始まり、白海の邊先づ氷を出し、十二月中旬以後は全露の諸河悉く凍結す。是に於て昔日舟楫の道は一朝變して樞道となり、人は氷上に於て往復す。

南には高加索の如き絹棉産地あり、北には北極圏に入る蘇苔地帯あり、而して中央亞細亞には四時雨を見ず、東海岸には日本海のモンスーンを受けて雲霧晝猶暗し。露國の如き廣大の國に於て、世界に於ける動植各般の奇變は、悉く之れを見得べしと想像するは常なりと雖、奇變は畢竟前記の如きに過ぎず。雨は全國を通して甚た少なく、年十六インチより二十八インチの間を出入す。唯芬蘭、波蘭、高加索を除外例とす。

蘇苔地帯

森林地帯

ヘルツェンの道中記

少しく細節に入りて露國の地勢を説かんか、最北に蘇苔地帯あり、寒氣嚴烈なるが爲に何等の植物を生せず、單に蘇苔あるのみ。此の地帯は北極圏に始まり、北緯六十五度の緯線に沿ふて東西に走り、些の變化あることなし。六十五度以南を森林地帯とす、或は之を露西亞地帯と呼び、西部に於ては南の方キエフ州に至り、東部に至るに従ひて漸く低く、ヴォルガ河邊に於てはカザン附近を限る。是れ各帯中の最も廣濶なるものにして、歐露の半は此の中に包含せられ、烏拉爾を踰へて東西比利亞に入る。此地帯内に於ても森林面積は各處同一なるを得ず、西南部の人口多き地方は全面積の三分の一に居り、東北に於て漸く多く、四分の三を占むるに至る。此等地方の状況を示すには、ヘルツェンの追放道中記を紹介するより便なるはなし、曰く、

次日余はフランクスクに達せり。
 此處より道は終極なき松林中を走るなり、夜は冱えて月光天に在り、地は凍りて登々響を發す、小き橋は細き道を疾走せり。余は曾て此の如き森林を見たることなく、此處よりアーチンセルスクに至る間、少しの斷間もなく、連續し居り、アーチンセルスクよりピアトカまでは、時として馴鹿も此の中を通ふ事ありと聞けり。大抵の木は建築に用ゆべし。

黒地帯

松は驚くべく直立し、枝の過ぐるに從ひて兵卒の如く走り、丈高くして頂は雪を以て蔽はれ、其直立したる尖頭は刃を樹てたる如く、雪の上に露出す。人は眠れり。人は覺めたり。松樹の聯隊は曾て渝はることなく、常に急ぎ行く松と共に過き、時に雪を振ひ落しつゝあり、而して後木を伐りて僅小の閑地を作りたる驛邊小舎に逸す。家は數樹の後に在りて入る可き道なきか如く、馬は駒寄に繋きありて其の小さき鈴を鳴らす、數個のチェミス兒あり、縁とりたるシャツを着て、半は眠りつゝ、家より走り出づ。ピアトカ行の御者は厠間聲を擧げて他の同僚と口論し始めたり、然る後彼はアイダ、アイダ(叱、叱)を叫び、單調の歌を詠ひ、旅人の目は再び雪と松、松と雪を見る。

森林地帯の南を黒地帯と爲す、是れ露國に於て最も必要なる部分にして、地上一尺五寸より四五尺に至り、凡て黒地を有するが爲に此稱あり。此は植物の腐朽したるものにして、富沃驚くべく、世界の穀倉を以て呼はるゝの地、從つて此地方は人口比較的によく、西南部に於て最も殷賑なり。

高原地帯

黒地帯の南は高原地とす、黒地帯にては人民定住して、三年廻植法を用ゐる居れ共、此の地帯にては然らず、地力の盡るまで耕作して、地力盡くれば他に移住する者多し。富沃の度は黒地帯に及ばず、特に水利の不足なるが爲に、耕作すべからざる地少なからず。

半沙漠

高原地帯の南は半沙漠にして、歐露に於ては前世紀の海たりし低地を總べ、黒海の左岸より裏海を中心とし、中央亞細亞に於ては露の南境を限る大山脈に達する地にして、此等の地方にては多數の人口を養ふに由なし。人生必要の度より云へば、以て北極地帯に比すべく、彼は馴鹿を使用する代はりに、此は駱駝を用ゆるの差あるに過ぎず。

後高家地方

最後にトランスカウカサス地方あり、此は北に山脈を負ふて北風を遮斷するか爲に、氣候も他の露西亞と似ず、地味も豊沃にして半熱帶地に屬するを以て、橄欖、棉、甘蔗等を生育し、枝葉頗る繁茂せる森林あり。

南露と北露

概括して之を記すれば南露北露の二大別と爲すを得べく、北露は森林沼澤の地にして、處々に人工を以て排水伐木し、村落都府の建設せられたるものあり。南露は空氣乾燥に苦しむも、其の北部は地質非常に豊沃なるの利あり。而して露の故國は寧ろ北露に在るも、農業國に於て土質良好なるの地は則ち人民麤集の處なるは自然にして、露國に於て人口最も稠密なるは舊波蘭領を推し、莫斯科附近、聖彼得堡附近、黒地帯之れに次ぎ、其の西南部に於て最も盛んなりとす。故

に露國の人口は甚だ稀疎なるは勿論、其の分配も決して均等ならず、左に各區に分てる地積人口を示す。

人口の配付	地方	廣	人口	一方哩に付
歐露	露	一、九〇二、二〇二	九四、二二五、四一五	五一
波蘭	露	四九、一五九	九、四五五、九四三	一九三
芬蘭	露	一四四、二五五	二、五九二、七七八	二〇
高加索	露	一八〇、八四三	九、二四八、六九五	五四
キルギス高原	露	七五五、七九三	二、四六一、二七八	三
土耳其斯坦	露	四〇九、四三四	四、八八八、一八三	二二
トランスカスピヤ	露	二一四、二三七	三七二、一九三	二
斐海	露	一六九、三八一	三、三六七、五七六	一七
西部四比利亚	露	八七〇、八一八	一、九九二、二二一	四
東部四比利亚	露	三、〇四四、五一二	三三九、一二七	一
黑龍地方	露	八八八、八三〇	二八、一六六	一
樺太	露	二九、三三六		
芬蘭、ホクハラ、キール其他外國に居る露人	露	四二、九〇九		
合計	露	八、六六〇、三九五	二二九、〇〇四、五一四	一五

是れ千八百九十七年の國勢調査の結果に據るものにして、則ち信憑すべき最近の統計なり。而して露國は人口激増國の一にして、千八百九十三年には千人

人口の密度

に付十三人九千八百九十四年には十四人七、九十五年には十四人五、九十六年には十六人九、九十七年には十八人一の割合を以て増加せり。則ち年百五六十萬を増加するものにして、加ふるに侵畧によりて附加する民衆を以てするときは、露民二億を報するの時期は遠きにあらざるべし。

我國全國の平均一方哩人口は二百九十六人にして、最も稀疎なる北海道と雖尚ほ十七人あり、而して露國は人口最も稠密なる波蘭に於て百九十三人、歐露は五十一人、平均十五人に過ぎざれば、以て露國の開明が如何なる程度に在るか

都市と田舎

露國は固より農業國なり、商工業は僅に發芽したるのみ、試に統計に據りて此等の關係が如何なる状態に在るかを説明するに

地方	都市住民	田舎住民	地方	都市住民	田舎住民
歐露	一一、八三〇、五四六	八二、三八四、八六九	四比利亚	四六二、一八二	五、二六四、九〇八
波蘭	二、〇五九、三四〇	七、三九六、六〇三	中央亞細亞	九三三、六六二	六、七八九、〇三二
高加索	九九六、二四八	八、二五二、四四七	合計	一六、二八〇、九七八	一〇、〇八七、八四九

見るべし、全國民の八割五分は田舎に住し耕耘を業とする者にして、商工業地た

る都市に住する者は一割五分に過ぎず。而して都市と稱するものも多くは村落の大なるのみにて、十萬以上の人口を有するは八百六十餘萬方哩中に左の十數を算するに過ぎず。

都市の人口	
聖彼得堡	一、二六七、〇二二
莫斯科	九八八、六一四
ワルソワ	六三八、二〇九
オデッサ	四〇五、〇四一
ロヅ	三一五、二〇九
リガ	二五六、一九七
キエフ	二四七、四三二
カールコフ	一七四、八四六
都市	
ピルナ	一五四、五三二
サラトフ	一三七、一〇九
カザン	一三一、五〇八
エカテリノスラフ	一一一、二一六
ドン河上のロストフ	一一九、八八九
アストラカフ	一一二、八八〇
チユーラ	一一一、〇四八
キシネフ	一〇八、七九六

第二 政治的露國

露國は世襲君主專制にして、立法行政の大權は悉く皇帝に集注し、中央集權の極端なる例なり。如何なる法律と雖も皇帝の名に於てするにあらざれば効力なく、皇帝の意志は直に法律となる。慣例によりて皇帝の尊奉すべきものとな

政府

れるものは此の例外にして、其の第一は皇位繼承法なり。彼得大帝の時皇帝は皇族中より自由に皇嗣を指定し得るの法を定めしが、パウル帝に至りて之を變更して長子相續制となし、男系をして女系より優先權を得せしめたり。是れ即ち現行制度にして、露國の皇位は長男之を繼承すべく、皇帝と雖自由に皇位を他人に與ふるを得ず。露國皇帝及皇后皇子は必ず正教信奉者なるべきは、又彼得大帝の定めたる所にして、此は今に至りて尙ほ遵奉せられ、アレキサンダー一世の時更に皇族の結婚は必ず皇帝の認許を経べく、違ひたる者は其子は皇位繼承の權を失ふことを定めたり。而して推定皇位繼承者は滿十六歳を待ちて儲位に即き、他の皇族は滿二十歳にして丁年とす。

統治機關は大要四個に分る、第一議政府、第二元老府、第三宗教府、第四大臣會議府にして、議政府は千八百一年アレキサンダー一世之を創始し、千九百一年現皇帝之を改良せり。議員は皇帝の指命する所にして、議長は毎年皇帝任命の下に更新す。府は四部に分る、立法部は其の一、宮廷及寺院部は其の二、國家經濟及工業部は其の三、學校及商業部は其の四なり。各部各自己の議長を有し、獨立の職

元老院

責を有す。而して議政府の總會は各部の外に存し、國務大臣が提出する豫算及
毎年度内に要する凡ての費用を討議するを以て主要の職務とし、責任大臣には
員外者として發言の權を與ふ。然れ共議政府には提案の權なく、法律の變更改
良を主張するを得ず、單に立法に關する諮詢府と謂ふを適當なりとすべし。

元老府は千七百十一年彼得大帝の創始する所、一半は討議府にして一半は實
行府なり。法律は必らず元老府の發布を待つべく、元老府は又最高法院の職務
を取る。府員は凡て尊貴の人若くは高官に居る人より選ばれ、六部に分れて各
特種の司法に關係し、法律家を以て議長とす、議長は皇帝を代表するものにして、
彼の署名あるにあらざれば、判決は効力を有せず。總會の議長は司法大臣之れ
に任ず。此くて元老府は司法の最高院たると共に、國家行政の一般を審査し、皇
帝に直接上奏することを得。

宗教府

宗教府は神聖會議と稱し、千七百二十一年彼得帝の創設する所なり。三人の
メトロポリタン(聖彼得堡、莫斯科、キエフ)シオージア(高加索)及波蘭(ロールム、ブル
ソウ)の大僧正其他の僧正を以て組織し、聖彼得堡のメトロポリタンを議長とし、

大臣會議

別に皇帝を代表する執法官あり、凡て國內の宗教事務を總管す。

大臣會議は現職國務大臣を以て組織す、現に其局に當る者は

- 第一 宮内及御料總監フリードリッックス將軍
- 第二 外務大臣ランズドルフ伯
- 第三 陸軍大臣サハロフ將軍
- 第四 海軍大臣アウエラン將軍
- 第五 内務大臣ブレーフ
- 第六 文部大臣
- 第七 大藏大臣コ、オツオフ
- 第八 司法大臣ムラビヨフ
- 第九 農務及國有地大臣エルモロフ
- 第十 土木及鐵道大臣キルコフ侯
- 第十一 監督部大臣ロブコ將軍
- 第十二 神聖會議執法官ホビドノスチエツフ
- 第十三 茶園總督

此等各大臣の外大公三人其他前大臣の榮譽を有する者數人之れに列席し、前
大藏大臣ウツテ議長たり。

以上は國家公制の制度にして、此外皇帝に直隸して慈善及女子教育に關する
二局、請願に關する一局あり。千八百八十八年の勅令にて制定せられたる經濟、
鑛業及工業、立法に關する三課を總て、帝室附屬の一局を爲すものあり。特に奇
なるは夫の寵臣ベソプラソフが麻痺得たる國務大臣の稱にして、彼れが無官の
身を以て數、國務に容喙する一事は、ウツテ、クロバトキン等の憤怒を招き、終に彈

州縣

効に至りて與へられたるものなれば、此は口を塞ぐのみにて、實際には何の職守もなきものなるべし。

全國は七十九縣十八州一島に區畫せられ、州縣は更に合併して總督府を爲す。現に總督の存するは芬蘭、波蘭、ビルナ、キエフ、莫斯科、高加索、土耳其斯坦、ステブノエ(高原地方)、イルクツク、黒龍の十にして、最近滿洲を含みて新制を布きたるも、此は早晚訂正せらるべきもの、固より我國に於て承認する所にあらず。縣の露西亞本部に在るものは五十、波蘭に十、芬蘭に八、高加索に七、西比利亞に四にして、州は高加索に四、中央亞細亞に九、西比利亞に四、支那に一、一島は樺太なり。

地方官

總督府に總督あり、皇帝を代表して文武兩權を總ぶ。縣に知事あり。州に提督あり。西比利亞の總督は諮問府を有し、之をして諸般の事項を討議せしむ。知事に副官あり、知事病氣其他の事故に由りて事務を見ること能はざるときは、代りて其の事を攝行す。而して各縣には中央監督部の配下に屬する監督官あり。縣は更に五以上十五郡に分たれ(凡て七百十二郡)、郡は又多數の自治團に分たる。聖彼得堡、オデッサ、ケルク、セバストポールは都制の下に特種の知府を有し、

自治體

クロンスタットとニコライエフは獨立したる軍務知事の管轄に屬す。

露國に於ては地方行政事務と農民の土地に關係ある宗教事務とは、共に人民の手に委任せられ、之れが爲に歐露全土はバルチック三州を除きて十萬七千六百七十六區に分割せらる、是れ行政上の最小團にして則ち村なり。其事務は各戸主より成る村會の決する所にして、之が實行者は村會の選舉に係りスタロス(戸長)と云ふ。彼れは村治一般を經理するのみならず、收税上の事務にも當り、村會は必要ある毎に隨時に集會するなり。村の結合したるものをポロストと云ひ、男子二千人を有するを以て標準と爲す。組織は前と同しく、討議會と實行者とより成るものにして、各村より十戸一人の割合を以て代表者を出し、之を以て討議體を組織し、討議體は更に實行者を選舉す、即ちスタルシナなり。

想ふに曩きに村と云へるは、我國の改正制度以前の村と同一にして、久しき以前よりの區劃に據るものなるべく、其の連合して成るものは現制度の村と同一にして、則ち行政上の便宜によりて定めたるものならん。二者共に村にして我改正以前の村と現制の村と同時に行はれ居るものと思ふて可なり。ポロスト

の會議に付するものはミルに討議せらるゝものと異なるなく、唯一方はコムミ
 ユンの範圍に止まり、後者はポロスト全般に亘る差あるのみ。而してポロスト
 の事務は郡衙に存する農民事務課の監督に従ふなり。波蘭にはポロストなく、
 代ふるにグミナを以てし、グミナ會議は僧侶警官を除きて凡ての土地所有者を
 して同一の發言權を有せしむ。然れ共グミナは直接に郡長の指揮の下に活動
 するを以て、自治の權はポロストの如く全からず。

村會と併立して村裁判あり、村會に於て四人乃至十二人の判官を選びて、凡て
 犯罪を審理せしめ、村民間の財産に關する爭議も百留に達せざるものは茲に判
 決せしむ。百留以上三百留に至る争訟は、區裁判所之を受理し、服せざるものは
 スエブ(郡裁判)に控訴し、更に元老府に上告するを得しむ。是れ大體の裁判組織
 にして、千八百八十九年一大改正あり、中央露西亞の二十州にては貴族の互選に
 て候補者を出し、政府之を郡長に任用して區裁判の事務をも取らしむるに至り
 たり。市に於ては聖彼得堡、莫斯科及オデッサを除きて、前同様の手續に由る行
 政官二人を取りて區裁判の事を行はしむ。而して村裁判は凡て郡長の監督の

ゼムストボ

下に立つ事となり、千八百九十年及千八百九十一年に至りて、自治權を有する州
 には悉く之を行へり。

州及郡には州郡會ゼムストボあり、議員は農民、都市に於ける家主、地主の選舉する所にし
 て、州若くは郡の貴族の首領は員外員を以て之れが議長となり、或範圍までの經
 濟事務を議す。行政の首長はアブラバと云ふ、ゼムストボの選舉する所にして、
 従來は稍、大なる權力を有せしも、千八百九十年の地方制度改正に於てゼムスト
 ボの權力を制限し、議員數を減し、貴族の土地所有者の權力を増大したるを以て、
 今は自治權の存するもの幾何もなし。

市町も従來はゼムストボと略ほ同一なる組織に於て、一種の自治權を有し、凡
 ての家屋所有者を財産總額に於て三等分して三階級に作り、各級より同一數の
 代表者を町市會に出し、町市會はアブラバを選舉せり。然るに千八百九十四年
 の改正は大に自治體の權力を奪ひ、市町の行政をして殆んど全く官選吏員の手
 に歸せしめたり。

千八百八十三年より九十七年に至るの間、ゼムストボ制の歐洲露西亞に行は

れたるは凡て三十四州三百六十一郡にして、選舉者の數は土地所有者四萬百七十二人、市民四萬八千九十一人、農十九萬六千七百七十三人なりき。投票の分配は農民に於て全票數の六割四分を占め、貴族は一割二分、商賈一割、僧侶五分、職工四分と算せられたり。而して當選議員の三割五分は貴族に屬し、一割五分は商賈、三割八分は農民なり。更に彼等が選舉せるアブラバを見れば、總數千二百六十三人にして、東部露西亞に於ては其の三分の二は農民なりしも、中露に於ては三分の二以上四分の三は貴族なりしと云ふ。

芬蘭は千八百九年九月十七日フレデリックスハーインの條約に據りて露國に合せたるものにして、アレキサンダー一世は翌年同公領の舊憲を准許することを公布し、千七百七十二年以來の國會を維持せり。國會は貴族、僧侶、市民、農の四階級を代表し、太公(露帝)の命に據りて召來するものにして、會期は四箇月とし、露帝の提案を討議するものとす。事實に於て法律起草の任に當る者は、芬蘭事務大臣及勅任せらるゝ四人の官吏より成る芬蘭事務局にして、聖彼得堡に在り。元老院はヘルシングフォルスに在り、元老官は皇帝之を勅任し、總督の監督の下に國

芬蘭

務を處理す。同院は財政及司法の二部に分れ、其下に郵便、鐵道、運河、關稅、衛生、裁判の各局あり。軍務局は露國陸軍大臣の指揮を受け、外交は露國外務省に委す。而して千八百九十九年以來露化的政策は頻りに進歩するを以て、芬蘭か何の日まで此く半獨立國の體面を維持し得るやは疑問なり、

此外歐洲露西亞に於て特殊の行政組織を有したるは、波蘭及バルチック沿海三州なりしが、波蘭は千八百六十八年に於て露國に吸收せられ、バルチック沿海州は千八百八十九年に最後の特權を奪はれて、共に純乎たる露領となれり。

教育

露國の教育は極めて不完全なり、大體文部省の管理に屬するは勿論なるも、此の他各省に分屬するものも少なからず。全國は聖彼得堡、莫斯科、カザン、オレンブルク、カールコフ、オデッサ、キエフ、ビルナ、ワルソウ、リガ、高加索、土耳其斯坦、西部西比利亞、東部西比利亞、黑龍の十五學區に分たれ、千九百年に於て各省より支出したる學費總額は五千百六萬二千八百餘留なりき。此中大學に支出したるは四百三十二萬四千四百餘圓、文部の中等教育に支出したるもの九百八十四萬六千

波蘭

教育

五百餘圓なり。

大學は莫斯科生徒四千四百人、聖彼得堡生徒三千八百人、キエフ(生徒二千六百人)、カールカフ(生徒千四百人)、ユルエフ(生徒千二百人)、ワルソウ(生徒千百人)、カザン(生徒八百人)、オデッサ(七百人)、トムスク(生徒四百五十人に置かれ、千九百年一月一日に於ける生徒總數は一萬六千五百人なりき。此他の高等の學校はキエフ、莫斯科、聖彼得堡、カザンに各一神學校ありて生徒八百人を有し、アーメニア教は高加索、エチミヤチンに自己の宗教高等學校を有し、カトリック教は聖彼得堡に一校を有す。其他醫學校六、獸醫學校四、法學校五、文部に屬する專門學校五、技術研究所七、女子高等學校二、鑛山學校二、土木學校四、農學校四、製圖學校一、語學校三、兵學校五あり。而して芬蘭には別に一大學ありて生徒四千を有す。

中等教育に關する諸種の學校及千八百九十九年に於ける生徒數を表示すれば左の如し。但芬蘭を除く。

監督省	學校種類	學校數	生徒數
文部省	ギムナシア	一九二	七、〇〇四
	プロギムナシア	四五	
監督省	學校種類	學校數	生徒數
文部省	レアルスクール	一一三	三四、四九五
	師範學校	九	五三七

農務省	農學校(一八九八年)	二	一、四四九
司法省	土地測量學校	五	
逓信省	技術學校	一一	
大藏省	專門學校	一六	
	商業學校	一六	
マリー后	ギムナシア	三〇	二〇、二四六
慈善會	研究所	三二	
神聖會議	セミナリー	五五	一八、〇〇〇
	師範學校	一四	一、一〇〇
	女學校	六九	一五、一三八
	私立研究會	三一	
農務省	農學校(一八九八年)	二	一、四四九
司法省	土地測量學校	五	
逓信省	技術學校	一一	
大藏省	專門學校	一六	
	商業學校	一六	
マリー后	ギムナシア	三〇	二〇、二四六
慈善會	研究所	三二	
神聖會議	セミナリー	五五	一八、〇〇〇
	師範學校	一四	一、一〇〇
	女學校	六九	一五、一三八
	私立研究會	三一	
農務省	農學校(一八九八年)	二	一、四四九
司法省	土地測量學校	五	
逓信省	技術學校	一一	
大藏省	專門學校	一六	
	商業學校	一六	
マリー后	ギムナシア	三〇	二〇、二四六
慈善會	研究所	三二	
神聖會議	セミナリー	五五	一八、〇〇〇
	師範學校	一四	一、一〇〇
	女學校	六九	一五、一三八
	私立研究會	三一	
農務省	農學校(一八九八年)	二	一、四四九
司法省	土地測量學校	五	
逓信省	技術學校	一一	
大藏省	專門學校	一六	
	商業學校	一六	
マリー后	ギムナシア	三〇	二〇、二四六
慈善會	研究所	三二	
神聖會議	セミナリー	五五	一八、〇〇〇
	師範學校	一四	一、一〇〇
	女學校	六九	一五、一三八
	私立研究會	三一	

千八百九十八年に於て初等教育の學校、教師、生徒數を表示する左の如し。

合計	一、一〇〇、四〇五、九六七	一〇〇	一九、一
歐洲露西亞	一八〇、六一二、〇〇〇	四比利亞	八、七四〇、〇〇〇
波蘭領	一、五三八、〇〇〇	中央亞細亞(土爾其斯坦を除き)	二、二九五、〇〇〇
北高加索	一〇、二二九、〇〇〇	全帝國	二、四三、一五、〇〇〇

千八百九十九年に於ける耕作段別を見るに
 而して此處に産したる五穀及馬鈴薯は芬蘭を除きてブードを單位として計算すれば

	小麥	ライ	オーツ	大麥	雜穀	通計	馬鈴薯
歐露本部	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
波蘭領	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
北高加索	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
四比利亞	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
高原地方	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
合計	五、〇七〇、〇〇〇	五、〇七〇、〇〇〇	五、〇七〇、〇〇〇	五、〇七〇、〇〇〇	五、〇七〇、〇〇〇	五、〇七〇、〇〇〇	五、〇七〇、〇〇〇

特種農産物に就ては、歐露及波蘭領に於て麻、大麻あり。麻は千八百九十九年に於て耕作段別四百萬エーカーにして、麻三十五萬七千餘噸、麻實千七百三十萬ブシエルを産し、大麻は耕作段別百八十一萬エーカーの下に大麻二十一萬七千餘

噸、大麻實千九百六十七萬五千ブシエル餘を産せり。

同年牧草の收穫は露本部に於て三千二百七十九萬餘噸、波蘭に於て百九十五萬五千餘噸、北高加索に於て三百六十七萬六千餘噸、西比利亞に於て七百五十四萬餘噸、高原地方に於て二百五十四萬餘噸、合計四千八百五十萬餘噸なりき。

同年トランス高加索には葡萄園二十五萬エーカー餘ありて、生葡萄にて賣れる外葡萄酒千七百四萬ガロンを産し、煙草千八百九十七年の耕作は一萬エーカー餘にして三千三百八十噸を産し、クーパーン郡にては二萬九千エーカーの耕作にして、一萬二千八百餘噸を産せり。而して同地方の茶業は次第に擴張されつゝあり。

土爾其斯坦には棉花を産し、増殖するか如し。千八百八十八年には耕作段別二十一萬四千エーカーにして、收穫三十二萬五千擔なりしもの、千八百九十五年には耕作段別は四十六萬九千エーカーに増進し、純良棉花八十四萬擔を得たり。一半は亞米利加種一半は地方種にしてフェルガーナを中心とす。キーバ及ボクハラは年々三十二萬擔を産す。後高加索にも棉花産地あり、千八百九十八年に

森林

礦業

精棉花二萬餘擔を出せり。土耳其斯坦には又米二百六十七萬擔、繭三十三萬擔を産す。

第二森林 自然的露西亞の説明に據りて、露國に森林の饒多なるは知るべく、歐洲露西亞に於て少なくとも四億七千四百萬エーカーあり、芬蘭に五千萬エーカーあり、波蘭に六百七十萬エーカー、高加索に千八百七十萬エーカーを合すれば、之れのみて五億五千萬エーカーに達すべし。森林は主として國家に屬し、歐洲露西亞に於て六割四分以上を占め、次には個人にして二割三分、農民は九分を以て之れに次ぎ、皇室は三分、殘る一部は市町、會社等の占有する所なり。

亞細亞露西亞に於ては森林の踏査を経たるもの、凡そ三億三千七百萬エーカーあり。西比利亞は氣候概して嚴烈にして交通も便ならざるが爲に、目今此の天與の富源を開發するに至らず。東部西比利亞の太平洋に出つべき部分は却つて便益を受くるに似たり。歐露アンチンピル、ポログナ縣に在るものは多くは國有にして、白海諸港を経て英國に輸出せらるゝなり。

第三礦業 露國は到る處礦物に富み、礦業は年々増進しつゝあり、其中重なる

金産地は西比利亞、烏拉爾山地方にして、金額の四分の一は金坑より産し、他は砂金なり。銀は亞爾泰、ネルチンスク、セミパラチンスク、芬蘭に産し、白金は烏拉爾地方に、銅は主として烏拉爾及高加索に、マンガン、ニスは高加索のクタイに及南露に、クロム、鐵礦は唯烏拉爾にのみ産す。而して水銀は南露に、硫黃は高加索及波蘭に、鹽は其範圍甚だ廣くして、南露、アストラカン、ペルム、高加索を主とす。鐵礦はエカテリノスラプを盛なりとし、バクは石油を以て名あり、今重なる礦物の産額を左に示す。

年次	金	白金	銀	鉛	錫	銅	生	鐵	鋼
一八九〇年	三九、三七一	二、八四四	一四、五六二	八二五	三、七二五	五、六三七	九一二	四二七	二四六
一八九一年	三九、〇八七	四、二三六	一三、七一一	五五〇	三、六二〇	五、三七二	九八九	四四一	二九一
一八九二年	四二、九九九	四、五七三	一一、一八四	八七四	四、三〇二	五、二三四	一、〇五五	四九〇	三七六
一八九三年	四四、八六八	五、〇九九	九、四九六	八三一	四、四三一	五、三三三	一、一三一	四九一	四一五
一八九四年	四二、九四一	五、二〇九	七、八一三	七三二	四、九三七	五、三八一	一、三二二	四九五	三八一
一八九五年	四一、一〇九	四、四〇六	七、八八七	四〇六	四、九五三	五、八五三	一、四三〇	四三七	五九一
一八九六年	三七、二一〇	四、九三〇	七、八〇九	二五八	六、一六一	五、七一一	一、五九六	四九〇	七三五
一八九七年	三八、一八八	五、六〇二	四、七八九	四四三	五、七八四	六、三八二	一、八五一	五〇四	八九三
一八九八年	三八、七九二	六、二四〇	五、九四三	三三八	五、五八〇	六、四九五	二、二〇六	五八〇	一、四四九
一八九九年	三八、七七六	五、九六二	四、六三七	三一八	七、四一九	二、六七〇	—	五七三	一、三一四

工業

備考 金の産額は未精鍊なり純金八割八分を此中より生ず。白金も未精鍊。銀も未精鍊凡そ九割二分を生ず。銀は年々約三千三百キログラムに達す。鐵には各種を包含す。

第四工業 露國の工業は極めて近年の發達にして、前藏相ウッテの嚴なる保護政策の下に大に外國の資本を吸収し、一時隆盛の域に向はんとせしも、露國式の施政は此の問題にも行はれて政界の激變多く、數年以來は工業界に一大恐慌を起し、外國の資本家は成るべく資本を廻收する方針に向ひたれば、豫想ほど急遽なる發達を得んこと覺束なし。千八百九十九年は近年に於て同國工業の最も振ひたる年にして、其前々年歐露に於ける工業は波蘭及芬蘭を除きて製造所の數三萬、職工二百十萬を有し、製造品の價格は二十八億餘圓と算せられたり。今同國官廳の報告に據れば千八百九十三年に於て千留以上の製産を爲したる諸會社數、職工、生産價格等は左の如し。

國名	會社數		職工		數	蒸氣機關	
	男	女	男	女		馬力	製産價格留
歐露	一七、六〇五	九四九、〇四四	二六四、〇三〇	一〇、五二五	二八九、四〇四	一、四六六、九九八、〇〇〇	
波蘭	二、七一一	一〇八、四三三	四四、八二五	一九、九九九	八、三三六	二二九、四九五、〇〇〇	
高加索	一、一九九	二〇、七六六	一、二六一	七九一	七、七二二	三、七三三、〇〇〇	

商業

四比利亞 六〇九 一〇、九六一 一〇、五六六 一一五 一、八二二 一一、九二九、〇〇〇

土耳其斯坦 三三九 六、二九五 一、〇九四、九七二 二五 三九九 一六、一八六、〇〇〇

總計 二二、四八三 一、〇九四、九七二 三二、八〇三 一三、三三五 三八〇、〇五七 一、七五九、三三三、〇〇〇

第五商業 工業と同じく甚だ幼稚たるを免れず、其の重なるものは勿論歐洲の境上に行はるるものにして、是れには高加索地方を含まざりしが、千八百九十四年以來同地方を通してナフサ及穀物の歐洲に輸出せらるゝもの稍多かりしを以て、政府は同年以後之を歐洲との貿易額に算入する事となしたり。今千八百八十六年以來商業進歩の概況を示さんか爲に、五年間の區別によりて平均額を示せば左の如し。

年次	輸出	輸入	年次	輸出	輸入
一八八六年—一九〇〇年	六七五、二〇〇、〇〇〇	四二五、〇〇〇、〇〇〇	一八九六年—一九〇〇年	六七八、五八五、〇〇〇	五二五、四六一、〇〇〇
一八九一年—九五五年	六三六、五二五、〇〇〇	四六八、九六一、〇〇〇	一九〇〇年	六八八、五五二、〇〇〇	五七二、四九六、〇〇〇

更に通商方面に據りて概況を示せば

年次	歐洲	亞細亞	芬蘭	合計
一八九六年	六四九、七〇九、〇〇〇	二一、二〇八、〇〇〇	一七、六五五、〇〇〇	六八八、五七二、〇〇〇
一八九七年	六七三、九〇〇、〇〇〇	二二、三〇〇、〇〇〇	三〇、四〇〇、〇〇〇	七二六、六〇〇、〇〇〇

一八九八年	六七五、六〇〇、〇〇〇	二三、八〇〇、〇〇〇	三三、二六四、〇〇〇	七三二、七〇〇、〇〇〇
一八九九年	五六六、五三三、〇〇〇	二五、三三四、〇〇〇	二五、一一六、〇〇〇	六二六、九八三、〇〇〇
一九〇〇年	六四七、五〇二、〇〇〇	四一、〇五〇、〇〇〇	—	—
	輸入	亞細亞	芬蘭	合計
一八九六年	五一四、六〇〇、〇〇〇	五〇、四〇〇、〇〇〇	二〇、五〇〇、〇〇〇	五八五、五〇〇、〇〇〇
一八九七年	四八九、五〇〇、〇〇〇	五一、四〇〇、〇〇〇	一九、一〇〇、〇〇〇	五六〇、〇〇〇、〇〇〇
一八九八年	五四一、三八〇、〇〇〇	五五、四〇〇、〇〇〇	二〇、六三七、〇〇〇	六一七、五〇〇、〇〇〇
一八九九年	五七六、八八二、〇〇〇	五三、三七四、〇〇〇	二〇、二二九、〇〇〇	六五〇、四八五、〇〇〇
一九〇〇年	六四七、五〇二、〇〇〇	—	四一、〇五〇、〇〇〇	—

又物品に據つて之を分類すれば

輸 出	食料品	原料及半製品	動物	製造品	合計
一八九六年	三八一、五三五、〇〇〇	二五七、八三九、〇〇〇	一五、一四四、〇〇〇	一一、九〇六、〇〇〇	六六七、四二二、〇〇〇
一八九七年	四二二、六三五、〇〇〇	二五九、五九四、〇〇〇	一七、〇九二、〇〇〇	一九、〇二六、〇〇〇	七〇四、三三七、〇〇〇
一八九八年	四三三、四一〇、〇〇〇	二三八、三八六、〇〇〇	一六、八四九、〇〇〇	二〇、一五三、〇〇〇	七〇八、八九九、〇〇〇
一八九九年	三二七、二七〇、〇〇〇	二九八、八七三、〇〇〇	一七、二五九、〇〇〇	一七、三三四、〇〇〇	六〇一、六四九、〇〇〇
一九〇〇年	三八二、二二五、〇〇〇	二九九、九四二、〇〇〇	一九、四九五、〇〇〇	一九、四九五、〇〇〇	六八八、五五二、〇〇〇

交通

第六交通 千九百年に於て二十噸以上の船舶の露國諸港に寄港したる總數は一萬〇五百七十三隻、八百五十四萬九千噸にして、出帆したる船舶は九千百〇

二隻なり。鐵道は年々長足の進歩を以て延長するも、其収入は割合に増加せず、試に之を表示すれば

哩數	總收入	營業費	純益
一八九一年	一八、一一四	二九六、〇八七、〇〇〇	一七七、六五一、〇〇〇
一八九二年	一八、三九〇	三〇一、七〇八、〇〇〇	一〇七、六七六、〇〇〇
一八九三年	一九、四三二	三二八、七九二、〇〇〇	一一九、四三〇、〇〇〇
一八九四年	二〇、六六一	三六七、七二五、〇〇〇	一五三、〇九九、〇〇〇
一八九五年	二一、八三〇	三九一、八八七、〇〇〇	一六五、一〇四、〇〇〇
一八九六年	二二、二三八	四二〇、八七三、〇〇〇	一七六、七三三、〇〇〇
一八九七年	二四、一五五	四三七、三六三、〇〇〇	一七九、三〇六、〇〇〇
一八九八年	二四、六四五	四六五、七四一、〇〇〇	一八八、一六四、〇〇〇
一八九九年	二六、六八九	四九五、九六三、〇〇〇	一九〇、二〇一、〇〇〇
一九〇〇年	二七、四五	五四〇、一六七、〇〇〇	—

千八百九十年に於ける郵便事務は内國郵便四億千二百萬餘通、外國郵便四千九百萬餘通にして、雜誌、書籍、小包等の送達事業を兼ね、經費は三千二百餘萬、收入二千九百四十四萬餘留にして、差引二百六十萬餘留の損失あり。同年の電信は千八百三十七萬餘通の外、鐵道電信八千萬餘通を取扱ひ、電話延長は四萬千八百五十哩、發音機三萬千餘ありたり。

第二章 露國の人種

輿圖を一瞥して露國版圖の廣大なるを見、瞑目して之れが統治の方法を考ふれば、何人も露國は終に一國として發達し得るや否を疑はざるを得ず。カムチヤッカの人民は言語、宗教、性格に於て波蘭人と異なり、波蘭人は芬蘭人に異なり、芬蘭人は中亞諸族と異なり。此等の間に一も共通して一國民たるべきの基礎なく、一も意氣の相投して事を共にすへき點なし。乃ち露國は一大國と謂ふと雖、其の實は數國の暫らく相集まりて一團たるに過ぎざるなきを得んや。帖木兒、成吉思汗、シャーレマンは皆世界的帝王なりしかども、其の破裂は必らずしも久しきを待たざりしにあらずや。古來露國に過ぐる廣大の地を掩有したるもの誠に二三に止まらず、然れ共彼は空しく史上に其名を止むるのみ、今は全く過去に屬して、人類史上には隕星の幻影の如く過ぎ去れり。現に版圖の大に於て露と拮抗するは英國あるも、加奈陀の如き、印度の如き、固より英と併せて一國視する

地勢と人情

を得ず。獨り露國は史上の前例を破り、世界匹なきの大國を永久に維持し得べきや否や。

此の問題に答ふるは容易の業にあらず、將來の運命を揣摩するは自から其人あり。唯露國の爲に現在に云ひ得べき事も少しとせず、之を語らば勞弊の間未來を卜するに足るものあらん。前にも説ける如く、露の版圖は甚だ廣大なるに關せず、地形は到る所同一にして、東西南北一も大なる相違ある地方なし。故に中央露西亞のスラブは西比利亞に入るも、故國と同一なる生活を營むを得、高原地方に入るも亦故國と同一なる生活を營み得て、地は隔遠すと雖、スラブの本色は之れが爲に異同を生せず。是れ露國統一の一大原動力にして、各地方の優勝者は共に同一の習慣、同一の理想を有して會て乖戾することなし。則ち露國は廣大と雖、東西互に聲息を通し、南北相呼應するを得るなり。

且つスラブの膨脹は殆んど荒漠無人の地に於てせられ、國を亡し、都を屠りたるものは、波蘭其の他一二あるに過ぎず。西比利亞の如き、中央亞細亞の如き、多くは無人の地にして、スラブの侵入を妨けたるものは、小數の蠻族あるのみ。故

征服地の概況

に露の征服は成吉思汗、帖木兒等の爲せるとは自から其の趣を異にし、露に對して亡國の怨を吞むものは未だ之れあらず、僅に有るものは人口過少にして、スラブに復讐する實力あることなし。此等の理由より推すときは露國の位置は先づ安全なるものと認むべく、ロマノフ家の即位以來、國內は常に一致して、漸次に東南兩方面に膨脹し、以て今日に至れるもの、基礎の稍鞏固なるを示すに足れり。然れ共、翻りて立國の基礎不安なりと認むべき原子を討究するときは、是れも亦決して尠少なりとせず。人種問題の如き、革命運動の如き、農民の不平の如き、皆是れにして、本章には先づ人種問題の大要を説かんと欲す。

露の如き大國が一人種の下に占領せらるべしとは雖しも想像せざる所なるも、其實數を聞くときは亦驚くべきものなからず。或人は露國內に包括せらるる人種は凡て七十餘種ありと云ひ、或は少なくとも四五十種を下らすと云ふ。何れにしても其の雜駁なるは想像するに足るべく、若し畫一制度を設けて之を統治せんと希圖する者あらば、到底困難の打ち勝つべからざるに絶望すべし。固より畫一制度の下にあらずして、團集して一大帝國を形成するに支障あるなく、

露國內の人種

比較勢力

大英國の諸植民地に於けるか如き、其の適例と爲すべきものなるも、此場合に於て畫一制度を布く能はざるだけの弱點を認むべく、廣大なる露領の地形同一にして、人情風俗の到る所同一なりとする利益は、其の一半を減殺すべし。

此の原因より來る立國の不安は、割據する人種の比較勢力に比例するは勿論にして、人口相半はして思想感情相反撥する場合には、分裂の危険は最も大なりとすべく、比較勢力の差愈、大なれば、危険は益、遠さかるべし。十數年前の計算に於て露國人口は一億なりとし、其の中六千七百萬はスラブにして、殘餘三千三百万は他の人種なりと云へり。若し六千七百萬に對する三千三百万にして、一團の反スラブ族ならしめば、露國立國の基礎は根本的に不安の分子を含むと斷言し得るも、三千三百万は幸にして一團にあらず、東西相距る或は數千里なるあり、南北懸絶すること數百里に過ぐるあり、而して各種族は各種の理想感情を有し、聲息通せず、固より呼應して事を擧ぐるに由なし。乃ち人種上より見たる露國は直に數字に由りて打算する如き危険を含むものにあらず。

然れ共、人種の雜駁なるは何處までも立國の基礎に於ける弱點たるに相違な

く、露國は如何なる程度に於て之を感すべきか、是れ人種分配の現状及彼等がスラブに對して有する感情に由りて決すべき問題なり。先づアリタニカが歐洲露西亞に於ける各人種の比較勢力を記する所左の如し。

人種比較表

大露西亞人	四一、九九四、〇〇〇	獨逸及英人	一、一六五、〇〇〇
小露西亞人	一七、二四一、〇〇〇	瑞典人	一一、〇〇〇
白露西亞人	四、三三〇、〇〇〇	サクソン族	一、一七七、〇〇〇
露人總計	六三、五六五、〇〇〇	アーマニア人及ジョージア人	四三、〇〇〇
波蘭人	五、七五〇、〇〇〇	チガン族	一六、〇〇〇
バルガリア人	一一〇、〇〇〇	エリアン族總計	七四、五六〇、〇〇〇
セックス	九、五〇〇	猶太人	三、一二〇、〇〇〇
ザミアス	九、五〇〇	カレイト人	三、〇〇〇
全スラブ族	六九、四四四、〇〇〇	セマイト族	三、一二三、〇〇〇
リチニア人	九八七、〇〇〇	カレリアン人	三三五、〇〇〇
ズマツド人	七七一、〇〇〇	エスセ人	八九一、〇〇〇
レット人	一、二四三、〇〇〇	リイプ人	二、〇〇〇
レットーリチニア人	三、〇〇一、〇〇〇	雜	一七五、〇〇〇
希臘人	八四、〇〇〇	バルチック、ヒン族	一、一三三、〇〇〇
ルーマニア及佛人(約二、〇〇〇)	七九五、〇〇〇	ラツプ人	七、五〇〇
希臘羅馬混合族	八七九、〇〇〇	サモエード人	六、五〇〇

北部ヒン族	一四、〇〇〇	雜種人	一、五〇〇、〇〇〇
モルドフ人	九六〇、〇〇〇	バシキル人	九〇三、〇〇〇
チエレミース人	三一一、〇〇〇	メシエキリアク人	一六七、〇〇〇
ホチアク人	二九二、〇〇〇	テブター人	一五九、〇〇〇
ホルガ、ヒン族	一、五六三、〇〇〇	キルギス人	一九七、〇〇〇
シリア人	一〇二、〇〇〇	雜	六、〇〇〇
ヘルム人	八〇、〇〇〇	土耳其、雜種族	三、六二九、〇〇〇
ホルグ人	二、〇〇〇	カルマク人	一一九、〇〇〇
ウケリア族	一八四、〇〇〇	チエーラニア族總計	三、七四八、〇〇〇
烏拉爾—亞爾泰族總計	三、〇六四、〇〇〇	歐露通計	八四、四九五、〇〇〇
チエバシニ人	六九七、〇〇〇		

是れ單に歐洲露西亞に就て記述する所なるも、人種の大別は十に過ぎ、小別四十に至る、之れに加ふるに亞細亞各方面に散在する諸種族を以てせば、或人の言の如く七十餘種に達することあらん。然れ共人類學の研究は本書の目的にあらず、建國の基礎に關して鞏固を檢するには、無勢力なる小種族の數を列擧するよりは、多少の勢力ある種族の配置感情を見るを要とす。例へば波蘭人はスラブの一種なりと雖、露に對して強烈なる反感を有するは彼等に如くはなき如き是れなり。况んや實際の勢力は必らずしも頭數に據りて打算するを得ず、バル

各人種の配置

チツク沿岸に於ける獨逸人の如き、之れが著しき例を示すあるをや。概括して論すればスラブは露帝國の中央に占居し、四邊は他種族の爲に圍繞せらるると云ふべく、露的勢力は中央に於て最も旺盛にして、邊陲に赴くに從ひて微弱となる。而して波蘭の如き、バルチック沿海州の如き、リチアニア、ベッサラビア、後高加索の如き、皆自己の歴史、文學、嗜好を有し、露人を見ることが恰も外國人を見るが如く、單に銃劍と巡査とによりて平穩を維持するのみ。而して此等地方の人民は文明の度に於て決して露人に譲るものにあらざるを以て、露國腹心の敵として恐るべき理由なしとせず。更に一步を進めて審査するときは、露人の中自から三種の別ありて、其の理想感情共に同じからず。第一種はルーリック朝に從ひ、北方より南移せる民族にして、之を小露族とし、第二種はノボゴロッドより東北に播遷せるものにして、之を大露族とし、第三種は西部露西亞に住するものにして、之を白露族となす。而して小露族は土耳其人種の血を雜へ、大露族は芬蘭人種の血を混し、白露族はリチアニア人の勢力に感染せるを以て、彼等の肉體は既に同一族たらざるのみならず、南方と北方とは常に交渉する對手の性格同じ

スラブ中の種別

からざるか爲に、露人の性格も亦自から變遷し來りて、九百年來の別居は殆んど此等をして別族なるか如き觀を呈せしむるに至れり。而して現に露人の中心たるものは則ち大露族にして、此中又二様の別を生じ、中央露西亞に住する者と西比利亞に土着せるものとは、自から同一視するを得ず。

フィン族

扱異種族の吟味に移らんに、西北隅に芬蘭あり、是れぞフィン族の本據にして、人口は凡て二百六十萬、瑞典人五十萬を除きて餘は悉くフィン族なり。同族は往古に於て歐亞兩方面に跨る大種族なりしも、今は匈牙利に遺影を止めて、其他は各方面に散在し、萎微して振はず。僅に保有するは露と瑞典との間に介在する芬蘭にして、是れとても六百年前瑞典の征服を受けて其の下に隸屬し、千七百四十一年以來露の有となりて半獨立國の位置を保ちたり。現に露領内に於て議會を有するは此地方のみにして、同じく露領と謂ふと雖、兩國の間に一も共通の點なく、露の壓制々度に併吞せられんことは、同族の最も恐怖して一日も懷に忘るゝ能はざる所なり。

性格

露芬兩族の性格を案するに、相距る此の如く甚たしきものは他に類例なかる

べしと云へり。露人某氏の之を記する言に曰く、「社會の狀態に於て露と芬蘭との如く相反する二種を描くは困難の業なり。芬蘭人は正直に、勤勉なる種族にして、其の生活は理論より割り出し、利益を基礎とするものなり、——但常に單調にして悲氣を帯ふるを免れず。之に反して露人は輕躁なる書生の如く、時としては醉醜し、時としては饑餓し、有らゆる恐を盡くすに足りて、又一面には崇高なる事業を爲すに堪え、常に人道の大問題に關係して、宿屋の支拂に拘々たらず」と。聊か自畫自贊の感はあられど、兩人種の性格相反するを知るに足るべし。故に芬蘭人は露人を蔑視し、露人は芬蘭人を侮りて兩者の交情は頗る相背く。

露國の巡查が芬蘭に駐在するは芬蘭人の常に不便とする所なり、武斷國の官吏が立憲國の社會に介在して、官權を肩にし、日常の行爲に干涉する、其の忍ぶべからざるは推知すべし。是を以て立憲國が武斷國と聯立して何等の得る所あるかとは、芬蘭人の常に問はんと欲する所にして、芬蘭人は過多の特權を有すとは露人が機に觸れて訴ふる不平なり。然らば露國の干涉益々多ければ芬蘭人の反感を挑發すること愈々甚たしきは謂はすして知るべく、芬蘭人自由を主張

感情

日耳曼族

するに愈々熱心なれば、露人は益々之を壓服せんとす。而してニコラス一世以來露の統一政策は漸次に歩を進め、四境に加ふる壓制は年々甚たしきを以て、芬蘭人は兢兢として傳來の自由を奪はれんことを恐れ、今は甚た不合理となりたる立憲制度だに、露人に機會を與ふるを憂ひて、改正に着手せず。

此の如くして露芬兩國は交情の冷淡水の如く、巴里に起りたる革命運動は熾に芬人談論の話題となるも、露都聖彼得斯堡に起りたる事件は、芬人會て聞知せざるか如し。聖彼得斯堡より芬蘭の境に至るには、汽車の行程一時間に過ぎざるも、既に境に入れば風物立るに變じ、人をして千里より來るかと思はしむ。

芬蘭と芬蘭灣を隔て、南岸にバルチック沿海州三あり、則ちエスソニア、リポニア、グーアランド是れにして、南の方リチュニアに接す。是れ聖彼得斯堡を除きてバルチックの沿海を掩ふの地、レベルリガ、ウインダウ、リパウ諸港皆此の中に在り、露國の西歐に對する貿易は概ね茲に於てし、東方より來る鐵道は多く茲に終局を有す。故に經濟上に於ては最も露國に必要な地方にして、露國若し此地方を失はば、併せて經濟の獨立を失ふなり。

此等の地方は元とリチアニア人及芬族の割據したる所にして、商業工の必要よりノボゴロッド等の露人も之れに雜居したり。十一世紀の頃獨逸人の東進運動起り、露人の韃靼族と争ふて遑なきに乗じて此地方に侵入し來り、始め宗教的團體より起り、終に獨立國を爲して、獨逸族は社會の上部を占め、從來の土民を奴隸的農民と化せり。此くて露國は韃靼族を追ひて自由の國となりたる時は、西に於て此等の地方を以てバルチック海を遮斷せられ、西歐と交通するを得ざりき。而して此地方の獨逸族は有心的に西歐の文明を遮斷して露に入らしめず、露の文明は爲に進歩を阻害せられたり。是に於て此等の地方を得るは露に於て一大重要事となり、攘奪の争是より起りて二百年に及び、彼得大帝の時漸く其志を伸ぶるを得たり。是れ此地方の畧史にして、此併呑は永久に持續すべきや否や。現今三州に住する人口は二百四十萬あり、其中獨逸族に屬するものは誠に僅少にして、同地住各種族の比較割合は大畧左の如しと云ふ、

エストニア	土民	獨逸人	露人	其他
八七、六	七、九	四、〇	〇、五	
ノボニア	八七、二	一〇、六	一、七	〇、五

クイアランド

七九、六

一〇、六

一、六

八、二

然れ共實際の勢力は此の如き頭數の比較に由りて推定するを得ず、試に彼等有する土地の廣袤に就て一考せよ。

全面積

八、四九七、〇〇〇デシアチン

貴族(獨逸人)

六、一六八、〇〇〇

國家

一、四五八、〇〇〇

農(土民)

二一六、〇〇〇

僧(多くは獨逸人)

九〇、〇〇〇

備考一 デシアチンは百九エールス、百エールスは二エーカー半なり

此他は市有に屬して亦獨逸人の左右する所なり、此の如くして獨逸人は數に於て甚た少なしと雖、權力、名譽、實益は多く、彼等の占有する所なるを知るべし。而して三州に蟠居する貴族は其數六千に過ぎずして、土地の四分の三を掩有し、餘ます四分の一を以て多數の土民に屬す。加ふるに征服者は貢納を取るに満足せずして、之を奴隸にしたるを思ひ合さば、此等地方の實狀を想像すべし。要するに獨逸人は數に於て僅々たるも、三州は全く其の握有する所にして、行政司法の權も亦獨逸人に在り。

近年農民の間には此る状態に不平を懷きて改革を主唱する者あり、ラチック人は其の魁にして、政治上社會上獨逸人と同等の權利を要求し、時々暴力を用ゆることあり。政府は寧ろ農民に左袒して獨逸人の勢力を減削するに意あるも、尙ほ斷乎たる處置を施す能はず。故にバルチック三州は實際獨逸人の有する所に於て、同地の長く露の有たるや否やは、全く獨逸人の感情如何に決す。

クーアランドの南は古の波蘭の地なり、波蘭はリチュニアを以つてバルチック沿海州に接し、其れより南して海岸に獨領ポーゼンあり、内地に波蘭本部あり、東して小露、白露を包みてドニパーの右岸に達し、之れに埃領ガリシアを加へて波蘭國を成せしが、三國分割の結果ポーゼンは獨領に入り、ガリシアは埃國に併せられて、他の四州は露の手に入りたり。リチュニア人は波蘭人露人共に關係なき特種の民族なり、白露、小露はウクレイン地方を形づくり、全く露族の分派たり。故に波蘭人の占居するは主として波蘭本部にして、其の數は五百五六十萬を算して、總人口の六割四分に至り、其の他は貴族豪商の各地に散布するのみ。則ちリチュニアは人口の一割、小露は二割八分、白露に於て僅に七分なり。

ポール

史的關係

此等の地方が露國と如何なる關係を有するかを知るには、史的關係を研究するを捷徑なりとす。波蘭が露國と非常に紛糾せる歴史を有するは、露國小史にも概見せるが如くにして、兩者の間は單に國家的争闘に止まらず、人種的憎惡の念も亦甚だ熾なりとす。前記四州中に於て最も早く國を爲したるはリチュニアにして、十三世紀の中葉露が韃靼に蹂躪せられたるは、リチュニアに最好の機會を與へたるものにして、同地の權力は此際大に發達し、進んで白露、小露を併せて大公國を稱するに至りき。

一方に於て波蘭は獨逸族と争ふて終に一國民たる性格を發揮し、彼等の多智多能なる當時歐洲に行はれたる凡ての文明を吸收して、最も自由なる憲法を制定したり。其の結果文明、實力大に發達して附近風を望んで來投する傾あり、千三百八十六年リチュニアと聯立國を作り、久しからずして之を合併せしが、波蘭の勢威大に振ひ、リチュニア、小露、白露共に其の語を使用するに至れり。十六世紀にはバルチック沿海州の自から來り合するあり、十八世紀には殆んど全露を呑むの勢を呈したり。

然れ共立國の組織當を失へる結果は十八世紀に入りて全く其の弊を暴露し、貴族は權利實益を併せて獨占し、一般人民を奴隸にしたるを以て、上に在る者は泰平の久しきと共に遊逸驕惰に耽りて漸く忠誠の念を失ひ、スカルガの如き十六世紀に於て既に其の前徴を認めて痛論したるも顧みる者なく、同世紀の終にはウクレインの背き去りてザボロジに遁るゝあり、將來永くウクレイン騷擾の策源地となれり。是れより波蘭は國家日に多事にして、而かも貴族は未だ覺醒せず、専ら權勢を争ふて外國の囑賂を受けて運動するに至り、千七百七十二年終に露埃普三國の間に分割せられたり。後外敵を排して獨立すること二回に及びたるも、千七百九十五年第三回の分割を受けて以來國を爲すとを得ず。

然れ共分割は未だ國民を殺すに至らず、曩きに内争に耽りたる貴族等は此の教訓に悟る所あり、愛國家は心を實力の發達に傾けて、社會上、道德上、智術上より國民の啓發に努めたれば、波蘭は久しからずして忽ち改造せられ、昔日の貴族國は一變して上下共通の國となりて、産業も亦發達したるを以て、波蘭は再び恐るべき人種團結となれり。千八百三十一年獨立戦争を起し、不幸にして其目的を

改造されたる
波蘭

達し能はざりしも、亦輕視すべからざる敵なるを示し、六十三年再び之を企て、又失敗せしが、波蘭人の意氣は之が爲に挫屈せず。再度の叛亂以後露國は波蘭の舊形を遺留するの不可を認めて、強めて露化方針を取りたるも、波蘭人は法制上に之を争ふを得ず、實力以て之れに當るの決心を取り、文學、技藝、産業並び進ましめたるを以て、凡ての文明に於て露國中に一頭地を抜き、波蘭國民の團結は依然として破壊し去るを得ず。爾後二十年の結果は大に露人を驚倒せしめ、波蘭問題は其一部を割きて外國に與ふるにあらざれば、到底解決し難しと發言する者あるに至れり。以て波蘭今日の位置を知るに足るべく、數世以來の如く露國にして各方面に露化的政策を強行するに急なるときは波蘭の叛亂は唯時機の問題なりと謂はざるべからず。

ウクレイン

ウクレイン人は放縱不羈なるコザックの裔なり、彼は波蘭の貴族壓制を怨んで、終に先天的波蘭憎惡の民となりたれば、波蘭が同地方を含みて一國を再建せんこと望なかるべきも、同時に彼等は露國に心服するものにあらず。チェブチニコ
以來獨立の思想は同地の上流に絶えず、今はドラゴマノフの如きありて之を

鼓吹するに努めり。唯一般人民は漸く祖先の氣象を失して惰眠に陥りたるを以て、先覺の努力功を奏して國民的獨立の運動を開始するは、果して何の日にあるべきか、今日より豫言し易からず。

クリミヤ

白露の南にベッサラビアあり、ダニユープ河口の小島あり、千八百七十六年の露土戦争の際はルーマニアに屬せる地にして、當時ルーマニアは露國に左祖せるに拘はらず、アレキサンダー二世は、戦終りたる後無法にも此地を割きて露領と爲し、ルーマニアの怨恨を買へり。是れより黒海岸を東走してクリミヤに達す。クリミヤは元とトルコ族の占居地たりしも、連合軍が同地を攻撃したる後、韃靼族は多く土耳其に移住して、今は總人口の一割六分を占むるに過ぎず。其の六割八分は露人にして、餘す所は獨逸人、猶太人なり。故に此等の地方に於ては人種的難問題を惹起するの恐少なし。更に東して高加索あり。

高加索

高加索の北部は山麓に至るまで露人特にコザックの占居する所なり、山帯の東部及中央にはレズキン、ツェツニアン、オッセチン、サバネット、カバルチアン、其の他の諸族露人と雜居す。而して此等の諸族は皆剛毅にして、慄悍、自由を好みて容易

に人の下風に立たず。會つて一ツツニアンあり、遂に露人と邂逅す、彼れ自から道を譲るの理なきを信じ、兩者相逢ふて肩肩と摩す。露人征服者の威を負ふて其の無禮を詰責すればツェツニアンは懷にせる匕首を取りて瞬時露人を刺せりと云ふ。此の如きは同地方に於て稀有の事とせず、以て其の名譽を重んじ、寸毫の侮辱も寛假せざる氣概を見るべし。而して此等の種族は無智の蠻民にあらずして、耕耘に堪え、山中の巖上巖下瘦瘠の地を耕すを見て、彼等の文明に進むの資あるを知るに足らん。唯彼等は自由を貴ふこと甚たしきか爲に、團結して永久に堪ゆる能はず、各部落各々獨立して國民的觀念は未だ發生せず、動もすれば則ち互に攻伐して相互の憎惡頗る甚たし。是れ露人が僅に同地方を保持し得る所以にして、若し彼等の間に連絡成らば、高加索は必らずしも露の有にあらず。

始め露國が彼等の剽掠に堪えずして山地の征討に着手するや、シャミールなる者あり、其の才畧勇敢は四隣をして風を望んで來り降らしめ、シャミールは此等を率ゐて露に抗すること三十五年の久しきを得たり。シャミール捕へられ

て部屬統一せず、露人は始めて其の志を逞ふするを得たるも、戡定の功を奏するには尙ほ十五年を要しぬ。彼等の抵抗力推して知るべし。

山地の西部は東部中央部征服せられて後も數年の獨立を維持せしが、露人が例の如く蠻行を肆にして、過ぐる所破壊、燒燬を試み、目に觸るゝ生物は一切屠殺するに至りて、土民は多く土耳其に移住し、此の地始めて露の手中に入れり。然れ共山中尙ほ百萬の土民あり、一も露に心服する者なく、機會だにあらば叛亂せんと欲せり。七十六年の露土戦争に於て土軍スーアキャンを取るの報ウラヂカフカズに達するや、ツェツェニアには直に叛民蜂起し、カバルナデアは暫らく機會を見合はせたる間に、ツェツェニアは忽ち撃破せられたるを以て、僅に大事に至らざるを得たり。

後高加索

高加索山の南方は則ちジョージア。ジョージアは最も古き國にして、マセドニアのアレキサンダー大王の頃既に高等の文明に達し、其後も高加索全地方の主たることありしが、其後國勢大に衰へて亞刺比亞人、土耳其人、波斯人等に代る侵掠せられ、千八百一年に至りてジョージ十三世は波斯の脅迫に堪えず、終

に露の助を請ふて是れより双鷲旗の保護下に立つことゝなれり。

此の如き事情に據りてジョージアの露の保護下に投したるは、前門に虎を防きて後門狼を進めたる觀なからず、ジョージアの一たび露領となるや、露國は諸國の再び國民的獨立の氣運を培成するを恐れて、特得の壓虐を之れに加へ、新聞、文學は嚴厲なる檢閲を以て打壞せられ、チフリスに大學を置くの請願は之を提出すること幾回なるを知らずして、回答は常に否の一字に限られ、宗教は舊時の自治を褫奪せられて露の神聖會議に附屬し、産業だも露國の利益の爲に拘制せられて、自然の發達を遂ぐる能はず。此の如くして露の壓制はジョージアの發達に對する重荷となりて人民の之を怨望すること年既に久し。

アーメニア

ジョージアに隣りしてアーメニアあり、元と土耳其の領なりしもの拆入して露の版圖に歸す。アーメニアはアララット山の在る所にして、古來最も神聖なりとする大本山の在る處、エツミアドデンの主教は法皇の位を有して、露の總本山より古きものなり。アーメニアの露領となるや、宗教は尙ほ獨立を認められたるも、漸次に其の威嚴を剝奪せられて、其配下に在る學校の如き逐次に閉校を命

せらる。是れアーメニア人の堪えざる所にして、彼等の露國を怨恨するは決してジョージア人の下にあらず、機會だにあらは直に叛旗を翻さんと疑ふべからず。唯アーメニアとジョージアとは弟たり難く兄たり難き國にして、久しく攻伐せる結果互に反目するを以て、同じく露國を怨むと雖も未だ手を携へて起つこと能はず。此る狀況の何日まで續くべきやは露國壓制の程度と機會の如何とに在り。

要するに高加索以南の地は一も露國に安全を與ふるものなく、唯力足らざるが爲に一時反抗を見合はせ居るのみ。而して此等の地方に強國の頼るべきものなきは露國の幸福にして、若し之れあらば今日を待たずして地圖の變更を見しならん。

裏海を踰へて東方一帯は是れ中央亞細亞の地、東は支那國境に至り、南彼斯、アフガニスタン、印度に隣りし、韃靼、トルコ各族の占居する所。成吉思汗、帖木兒は茲より出て、世界を蹂躪せり、今の人口は八百萬、英雄あり出て、之れを綏縱せば、亦以て雄を一方に稱するに足る。此等の地方が如何にして露の掌中に入り

亂離

たるかは、余か侵略史に詳なり、固より銃劍を以て治むべきの地、勢力減衰すれば士民の蜂起は掌を翻さずして來るべし。

此の如くして西北隅は芬蘭に始まり、灣を渡りてバルチック沿海州に入り、波蘭を以て露の西境を作り、東折して高加索となり、裏海を踰えて中央亞細亞に接し、之を其の南境となす。故に露の西南二境は悉く異人種の國にして、裏心より露國の一部を構成するを喜ぶものは殆んど一も之れあるなく、多くは力足らずして機會を待つもののみ。而して北は北氷洋にして、東は荒漠たる西比利亞なり、敵なき代はりに味方もあらず。

此等の外露の人種問題に於て記せざるべからざるもの尙ほ二あり、一は獨逸人にして、一は猶太人なり。此二者は共に一部地方に團集せずして、國內到る處に露人と雜居すれど、未だ露人と同化せず、各特異の位置を保持し、獨逸人は特權ある優等人種の如く、猶太人は普通露民が有する權利だも得る能はずして、甚だしき虐待を受く。

既に露國小史にも見えたる如く、露の官海は一時全く獨逸人の手に歸したる

獨逸人

事あり、獨逸人は自から露國啓發の誘道者を以て任じ、露人を眼下に見下す傾あり。此の如きはリチミアニアに於ける獨逸貴族の勢力より胚胎したるものにして、リチミアニアの露領に入る、獨逸人は同地の組織を以て露の國家構成に對する模範と爲すべきを主張し、實際に其の影響少なからざりしに似たり。今日露の行政組織の歴制的にして、官尊民卑の甚たしきは蓋し其結果なり。是を以て獨人の得意とするは官海なるも、商工實業の方面に於ても一種の優遇を受け、南露の一部には獨の一州に譲らざる宏大の地を割きて獨人の植民地となし、租税、兵役を免したる處あり。其の他の地方に於ても露の小民は土地なきに苦しむ間に、獨人は莫大の地を占有して傲然たるが爲に、露人は其の不平に堪えず、獨人に惡感を懷く者少なからず、然れ共獨人問題は幸にして未だ提起せられず。

之れに反して猶太人問題は今も猶ほ古の如く、寧ろ益々殘虐を加ふる傾ありて、冤罪の名の下に彼等の家を破壊し、其の老幼婦女を屠殺する慘話は、一年必らず三四回を下らず。亦以て露人が強者に怯にして弱者に暴戾なる心情を指摘するに足るべし。始め猶太人は波蘭に來り、波蘭王は之を金錢融通機關として同

猶太人

地に在住するを許したり。波蘭の露領に入れる時露帝は彼等の侵入を禁止し、唯黒海邊の瘠地及高加索地方を限りて在住するを許し、其他は除外例として行政官の手心に任せたりしが、露國官吏の腐敗せる固より正而より法律を解釋する者なく、賄賂囑託によりて許否を決したるを以て、今大抵の都府に彼等の住せざる所なく、露國は一大猶太人國となりて彼等全數の半は露國に住し、其數五百万に過ぐと云ふ。

猶太人は露人を侮りて神の寵兒とは全く無關係なる異種族なりとし、露人は先天的に猶太人を輕蔑して犬と同等の動物なりとす。兩者の相得んことは到底期すべからざる所にして、其の疾惡は千百年來會て減ずる所なし。然れ共國民は終に組織ある國家に抗すべからず、凌辱を被むる者は常に猶太人にして、彼等も之れに堪ゆる能はず、亞米利加、パレスチーンに移住を企つる者少なからずと云ふ。此等は敢て露國の統一に障害ある者と謂ふべからざるも、亦統一を幫助するものにあらず。

概括して之を説けば露の境域は極めて廣大なるだけ、其の内に住する種族も

亦甚だ多し。而して主人公たるスラブ族は度量狭少にして各人種に許すに各人種の文物制度を享受せしむるの雅量なく、一律に之をスラブ化して一制度の下に統治せんとするを以て、其の結果は非常の壓制殘虐となり、多數なる種族を以てするも一も現狀に満足する者なし。露にして結局まで之を壓服するの力あらば、夫の廣大なる領域は純然たるスラブ國たるに至るべきも、一旦蹉躓して強壓力の減ずることあらば、彼等は相率ゐて背き去らんとす。而して露化政策は終に成功せんか、抑も亦今の露國は分裂に終らんか、唯將來の之を知るあるのみ。

第三章 露國の宗教

クラシンスキ伯のスラブ族宗教史に曰く、ルーリックと共にスカンデナヴィアを出てたる二酋長オスコルド及デルは、ドニールバー河を下りてコンスタンチノールに遠征を試みたり。彼等の意志は單に東羅馬帝國の爲に相當の役務に就

スラブ族と耶蘇教

くに在りけんも、遂にキエフを取るに及んで、茲に自己の領地を建立せり。其後國人の來り集まる者多く、土着人民も之れに加はりたるべく、一大軍旅を爲すに至りしかば、紀元八百六十六年には、ボスホーラスの海岸に侵寇して劫掠を逞ふし、終にコンスタンチノールを攻圍するに至れり。然るに此時大風起りて海賊の船舶を破傷し、散々に吹き散らしたれば、彼等は大に恐れて神慮に逆ふの致す所となし、速に洗禮を受けんことを哀請しき。是れ希臘人が當時の狀況を記する言にして、其の果して然るや否やは兎に角として、スラブ人スカンデナヴィア人に耶蘇教の知られたるは、此頃より始まれるなり。而してスカンデナヴィア人と黒海の北岸に於ける希臘植民との通商關係は、大に耶蘇教の弘布に便益を興へたるは疑ふべからず。希臘帝の友コーザースの領地が、スカンデナヴィア人到着前には矢張此地方に在りしも、耶蘇教傳播に力ありたるは謂はずして可なりと。

是れより百年の間露國を支配したるは依然として異教なりしも、希臘との交通絶えず、露人は常に希臘教に接觸せしかば、其の勢力は漸次に増加し、九百四十

五年オゴール太公が希臘と平和條約を締結せる際には、其の臣民の希臘教を奉ずるを確認し、當時の露國宗教はスカンデナヴィア、スラブ兩族の固有教と希臘教とに分れたり。

オルガの改宗

オゴール逝ひて其后オルガは暫らく攝政せしが、彼は宗教に關して大に考慮する所あり、國內に現存する諸宗を比較考究するに、希臘教に如くものなし。是に於て自から同教を奉ずるに決心し、洗禮を受けんが爲にコンスタンチノールに至れるに、希臘帝コンスタンチン、ボルヒロゼニタスは、大に之を厚遇して、親しく先導して洗禮式場に入れり。然れ共其子スピアトスラブは母の例に従はず、國民の變宗せる者も亦甚た多しとはあらざるも、必らずしも希臘教を奉ずるを禁せるにもあらず。苟も志ある者は公然之を信ずるを得たり。

スラブ族希臘教に入る

スピアトスラブ卒して國內は一大紛亂に陥りたる後、ウラヂミール公位に即きたり。彼は一種の宗教信者にして、敵を破りて歸りたる際、人身の犠牲を供して奉謝の意を表せんとしたるに、選は偶、耶蘇教信者の子に落ちたり。彼れは固より之を肯んせざりしかば、國民は之を以て國君及宗教に對する侮辱となし、

怒て父子を慘殺せり、是れ露國に於ける希臘教唯一の殉難者なりと云ふ。此くて王の勇名は四隣に振ひしかば、羅馬教、猶太教、マホメット教、希臘教等の僧侶は、彼を變宗せしめんと欲して各自之を勸説するに努めしかば、太公は一時就捨に迷ひ、侍臣を會して評議したる結果、調査委員を派して各宗の實際を調査せしむるに決しぬ。是に於て調査委員を各方面に發遣したるに、羅馬教マホメット教は寒村僻地に實見せられたるに引き代へ、希臘教は首都の壯嚴を見て報告しければ、太公の心は大に動ける際、侍臣等も希臘教にして最良ならすんば、祖先オルガは同教に歸したる理なしと説き、太公は終に希臘教を奉ずるに決心せり。然れ共キエフに在る小坊主の洗禮を受くるは彼の背しとせざる所、本山に就て大僧正の派遣を乞ふも一種の臣禮を執るものとして、倨傲なる彼を満足せしめ能はざりき。是に於て一計を案じ、武力に據つて之を取らんと欲し、俄に大兵を起し、海に航してケルソンの希臘市を攻圍し、聲言して曰く、公等速に降らすんば、我は三年間城下を去らざる準備ありと。

彼は更に一步を進めて東帝國と姻戚の關係を作らんと欲し、希臘帝バシリア

スの妹アンナを得て后とせり。是れ特に宗教的考案に基づくにあらず、則ち古帝王の繼承者たる權利を得んとせるなり。ウラヂミールはキエフに歸りて後國民を變宗せしむるに盡力し、先づスラブ族が最も神聖なる神として崇敬するペランの像を馬尾に結び泥土の中を引しめて後河に投し、命を出して殿に偶像拜禮を禁せり。一日人民に命して曰く、汝等明日ドニパー河畔に出てよ、洗禮行はるべきを以てなりと。而して人民は豚の如く従順なり、耶蘇教にして可ならざるは國君及貴族は之れに歸服する理なしと、乃ち相率ゐて河畔に出て、露國は希臘教國と化せり。

ウラヂミールは此の如くして國民を希臘教化し、然る後に學校を立て聖書の主旨に従ふて子弟を教育し、寺院を建つること數を知らず、太公の晩年キエフのみにて四百の多きありたりと云ふ。是を以て公は露國希臘教の開祖にして、人民は今に至りて之を尊崇して十二哲人に比せり。千十五年太公卒し、子ヤロスラブ王業を繼ぎ、又學校、寺院を立て希臘人を引きて人民を教育せしめ、聖書及宗教書類を希臘より露語に翻譯したり。

本山莫斯科に移る

兩派の確執

太公の時始めてキエフの大僧正制を設け、コンスタンチノールブルの支配を脱せんとしたるも行はれず、主教は或は直接にコンスタンチノールより送られ、或は露國僧正之を選擧してコンスタンチノールの裁可を得き。此くて彼等は千二百四十年までキエフに定住し、太公の首都がウラヂミールに遷るに及んで、従つて同所に移り、千三百二十年終に莫斯科に移れり。此間も常にキエフ主教の名稱を負へりしが、キエフが新に自己の主教を置ける時、莫斯科及全露主教の名に改めたり。蓋し當時に在りて莫斯科の政權を奉したるは、東部、北部露西亞にして、西南二部は波蘭及リチアニアに屬したるを以て、千四百十五年新にキエフ主教を設くるに至りたるなり。

此の如く主教の分裂は兩派の間に大なる確執を生し、クリミヤの蒙古人が莫斯科の煽動によりてキエフを蹂躪したる時は、茲に分捕りたる寺院の章を莫斯科に送りて贈物とせることあり。千四百三十九年東西兩宗の融和會議がフロレンスに開かれて、希臘帝ジョン、パレオロゴスは羅馬法王ユーージニアス四世と相和するに當り、莫斯科の主教イシドルも之れに出席して其議に賛せしが、還る

土耳其の支配を脱す

に及んで國王は之れを承認せず、捕へて獄に下せり。土耳其人がコンスタンチノープルを取れる後は、露國の僧正等は自から主教を選擧して、復た希臘の裁可を請はす。千五百五十一年の莫斯科大會議は寺院統制の法度を定め、爾後之れに據りて露國の寺院を支配することゝなれり、所謂ストグラウなるもの是れなり。

テオドル太公の時土耳其帝と隙あり、太公は全く露國寺院をしてコンスタンチノープルの干涉を免れしめんと企圖せしが、時機は久しからずして來れり。コンスタンチノープルの教主ゼレミア二世は土耳其帝アマラスが次第に權力を蠶食するに堪ゆる能はず、遁れて露國に投せり。テオドルは希臘教主が露國に在るに乘して、國內にパトリアルクを樹立するに決し、ゼレミアに請ふて莫斯科を第三の羅馬とするの許可を得、千五百八十九年盛大なる儀式を擧げて、神聖式を遂行したり。是れより露國の教主は宗事俗事に非常なる勢力を得、年々サーム、サンデイに耶穌がゼルサレムに入れる儀式を擧げ、教主が驛に乗りて街衢を廻るときは、帝は之れが爲に轡を執るの事あり。

政教一致

グレゴリー、ゼ、グレイト以來、羅希臘兩教特に露西亞希臘教を羅馬教に一致せしむることは、兩教徒間の好問題となり、イバン四世は一たび之を試みたることも、全く失敗に終れり。然れ共リチアニアと共に波蘭の手に歸したる二三の州に於ては、羅馬教と混淆し儀式の羅馬的となれるもの少なからず。ミケール、フエドルウイッチが露の帝位に即くに至りては、其父は露のパトリアルクなりしを以て、擧げられて攝政となるに及んで、政治宗教は一人の手に握られ、宗教最盛の時期となれり。彼れは頗る賢明にして、露國政治の爲に貢獻する所多く、宗教に於ても聖書の露譯に於ける誤謬を訂正する等功勞少なからざりき。

モギラスの問答書

此時希臘教の信者にして羅馬化する者甚だ多かりしが、キエフの僧正ペトラス、モギラスは之を遮止せんが爲に一の問答書を作り、之を希臘語に翻譯して東帝に獻せしに、ゼルサレムに開かれたる同宗の大會に提出して正式に之を是認し、東方カトリック宗の神髓として採用するに決せり。パトリアルクのニコンは聖書及儀式書の露譯に、尙ほ多くの誤謬あるを知り、熱心に之れが改訂に従事せしが、其の結果は露國希臘教中に一大紛雜を醸し、帝は遂に彼を牢獄に下した

ニコンの改革

彼得大帝の改革

るも、人民は之れに満足せずして國教を去る者多かりしが、アレキシス帝の時此等の改訂は悉く採用せられたり。

ミケールがバトリアルクを擧げて攝政となしたる以來、バトリアルクの宗俗兩界に於ける勢力は甚だ大にして、動もすれば帝權を犯すの虞あり。彼得大帝位に即くに及んで、大に之を嫉み、バトリアルク制を打撃せんの意ありしが、時なる哉第十世のバトリアルク、アドリアンは千七百年を以て死亡し、露國の僧正等は其の後を選舉せんとするに際會せり。彼得は時到れりと爲し、俄然選舉場に闖入し、眼を慎らし、右手劔を以て倒に卓に加へ、左手我胸を打ち大喝して曰く、バトリアルクは茲に在りと、而して衆皆驚きて色を失するを見、冷笑を與へて草卒出て去れり。是よりバトリアルクの制は廢して復た興らず、寺院統轄の業は僧正、他派の僧及帝が任命する執法官にて組織する宗教會にて決定する事となれり。他派の僧侶は純然たる會議員にして、僧正と共に論じ、共に票決に加はる、執法官は議長にあらず、議員にあらず、單に席に加はりて會議の進行を監視し、純乎たる宗教事項に關するもの、外に決議せる事を裁可するのみ。此制は當時充

神聖會議起る

分圓滑に實行せられ、施ひて今日に至れるものにして、則ち是れ露國現在の宗制なり。

此の如くして彼得大帝はバトリアルクを廢して會議制を興し、之を最神聖會議と名つけて千七百二十三年宗教上の最上權力たることを公布せり。第一會議は莫斯科に開かれ、議員は十二名より成りしが、後聖彼得堡に移されたり。議員の任命は全く皇帝の意志にあれ、共通常は主教二人、僧正二人、帝室附屬寺院の長二人、及執法官、大書記官二人、書記官五人、書記數人より成れり。會議に於ては信教に關する事、寺院、僧侶に就ての裁判に關する事を議す。

寺領の沒收

彼得帝は寺院が土地を得ることを禁じ、從來の所有地には他と同様なる租税を課したり。カテリン二世に至りて、一切の寺領を沒收し、而して後に寺僧が僅に生活し得べき給料を國庫より支給する事とせり。是に於て露西亞希臘教は從來の殷富を失ひて赤貧となり、寄進によりて多少の餘裕を有するのみ。寒村の僧侶に至りては自ら丰鋤を取りて力耕するものあり。而して日々の讀經は三度にして頗る長く、加ふるに葬儀、洗禮、結婚、病者慰問等に皆相應の時間を要す

るを以て、僧侶生を成すも容易にあらず。ピンカートンの説に據れば長老の主
教と雖年收六千圓を過ぐるることなしと。

アレキサンダー一世は國民の精神教育に力を用ゐ、國教の寺院を改善するに
勉めたり、僧侶に笞杖の刑を免したるは帝の時なり。晩年大に宗教に注意し、千
八百十三年には英國其他の國の聖書出版會の支社を聖彼得堡に設け、耶蘇教各
派の教は等しく皆寛典を得たり。此間一の除外例はジェンユト派にして、帝は
千八百十五年に於て莫斯科及聖彼得堡に同派の教を布くことを禁じ、二十年に
は全く之を禁して同派の財産を沒收し、之を羅馬教團に與へ、官費を以て七百五
十人の同僧を國境外に送り出したり。二十一年には神聖會議の監督の下に新
約全書を露譯し、之を各般通用語に翻譯して普く諸種の種族に分ち、宗教は一時の
盛を極めしが、帝崩しニコラス繼て立つに及んで、潮流は忽ち一變し、聖書會社を
解散し、宗教及通用語を統一するの空夢に耽りて、國教以外の宗派を虐待したり。
二十八年波斯を破りてアーメニアの大部を收めたるに、中にイチミアドジンあ
り、則ちタルコマニア及アーメニア宗教を統轄する寺院の在る處にして、是れよ

ニコラス一世
の政策アーメニア宗
教の位置

り以後は露帝に於て其の教主を任命し、教主の下に宗教會議及執法官を置き、
之を支配する事となり、露西亞希臘教の外に獨立す。

ユニエートの
迫害

カテリン二世の時舊波蘭地方の人民の一部は、ユニエートと稱して希臘折衷
の教旨を奉する事となりしが、年の経過するに従ひて、羅馬的傾向は次第に薄ら
き、千八百三十九年に至りて、リチアニア及ホワイト露西亞の高僧等はポトルス
クの宗教會に於て、人民は希臘教に復歸することを熱望すと宣言せり。是に於
て最神聖會は露帝の命によりて此等の僧侶及人民を希臘教團に入るゝことを
承認し、ユニエートの財産は悉く沒收し、羅馬との交通を禁壓せり。然れ共此の
如きは露國の官的記事にして、其の實際を顧みる時は、復歸を熱望せるにあらず、
脅迫迫害至らざるなく、復歸せざるを得ざるに至らしめたるなり。ケリーの之
を記する言に曰く、方法は極めて簡單なりき、村落は軍卒を以て包圍せられ、僧侶
は笞杖を加へたる後送り出さる。然る後露國の僧侶は手に鞭を執つて戰慄し
居る群集を檢閲し、時に鞭を揮ふて之を劫かす。執拗なる者は捕へて之を密室
に監禁し、綠草を煮して窒息せしむ。此くて一同は悉く新宗教に化せんと望む

によりて、寺に引致せられ、頭上に鞭を戴きつゝ、改宗の典を擧げり。此等の蠻行の中最も慘なりしは波蘭の境上に於ける屯田村に起りし一事にして、殘酷なる一隊の兵は同處に送られ、兵事訓練の名の下にユニエートを虐待し、打撲せられ、頭蓋を破られ、四肢を挫傷せられたる村民は擧げて數ふ可らず。而して此等の薄命者は死して宗教の犠牲者たる慰藉だに得る能はず——カトリック宗徒として虐待せられたるにあらず、不從順なる兵卒として死に至らしめられたるなり。此の如くして政府は得意氣に宣言して曰く、彼等は終に改宗せりと、嗚呼明白なる不思議なるかな。政府は更に此等の事業を補助せんが爲に一の法令を發して、日曜及祝祭日の外カトリック宗徒の誦經（リキヤ）を聞くを禁じ、カトリック宗徒の子にカトリック教を教ゆるを禁じ、カトリック教の寺院に於ける説教（カトキ）及問答（カトキ）を規定し、教旨の異同に關して宗的説明を爲すことを禁じ、一步を進めて強力を以てカトリック僧侶を四散し、寺院を閉鎖せしめ、民衆に對して一切の宗的慰藉を與へしめざる法となり、生後二十四時間内に國教の儀式に従ふて洗禮せざる兒女を邪教徒として破門し、之れに反してカトリック宗教の改宗したる者に、強盜、殺人——何等の

行爲によりて有罪となりたる者にも特赦を與へたり。這般峻嚴なる法律は効果なきこと能はざりき、千八百三十九年にはユニエート教徒は凡て改宗を歎願し、彼等の久しく頑冥執拗なりしを謝して神と皇帝とが正教に歸するを許すの寛大ならんを乞へり。帝は大度を示して之を許し、官報をして謂はしめて曰く、幸福なる一致かな、改宗を誘へるは唯寛柔と勸説とを以てせるのみ、一片の涙だに注ぎたる者もなしと。而して後此の功業を記さんが爲に紀念メダルを作り、裏面に記入して云ふ、千五百九十六年暴力を以て分離せられ、千八百三十九年愛情を以て結合すと、噫。

ニコラスの希望は所有手段を用ゐて國教を庇護し、露國民の性格を一致せしめんとするに在りたり。千八百四十五年にレット及エスソニア人が凶愾によりて非常の窮狀に陥れる時の如き、之を利用して彼等を勸説し、脅迫懐柔並に行はれて終に一萬五千の農民を改宗せしめ、國費を以て彼等の爲に寺院を建設したり。彼の之を主張する言に曰く、朕は地上に於ける神の代表者なり、朕の命に違ふ者は則ち神意に悖る者にして、精神界には永久の罰を免るゝ能はず。と

然れ共威武も屈する能はず、斧鉞も枉げしむる能はざるは人の信仰心なり。二百年以來皇帝及び政府の脅迫と甘言とを排して、尙ほ獨立の位置を保つスタロベルチ、則ち古派を始めとして露國內に於ける宗派は紛々として秋の夜の星より多し。

現今露國に於ては信教は猶太教を除きて自由と宣明せらる、然れ共實際に於ては異教徒は數々迫害を受け、古派の如きは特に虐遇せらるゝこと多し。國教は前に示す如く露的希臘教にして、官場には自から稱して正教と云ふ。異教の重なるものは希臘古派、カトリック派、ルーテル派、マホメット派、猶太教にして、希臘古派は全人口の百分の一、カトリック派の九、プロテスタントは百分の五、猶太百分の三、マホメット百分の九、其他の各派は百分の二を占め、全人口の七十一は正教派なりと稱せらるゝも、審に之を算すれば異教徒にして正教派に數へらるゝ者、少なからずと云へり。カトリック派は舊波蘭領に多く、ルーテル派はバルチック海岸に多く、マホメットは東部南部に多く、猶太教は到る所の都府大邑に散在す。

皇帝は專制君主の權力を以て國教の首長となり、之れが管理に屬する役僧は

露國に於ける各宗

國教

僧侶の權利

僧侶の階級

自由に之を進退黜陟するを得べし。然れ共教旨に關しては未だ干涉を試みたる者なく、又其の權利を主張したることなし。實際の管理は最神聖會の主る所にして、同會に於ける執法官の權力頗る大なり。全國は六十四宗區に分たれ、メトリポリタン三人、アーキビシヨフ十四、ビシヨフ四十八人を以て之を支配し、公私の寺院合して六萬六千四百四十餘、僧侶五萬九千餘人、カントル四萬三千六百餘人なりと云ふ。之れに俗僧尼等を加ふれば凡て二十三萬四萬に上るべし。

僧侶が國庫より得る給料は比較的少額なるも、特權は種々あり、凡ての租税を免除せらるゝ如き、兵役を免せらるゝ如き、兵士の宿舎を謝絶し得るか如き、政治上の義務を免せらるゝ如き、體刑を免るゝか如き是れなり。

僧侶を大別すれば本職僧と俗僧とに分つべく、本職僧は黒き紳を帶るによりて黒僧と呼ばれ、俗僧は葛若しくは青色の紳を帶ふるを以て白僧と稱せらる、高僧の位置に進み得るものは、單に黒僧に限りて白僧は寡夫となゝ若しく剃髮したる後にあらざれば高級に進むを得ず。僧界の最上位はメトリポリタンにして、アーキビシヨフ、ビシヨフ之れに次ぎ、各一定の服飾を有す。次にはアーキマ

宗教上の儀式

ンドライト、ヘグーメンにしてモンクを最下位とす。僧侶となる者は概ね僧侶の子弟にして時に貴族其他より來る者あり。

宗教上の儀式は實に繁雜なり、ピンカートンの之を記するを見るに曰く、旅客の聖彼得堡に到着する者は、祭日の儀式時間にセント、ニコラス其他の寺院に至り、身を一隅に置きて徐に場内の光景を觀察せよ、直に露人は蒙昧にして迷信深き國民なるを發見するを得べし。先づ寺院の建築は莊嚴を極め、之を飾るに華美の裝飾を以てし、壁には金銀を彫め、無數の神聖畫は之れに掛つて前にはランプ或は臘燭の火を點しあり、僧侶は金色燦然たる衣服を纏ひ、燒香の煙は人をして窒息せしめんとし、口頭音樂の聲は耳を聳する許りなり。此間に於て各種の人民は各其の信する畫像の前に跪き、或は拜禮して敬禮の有らん限りを盡し、或は寺院内に賣る臘燭を購ひ、點火して之を奉する者あり。此等の光景を一見したる後は、更に注意を一轉して參詣人の衣服容貌態度を觀察せよ、八十の老翁が丁寧に十字を切り、靜に身を横へて畫像の前に跪伏し、前額の床上に達する前には四肢五體悉く顫動しつゝあり、其苦其勞果して如何とすべき、而して彼は一朝

僧侶の勤行

にして四五十回之を繰返へすなり。又老婆の幼兒を抱きて來る者、見には十字を教へつゝ、身は聖畫の前に俯伏し、ゴスポリ、ボミルイを唱へあり。儀式の終に寺僧が十字架を出して衆生の安寧を祈るときは、彼は衆を排して前進し、耶穌の足を抱きて誠意を捧げ、幼兒は後より同一の行動を復習すと。

露西亞希臘教は說に於て聖書及初七回の會議に定めたる決議を根據とするものにして、教旨及儀式共に大體希臘教と異なることなし。儀式書は凡て二十餘冊あり、其中十二冊を以て十二月に配し、各聖僧に捧ぐる儀式贊美歌を集録しあり。日々の勤行は猶太教と同じく日没に執行せられ、朝行は四時五時の間に、公衆的儀式は九時十時の間に執行す。儀式は主として贊美歌の誦讀に成るものにして、時間は甚だ長く、誦讀の甚だ速なるのみならず、多く古露語なるを以て、之を解する者は鮮し。勤行中はランプ又は蠟燭に點火して救世主聖母等の前に供へ、又香を燒く、而して多くの寺院に於ては終日火を供ふるあり。火は個人の家にも常に之をポグ神の前に供ふる者多く、人の一室に入り來る者は三たび十字を切りてポグの前に禮拜するにあらざれば、何人とも言語を交へず。

迷信

出産及洗禮に關して奇習の存するもの多く、特に僻遠無學の農民に於て甚たしとす。若し附近に寺院なく、僧を乞ふて家に至らしめ難き時は、人を遠寺に遣りて祈禱を請はしめ、僧侶がボンネットの上にて讀經するを待ちて後、之を包みて家に歸り、産婦、出生兒、來會者の頭上に之を振りまはす如き其の一例なり。露人の遠路に出發する者は先づ寺院に行きて神の加護を祈り、若しくは僧侶を家に乞ふて家族と共に祈禱を受く。兵士の戰場に臨む者亦然り。

國家と宗教

表面に於ては宗教は全く國家より獨立す、然れ共既に前文に記したる如く、皇帝は宗教の首長にして、之れが代表者たる神聖會議の執法官は宗界に偉大の勢力を有し、且つ僧侶は生活の資を國家より受くるを以て、彼等は實際に於て獨立の位置を保つこと能はず、政府の命あれば何事も之れに服従せざるを得ずして、今は革命黨、社會主義者等に對しては政府の爪牙となりて働き居り、アレキサンダー二世の弑逆ありたる後は、『陰謀を企む此等弊惡なる敵を剿滅せんことを神に祈らしめよ』と云ふを以て、平日祈禱中の一語となしたり。

僧侶の祈禱其他は凡て檢閲に附せられ、説教の標本だに上級僧侶の認許を受

僧侶の腐敗

くるを見て、僧侶の位置如何を卜すべし。政府の間諜となりて苟に『懺悔』に告白せられたる事實を警官に通告する如きは、僧界の屈辱も亦甚たしと謂はざるべからずして、或は直接神聖會の命によりて某々の懺悔を通牒すべく命せらるゝことあり。

平日宗教事務を取る白僧は事實に於て全く黒僧の掌中に在りて、殆んど生殺與奪の權を握られ居るを以て、之れに對しては奴隸の如く屈從し、一辭を返へすこと能はず。此の如き事態は大に僧侶の位置を墜下し、少しく氣力ある者は僧界に入るを好まざるか爲に、僧侶は概ね品性下劣の者に限りて、腐敗の甚たしきと共に人民の信頼を失ひたり。而して彼等は上級僧に苦しめらるゝ所を以て之を下民に報ひ、且つ生活上の必要より人民に誅求すること甚たしく、或は葬儀に臨みて要求の金額を與へざるときは、死人の埋葬を拒みて腐敗に至らしむることあり、結婚式の如きも亦彼等か聚斂を逞ふする一機會にして、無法の要求を提出すること少なからず。或村の祈禱會に於ては中途突然の要求を出し、村民の之を聴かざるや、祈禱を中止して疫病饑饉を下さんことを祈請したれば、村民

怒て寺院を密閉したることありと云ふ。露民は曰く「僧侶の眼は妬嫉的にして、彼等の手は見る物を攫むべく準備しあり」と。

宗教は主義に於て人の精神界を支配するものなれば、其の基礎は他の道徳的信仰に在るは勿論なるも、露國に於ては決して人民の僧侶に對する信仰あることなし。露人は大體淡泊にして物に拘泥せざる性なるも、此の如き僧侶に對しては自から憎惡の念なきを得ず。迷信によりて宗教を信するは之れあるも、僧侶との關係は頗る圓滑ならざるものあり。特に僧侶が政治的、宗教的、道徳的、劫求を用ゆるの數、なるは、人民の最も厭ふ所にして、上級僧侶間にも漸く其の弊を感ずるに至りたり。此等の結果有識社會には次第に理想教を唱出する傾ありと云ふ。

僧侶の腐敗は多くの宗的分派を生ずる媒介となりて、今は希臘教中にも種々の派別あり、特にニコンの改革より分れたる古派の如きは、ニコラス一世の壓制によりて國教に復歸したる者多きは前にも記したる如くなれど、其後次第に勢力を回復し、アレキサンダー二世の末、同三世の代には、宗教統一の業大に企てら

信教の自由

れたるも、到底之を復歸せしむる能はずして、今は之を信する者千五百萬の多きあり。

露國に於ては猶太教を除くの外宗教の信仰自由なることは前にも記したり、聖彼得堡なるネブスコイ、ブロスベクト街を歩行する者は、第一にカザン寺(正教)を見るべく、ルーテル派、和蘭派、カトリック派、猶太派、マホメット派等が之れと軒を並べて相接するを見るべし。斯る状態は人をして眞に信教の自由なるもの露國に在りと信ぜしむるに至るべきも、此は少しく實情を調査するの必要あり。成程露國にては各人は各自の宗教を信し得れ共、是れには一個の特例あり、則ち各派の轉教を許さざる事にして、カトリック派の親は其子をしてカトリック宗徒たらしむべきも、其他の宗徒たらしむるを得ず。其他の各派皆同一にして、獨り正教派のみは他宗徒を自派に變宗せしめ得るなり。而して正教派の一人が他宗派の一人と結婚したるときは、其子は當然正教に屬して、他派に入るを許さず。此の如き制度の目的とする所は明言を待たずして何人にも推測せらるべく、而して尙ほ之を信教の自由と稱すべきか。

宗派の統一は露國の一大目的にして、其理由は必ずしも宗教的思想より來るにあらずして、寧ろ政治觀より來ること多きが如し。露國の社會には紛亂の原因甚た多く、歴代の帝は皆國家の統轄に心力を傾注し、宗教の力を之れに利用する觀念をも有せり。故に宗派の雜然たるは彼等の忌避する所にして、一法一宗教は露國統一派の主眼とする所なり。況んや革命黨社會主義との鬭争に於ては、直接間諜として之を利用するを以て、國教以外に此の便宜を得るの難き以上、他宗教派を憎惡するは自然の情なるをや。而して國家統一の希望は人に依りて熱心の程度を異にするを以て、他宗派に對する迫害も終始一貫せず、アレキサンダー二世の初期には諸般の改革と共に宗教の信仰も實際自由に附せられたり。國家統一に最も熱心なりしはニコラス一世にして、宗教の迫害も此時を甚たしとし、アレキサンダー二世の末期同三世の全期は皆宗教的壓制ありたるなり。今の神聖會議法官ポビドノスツェフはアレキサンダー三世の即位後久しからずして同官に任せられしが、彼は頑固なる國粹論者にして、常に異教者を迫害し、今に至りて其の態度を一變せず。

各派の中最も殘酷なる待遇を受くるは猶太教徒にして、是れは宗教上及政治上兩様の意味あり。猶太人は耶蘇の慘殺者として忌厭せられ、又金貸として多數人の憎惡を受くるは、各國共に同一なりしが、近世に至りて殆んど文明國に猶太人虐遇の跡を絶ちしも、獨り露國のみにては依然として之を存し、益々迫害を加ふるは後章に見ゆるが如し。露國に於て猶太教徒の迫害せらるゝは、第一に該宗徒の改宗する者少なく、到底彼等は國粹と一致する者にあらずとの觀念を基礎とし、第二に金貸として衆民の怨府となるが爲なり。左れば政府は國民の感情を利用して益々迫害を逞ふし、各國にては縱令人民は猶太人を憎惡するも、政府は務めて暴行を制止するに反して、露國にては却つて之を挑發煽動するなり。

金貸として高利を貪るは衆怨の府たるを免れざるは是非なきことなれ共、猶太人のみ特更に高利を貪るにあらず。莫斯科にて猶太人を放逐したる後、同市質店の利子は猶太人の手にては年二割五分なりしもの、増して二十割に暴騰したることありと云へり。彼等が財政上一種の手腕を有するは是れにて推知せ

らるべく、露國農民の爲に家畜保險法を創始したるも彼等にして、地方より猶太人を放逐したるに山りて苦しめるは、金主たる彼等よりは、却つて農民なりしと云ふ。

此他猶太人は教育を好まず、不潔なり、不徳義なり等の非難あれ共、皆口實に過ぎずして、猶太人の教育は普通露人の上に在ること數等なるのみならず、徳義の點に至りても必らずしも露人の下にあらず。

其は兎に角露國に於ける猶太人の迫害は非常にして、彼等は波蘭を中心として附近一帯の地に密聚せられ、露國八分の一の地より以外に住するを許さず。然れとも行政官の手心は多少の餘裕を存するを以て、千八百六十五年以來各地に散布し、各適當の職を有せしに、九十一年に至り突然住居地制限法を嚴行し、二十餘年以來結成したる一切の關係を放棄して制限地域に退去せしめたり。今は再び各地に散布し居るも、皇帝若くは官吏の意向によりては、何時多年扶植したる事業と離れざるべからざるに至るも知るべからず。

名譽あり利益ある職業には猶太人の就職を禁するもの多く、海軍は全く之を

古派

排斥し、陸軍も高等なる位置に進むを許さず。従つて大學其他高等の教育を受くべき學校への入學生數を限りて相當資格の發生を防げり。公共的團體慈善事業等には出金を許すも其の利に浴するを禁す、或は病院にさへ猶太人の入院を拒めり。

此等の事は尙ほ忍ぶべきも、下級官吏に虐待せられ、警官に誅求せられ、人民に侮辱せられ、危害を加へらるゝは日常の事にして殆んど忍ぶべからず。此等の數者が果して如何なる事を意味するやは、後章「革命の氣運」に参照して其の一斑を知るべし。而して信仰の執行に至りても、凡ての妨害の加へらるゝは論を俟たず。

猶太教の次に虐待せらるゝは古派なり、其の梗概は前にも見えたり。人民の之を憎嫉する者は、寧ろ猶太教徒より惡むべしとせり。此徒の中政府の迫害に堪えずして正教に復歸したる者は固より多きも、而かも頑然として所信を守り、死して悔えざる者は尙更多數にして、千七百十九年より千七百三十六年に至る十七年間に、居村を追はれて四方に離散したる者四十四萬の多きに至りたり。

デューコーブリ派

而して頑固なる者に至りては、大屋の裡に多數密集し、火を放ちて之を焼き、若くは大火を燒きて相率ゐて之に投じたりと云ふ。
然れ共此徒は決して滅盡せず、益々盛況を呈したるか如く、其派は次第に増加せり。中にデューコーブリ派は一般古派の形式に拘泥するに似ず、寧ろ精神的にして、彼等は戦争を以て不道の甚たしきものと爲して兵役に就くを背んせず、又誓を取るを以て人の威嚴を害するものとして之れを拒めり。此の如き宗派は露の國體と相容れざるは勿論にして、特にニコラス一世の時には根滅手段を取り、之を西比利亞に追放したるも、同地に於て益々蔓延せり。

モロカニ派

デューコーブリより出て、更に純潔なるはモロカニ派にして、正教は正文を以て四十日祭の間牛乳を飲むを禁するに拘はらず、此派は此等に介意せず、一切の儀式を廢して各人の自由に委せり。是れ又政府憎惡の最大なる一派にして、嚴に警官の監視の下に置かれ、三人以上の集會は違法として處罰せらる。彼等も亦デューコーブリと同じく南部露西亞を追はれて、西比利亞及高加索に至りたるも、此等の地方にて一層盛大ならんとす。

スタンヂスト派

此他古派より出て、一派を立てたるものは尙ほ多く、スタンヂストの如きはアレキサンダー二世の代に出現せるものなり。彼等は聖書の外信すべきものなしとなし、聖書を解釋するは各個人の爲すべきものとせり。同派は自由思想の旺盛なりし頃に生したるを以て、自由に其の主旨を宣するを得、數年にして多數の信徒を得しが、千八百七十年を一期として是れより漸く壓滅の手段にかゝり、始めは聖書、讚美歌の書を奪ひ、村舎に集會するを妨げらるゝ等に過ぎざりしも、アレキサンダー三世の即位以來は其の手段漸々嚴厲に赴き、妨害より根絶の方針に移り、多數の追放投獄等を見るに至りたり。

カトリック派
及ルーテル派

カトリック派も亦自由に其の信仰を享受する能はず、特に波蘭に於ける羅馬教徒は政府の爲に苦しめらるゝこと甚多し。一例を示せば千八百九十三年政府はクローズへの寺院を故なくして閉鎖せんとしたれば、信徒は止むを得ず之れに抵抗したるに、コザック兵は忽ち出現し來りて之を攻撃し、即死二十人、重傷百人に及び、遁れたる者は附近の河に溺れたるもの多し。バルチック沿海州及芬蘭のルーテル派も亦全く自由なるを得ず。

之を綜ふるに露國の宗教は國家に對して獨立の位置を維持する能はず、國家は之れを以て國民統一の機具となし、甚たしきは之を間諜に使用して政治的異論者を窘蹙するなり。而して一般人民は非常に迷信深く、各官衙より銀行、農家、商店、停車場等に至るまで、耶穌、聖母等の肖像を掲げて之を禮拜し、一種の偶像教と化せり。故に信教の自由の如きは單に虛名に過ぎずして、宗教的壓制は古往今來曾て絶えたることなく、國教の外如何なる宗派と雖、其の虐遇を免るゝこと能はず。而して壓制の最も奏功乏しきは宗教なるを以て、露國が此の如き手段を用ゆるは國家の統一に利あらざるのみならず、劫つて種族的反撥心を煽動する結果なきこと能はず。猶太人の如きは爲に露政府を怨恨すること甚たしく、今日露國が最も財政に窘迫するに拘はらず、彼等は固く財寶の口を閉ちて之に應せざるが爲に、政府も一方ならず不便を感すと云ふ。

第四章 社會の組織 (特に農民)

露國の四境は征服せられたる異人種を以て圍繞せられ、機に觸れて叛亂せんとする状態あり、故に識者は露の遠征を以て同國の強味にあらずして却つて其の弱點なりと云ふ、是れ前章の説明する所にして、讀者は説の當否を判断する材料を有すべし。翻つて露の内部、立國の基礎たる社會組織を見るに、是れも亦露國の爲に心を強ふせしむるに足らず。

露國には皇帝あり、官吏あり、軍隊あり、貴族、僧侶、農民ありて、而して各國に於て活動の原動力とする中等民族なし。譬へば二階なき三階屋の如く、上下の間は洞然として開き、權力、名譽、財産は悉く上部に集注して、農民は僅に奴隸の域を脱したる貧穢の團集に過ぎざるを以て、恰も其の屋根を鐵にして其の礎を砂にするか如く、岌々乎として危きことを免れず。露にして眞個一大強國たらんとする、少なくとも社會組織を一變したる後なるべし。

露國は始め中等民族の發生に不便なる國にてはあらざりき、ルーリック朝の南

中等民族なし

民力の銷耗

進政界には商的思想あり、ノブゴロッド自由國は民主的傾向を有して、社會は健全なる發達に向はんとしたり。然るにバルチック沿岸に獨逸族の勢力勃發してスラブを海洋より隔て、韃靼族の鐵蹄全國を蹂躪して彼等の頭を抑へたるより、商工の業は衰滅して興らず、人民は寒村の瘠地に耕して、僅に其の生を保ちたり。此の如きもの二百五十年、蠻族の誅求苛征は舉國を赤土とし、天下亦生色ある者なし。而して霸氣の抑ゆべからざる者は去つて盜賊を事とし、群盜の熾んなる未だ此時より熾なるはあらざりき。

武力の發達

莫斯科朝廷權勢を樹立してより、潮勢は一變し、南進の勢止んで東征起り、世は軍國の事に忙殺せられて、王家の權力は大に張ると共に、軍隊、官人の數は逐次に膨大して、下民に求むる所益と滋く、民力は未だ發達するに遑あらずして、上府の費すもの徒らに多く、以て今日の社會を現出したるなり。

ミルの制度

然れ共スラブは素と自由平等を愛する民族にして、決して專制的資質に富むものにあらざるは、古の遺制たるミルの組織に認むるを得べし。露人は孤棲獨居する者少なく、一庭園を圍りて家屋を築き、是れに一家族以上數家族同棲し、垣

及門は一に限りて皆是れより出入す、之をドボルと云ふ。往昔は山林沼澤の間に散在する耕耘地を擇びて、各ドボルを構へ、二三以上のドボル相團結してミルを構成したり。ミルは部落の義にしてドボルの相距る遠きや、時に一ミルの周圍三百露里に及ぶものありき。當時に在りては未開拓の地はミルの共有とし、耕作地は各家族の占有に歸したりしが、共同を必要とする念は時と共に彼等の腦中に湧起し、終にミルの構成は如何にせば最も有力なるを得へきかを研究するに至りたり。

此の如くして政府の代表者はミルより貢納を徵收する外何事も爲すことなく、人民をして各自に利害を研究せしめたる結果、社會を組織するは各自の利害の爲にするものなる事、各人は自由平等なることの感念を人民に與へ、ミルは全く農民の自治機關として發生し、後來貴族の發達を障害したる如く、今は商工民の發達を障害しつゝあり。

故にミルは露國の社會組織を説明するに於て最も樞要の地位を占む、少しく其の詳に入りて説く所なかるべからず。現今に於ては一行政區畫を以て一ミ

オスマク

ルとするあり、或は數ミルを合して一村を構成するあり、或は數村を合して一ミルとするありて、多きは數千のドボルを包括し、少きは二三十に出てず。村落の家屋は南露北露によりて小差あり、南露は瓦葺多くして我中國邊の田舎の如く、北露は木造藁葺にして圍爐裡に焼火し、關東邊の田舎を想起せしむ。村の落突なるものは中央に一條の大道を築きて、家は其の兩端に併立し、稍繁華なるものは寺院を中央として是れより數條の小路を派すること、概ね我國に異ならず。現今に於てはミルは一の財團なり、土地を共有するを以て其の主たる特色とし、漁池、水車、種牧場、穀倉等を有することあり。此等は凡て各家族の間に公平に平等に分配せらるべきものにして、家族の數は年と共に増減するを以て、一たび定めたる分配率は永久の法たる能はずして、五六年を経る毎に之を更訂するの要あり。而して家族の増減によりて生ずる不公平は、私人相互の協議によりて交換せらるべき場合あるを以て、全村の分配率を更訂する必要は、外より想像するか如く繁からず、オスマクの間には於ては私人の協議特に圓滑に行はる。オスマクはミル内の共同體なり、ミルと各家族との間には直接の關係なく、ミ

スタロスタ

ミル會議

ルに對する各人の權利義務は、皆オスマクの名に於て之を行ふ。蓋しミルには標準勞働力ありて、之を構成するを目的として、同ミル内の各家族をして或は朋友の關係により、或は利害の關係によりて、相互に便とする者を探ひて結托せしめ、之を一オスマクとす。故に土地其他を分配するには一オスマクに何程と定め、オスマク内の分配は相互の協定に任せ、人夫其他を要することあるときは、一オスマクに何人と定め、之を出す方法はオスマク内に協定せしむ。則ちオスマクの或者は終年公役に従事して、自己の耕田は他に委任し、若くは金錢の報償を受け、若くは共に公役に就く等、皆彼等の自から決定する所なり。オスマクは地方によりて其名を異にし、或は小ミルには全くなきものあり。各ミルには執行役あり、ミル會の公選する所にして、スタロスタと稱し、會の決議する所を實行するに止まり、土地の分配、新税、共有財産の貸借等、事の稍々重大なるものは一も獨斷専行する能はず。ミル會には各家長皆出席の權を有し、夫死して寡婦家長の位に立つときは、寡婦も亦出席の權を有す。露國の自治體にては男女の間に多くの差別を置か

す、或は選舉せられてスタロスタとなるも亦妨げざる所にして、此點に於ては頗る國法と乖戻す。

ミル會の召集せらるゝは甚だ煩多にして、或は行政費を議し、或は時々事件を審議する等、其の事固より多端なり。時には直接の必要あるにあらずして、單に大方針を議するか爲に召集せらるゝことあり、土地の分配の如き或は二三年に亘りて審議し、咄嗟に之を斷行することなし。而して多數に由りて決するか如きは、ミル會に存せざる所にして、寧ろ全會一致を期すと云ふ。

土地の分配

土地の分配は利害の關係最も大なるだけ、ミル會を沸騰せしむると亦最も大なるものなり。比率以上多くの土地を有する者は、固より現状を利益とするを以て、再分配の議は此等の家族より提出せらるゝことなく、現状に不平ある者は私人協議を試みんとして、此の論判は相應に時日を費す。故に不平の發するより再分配の斷行までは頗る長年月を要するものにして、ミルは愈々看過すべからざるに至らざれば、之れに着手せず。然れ共法律には土地所有者の三分の二以上一致せざれば、再分配すべからざるを規定するも、此は必らずしもミルの拘

泥せざる所にして、千八百八十二三年の交に行はれたる分配に於ては、マカロフカにては七十一に對する六十四にて、ウグリアンカにては五十一に對する四十六の小數にて分配を斷行したりと云へり。此等の場合に於ては多數者は正義の爲に甘んじて自己の利害を犠牲にするものにして、以て露國農民が土地に對して懷抱する權利の思想を窺ふべし。

土地の分配は努めて公平ならしめんが爲に、共有地全體を上中下三等に分ち、之をオスマクの數に應じて各等共に等分するなり。若し或等に於て等分すべからざるものあれば、他等の地を以て之れに代へ、質の劣れる所は量を以て之を補ふ。所有の間に改良せられたる箇所は、ミルの之を取上る場合には辨償を與へ、良所有者を失望せざらしめんが爲には、肥料を強制し、怠る者に罰金を課する所あり。分配を實行するには特に當事者を公選し、測量家に一任するとなし。

作業法

ミルの事業は極めて敏活に實行せらる、茲に一例として莫斯科州オストロフの牧草刈入の状況を記せん。同ミルは六村より成り、成男二千六百八十四人あり、モスコバ河岸に一大牧草園を有す。草の長して刈入期となるや、各村より一

人宛の代表者を出して草園に會せしめ、彼等は草の良否を案して之を數等に分ち、更に之をオスマクの數に應じて等分し、目標を立て、歸る。オスマクにては別に私會を開きて、刈取者十人宛を出し、午後二時を期して出場せしめ、後れたる者には罰金を科す。半時を過ぎて各部署に就き、糞に定めたる目標に應じて、刈取に着手し、三時に至れば十人組の鎌は各處に割據して活動を始め、互に我劣らじと競ふ。八時一同業を終へ、鎌を肩にし、俗謠を歌ひつゝ、我家に向つて歸り去る。翌日オスマクの婦女小童等代つて舞臺に上り、二時小車の廣大なる原野の各處に點々たるを見る。八時に至れば、昨朝まで目に餘まりし莫大の牧草は、悉く運び去られて亦寸影を止めず。

是を以て露國農民はミルに於て充分の權利を有し、充分の義務を有し、利害是に由り、得喪榮辱も是れに係る。彼等はミルに於て離るべからざる關係あり、彼等の『ミルの爲に』と云ふは、我政治家が國家の爲にと云ふよりは眞面目にして神聖なり。

此の如く記するとき露國には至大の自治行はれ、農民は頗る泰平を樂しむ

農民とミル

農奴の濫觴

如く擧ぐも、他面更に之れより有力なる障害ありて、其の實狀は實に慄れむべきものあるなり。

農民が全幅のミル制を享受したるは、須臾にして、久しからずして國家の干渉は、彼等の幸福を奪ひ去りたり。露國に内亂外征の頻繁なりしは、小史にも説ける如くにして、兵農の二階級は自から此の間に發生し、農民は自己の家族を支ふるのみならず、又國家、兵士を支へざるべからず。而して戰亂漸く大に、兵士の數漸く増加するに従ひて、耕す者は漸次に減少し、食ふ者益々多く、兎んや兵士僧侶は租税を免せられて、農民の負擔日に愈、加重す。恰も此際高加索肥沃の地は露領に入りて、人の來住を促すあり、ベルミア、西比利亞次てヌラブの舞臺となりて、邊境の地寧ろ安樂の生を爲すへき機會多し。

是に於て少しく氣力ある者は故土に戀々たるを欲せず、相率ゐて僻陲に遁れ、滔々一時の風を爲せり。政府は此の如くして租税の財源を失ひ、併せて壯丁の徵發に妨あらんを恐れ、斷乎農民の移住を禁止せり、是れヘオドル帝の時にして、農民は是れより一定の土地に緊縛せられて動く能はず、所謂農奴の制は此の如

くして始まる。當時土地の國有たるもの甚た多く、農民の其上に住する者二千二百萬貴族の所有に係るもの稍之れに匹敵せりと云へば、農民自から有する所幾何も存することなきを知るべし。而して個人の有する土地に於ては、行政の權も併せて彼れに委任せられたるを以て、移住を禁せられたる農民は、同時に彼等の財産と變したる觀なきにあらず。

實際に於て此等の場合には、農奴は勞力の半を割ひて貴族の土地を耕作し、能はざる時は之れに代ゆる金錢を獻したるものにして、千八百六十一年貴族の所有地に對する解放令出で、六十五年國有土に對する解放令出でたるも、事實上の困難は解放せられず。蓋し農民は主張すらく、從來勞力の半は貴族の有にして、我等が占有したる土地は我等の有なりしが、解放令に由りて我等は前記の土地と勞力の全部とを有するに至れりと。而して貴族は曰く、我等は一令の下に我勞働力を奪ひ去るの正當を認むること能はず、よし其は止むべからずとするも、既に勞力代金共に得べからずとすれば、少なくとも土地の全部を我等の有とする權ありと。

解放令の効

此際政府の取りたる判斷は農民に從來占有したる土地を與へ、相當の地代を拂はしむと云ふに在りたり。而して地代は貴族農民相互の協議に據りて決定すべく、議調はさるときは政府の裁斷者之を決定すべし。而して此の如くして決定したる額は、事實上従前の夫役若くは貢租と大差なかりしを以て、農奴解放の令は農民に益すること左まで多からざりき。

當時權家の下に奴僕として使役せられたる者、凡百五十萬人あり。此等も等しく解放令の利澤に浴して自由の身となり、主家を去り、若くは新に給料を定めて舊勞役に服するを得たるを以て、解放令は寧ろ此徒の爲に直接の利益を與へ、市に出て、職工となりたる者頗る多し。

第一の解放令は前記の如き事情によりて、人身の自由を與へたる外、土着して農業に従事する者には格別の利益なきを以て、解放の主旨を貫徹する爲には一段の工夫なかるべからず。乃ち農民を土地所有者とする案は、此れが爲に提出せられたるものにして、第一令發布後二年、千八百六十三年には土地買収法を發布せり。大要は從來の夫役若くは貢租を基礎とし、其の十六個年三分の二を買

贖田法

收價格として、農民は直に其の五分の一を支出し、政府より五分の四を貸與支出して、六分の利を以て之を四十九個年間に償還せしむるに在り。譬へば一農家は三デシアチンを得るものとし、一デシアチンの貢租三留なりしとせば、總額九留なるを以て、之れに十六三分の二を乗して百五十を得。是れ土地所有者に支拂ふべき高にして、其中農民は其の五分の一則ち三十留を支出し、政府は百二十留を貸與す。扱百二十に六分を乗すれば、則ち七留二十哥にして、是れ年々政府に償還すべき高なり、之を償還して四十九年に至れば、土地は全く農民の所有に歸す。

從來の貢租夫役は瘠地に於て割合に高く、豊沃の地は比較的廉なりしを以て、之を標準としたる價格は瘠地の利にして沃土の不利なり。故に北方の買收額は市價より一割乃至十割高くして、南方黒地帯に於ては寧ろ廉に失したるを以て、北方にては法律の許す範圍に於て農民は成るべく少許の地を得、南方にては土地は原來農民の有なるを信じて、新に買收せんか爲に莫大の金を支出するの愚なるを思ひて、是れ亦成るべく少許を得たり。而して本法は始め之を利用す

政府自由
に
干渉す

ると否とは農民の自由に委したるを以て、發布後直に之を行ひたる者も多きも、未だ之れに従はざる者多く、千八百八十五年に至りて強制的法律と定められたり。

此の如くして露國にも相應の地主農民を生したるを以て、此れだけの範圍に於ては國家の進歩と爲すべく、諸般の制度此の方針にて進みたらんには、社會の基礎漸く鞏固なりしならんに、ニコラス一世以來統一的政策は次第に歩を進めたる、六十三年の波蘭叛亂は大に露廷をして共和的風潮の勃興を恐れしめたる、所謂虛無黨の活動は壓制政治を益々嚴厲ならしめたる等の諸原因より、村治の上に逐次干渉の端を開らきて、露西亞名物の隨一たるミルの制度も、痛く其の特色を傷つけられて、農民の位置は農奴解放の美政の下にも、敢て改善せらるゝことなき結果を生じたり。

農奴解放、土地買收の兩法は、ミルの土地共有制には大なる影響を及さず、何となれば買收法は個人を目的とせずして、ミルを目的としたればなり。故に買收費償還の責任に當る者は個人にあらずしてミルなる代りに、買收したる土地は

ミルの共有として、ミルは依然舊時の分配法を行ひ得るなり。要するに經濟團としてのミルは此の變法によりて影響を受くることなく、悲しむべきは行政の方面に在り。

ボロスト

皇領内にはニコラス一世の時既に下級行政區としてミルの上にボロストを置きしが、農奴解放令の出でたる後政府は之を全國に普及せしむるに決せり。要はミルの大小同一ならず、下級行政區として不便少なからざるを以て、稍々之を齊一ならしむるの主旨に出で、人口六百以上四千に至るを標準として、ミルの分合を行ひ、公選を以て、其の長を挙げしめたり。其意必らずしもミルの自由を奪はんとにはあらざりけんも、是に至りて自治團は政府の官人と接觸し、壓制々度の除毒は是れより竄入する事となりたりしなり。

ニスブラブニク

ボロストの長スタルシナの権力は固よりスタロスタより大なるものと規定せられたり。然れ共政府はボロストに警官(ニスブラブニク)を置き、之れにスタルシナを拘留し、罰金を科する權を與へ、州知事に任免を請求し得ることゝしたるを以て、スタルシナは自から政府の警官の下風に立つ事となり、氣概ある人民

は其職に當るを欲せず、終には全く警官の傀儡たるに至れるのみならず、警官の権力は次第に亂用せられて、之れが選舉にまで干渉する事となりて、自治の面目は大に毀傷せられたり。

村書記

更に村政を蝨害したるは村書記にして、露の村民は概して無教育の者多くスタルシナに選舉せられたる者にして、一丁の文字なきも少からず。然るに政府は無數の法律を雨下して村政を煩擾ならしめたるを以て、スタルシナは之を如何ともする能はず、文字ある書記を備ふて實務を處理せしめ、其數二三人に及ぶ所あり。此等は概ね村に關係なき漂浪の徒にして、政府は革命の氣運を促進するを恐れて、正當の教育ある者を村民に近つかしめず。備書記たる者は品性下劣の徒に限れり。是に於て彼は公共の念なく、首長の法律を解せざるを利して爲さざる所なく、ニスブラブニクの爪牙となりて、思ふまゝに村政を攪擾せり。

專制政治の自治體に接觸する村民の常に苦しむ所多きは固よりなるに、下級官吏等は官權を肩にして無智の人民を蹂躙すること甚たしく、政府の方針より數歩を進めて壓虐を肆にするは有り勝の事なり。露國の政治が根本より此く

まで亂暴なりと云ふは過言ならんも、夫の小官吏等が自己の利慾をも併せて人民を壓制するは記するに忍びざるものあり。同國內務省の報告に據るも、郡警官は一人の農民を徵發して、傳命の驅使に充つる權あるを利用して、四十人乃至五十人を徵發して私用に驅使し、若くは料金を納めしめて之れに代ふるもの、一州にして年四萬留より六萬留に及ぶと云へり。

郡制

千八百八十九年アレキサンダー三世は更に郡制を布きて、益々村政の自治を緊縛したり。ポリユーは同制の結果を記して曰く、村政に關しては行政警察より經濟に至るまで、凡て新郡長に關涉せざるものなし。故に農民は二重に貴族の代表者に服従するなり、村民は村長を選擧すること依然たりと雖、就職の前に郡長の認可を得ざるべからず、郡長は之を罷免する權利を有す。且ゼムスキイ、ナツチャルニク(郡長)は審問を経ずして村長を罰するの權あり。……郡長の權力はミル、ミル會、村長に及ぶ。……同法に於て禁する所は、唯自己所住の農民の推擧を受けて就職する一事のみと。

此の如くしてミルの自治に對する政府の干渉は、歩一步より嚴厲にして、本章

の劈頭に描寫せる村民共治の美は、徒らに形骸を存するに過ぎず、實際に於ては各方面に於て政府及貴族の干渉を受けて、手足を出すに所なし。

然らば農奴の解放は名に於ては解放にして、其の實に於ては緊縛なり、土地買収は地主農民を作ると稱して、其の實は益々彼等の膏血を絞るなり。此の如くして農民の幸福が増進せられたりとは何人も想像すること能はず。トムブンは曰く、今日の農民社會に非常なる慘狀の存すること、彼等の大多數は實際の生活に於て解放前より劣ること、彼等の大部分は借錢を以て頸を埋め、爲に土地使用權及將來數年間の身賣を約したることは、諸説一致する所なり。

トムブン

或人は此の如き悲慘の狀態を以て、露國農民の不注意、怠惰、亂醉より起ると爲し、或人は此等の原因より來るものは左まで多からずして、寧ろ土地の不足、官吏の誅求陰謀の犠牲たるなりと論じ、又或人は民の貧富を生ずる事情は地方によりて同しからず、南方膏腴の地に於ては土地の分配に不足なく、勉強すれば生活するに足るも、北方にては土地の供給概ね不足なりと爲す。余トムブンの見る所を以てすれば、此の如き地方的差違あるは疑を容れず、又警官の傀儡たるスタ

ルシナ、ピツザーを経て貪慾なる官吏と接する農民は、チノブニク(官黨)の壓虐、不正に苦しむこと多きは論を俟たず。而して農民も亦醉醜によりて自から生活の困難を媒すること有り得べからざるにあらず、何となればラニンが「露人の性質」に於て示せる惡點を取らずとするも、露の農民に飲酒癖あるは争ふべからざる所なればなり。……

解放後の農

農奴の古制に於ては通常一半の勞力を以て地主の爲に耕作し、他の一半を以て自己の爲に耕したり。則ち一耕地の收穫若干とすれば、其の一半は地主に歸し、一半は自己の懐に入りたるなり。千八百六十三年及其以後に於ける協定委員は、大體に於て此の歩合を變更せざる方針を取りたるを以て、協定の行はれたる地方に於ては、解放後も收穫の一半は地代として地主に歸し、農民は他の一半を以て自家の生活に資したり。然して後土地買収法出で、地代は舊の地主に行かすして國庫に入り、農民が實際に支拂ふべき額は以前の如く大ならず、何となれば一時に三年分の地代を拂へりとは云へ、年々の支拂は四分の一を減じられたは、なり。而して地方によりては此一時支拂を必要とせざりしこと前に記せる

が如し、然らば此の範圍に於て農民の状態は多少改善せりと結論すへきも、一方に於て國稅及地方稅は年々に増加せるあり、ポリユーに據るに、今や租稅のみにて土地買収償還高の三分の二に達せり。……

然らば農民の貧富に關係する主たる原因は租稅の苛重にして、此見をして正當ならしめば、農民の年々貧困に赴き、事實上に金主の農奴否奴隷と化しつゝあり、土地を失ふ者の漸次多きを加ふるを聞くも怪しむに足らずと。

ゲラール

ウァート、ゲラールは曰く、露國の農民は依然として貧困、遲鈍、痴愚、無教育、無技藝にして、自から有する權力を悟らず。彼等は舊莫斯科時代に於けると同じく、依然として四圍境遇の奴隷として存し、彼等に對する他の面目のみ獨り變化せり。僅に三代前に於て露國の川舎は農事に於て全く中世的なりき。而して官人の奴隷制度を辯護する言に曰く、國家は農民の自由に村落を去るを許し難き状態に在るを以て、他國に行はるゝ農民の解放は、此國に行ふ能はずと。然れ共農民の一般状態は政府に於て何等かの手段を取らざるべからざるに至りたるを以て、千八百六十一年皇帝の詔勅に據りて農奴を解放せり。別種の農奴は其の

代はりに樹立せられたり、英國に於ては奴隸を自由にせんか爲に數百萬金を植民地人民に與へて其自由を買ひしが、露國にては唯地主が絞取したる地代の元資を地主に拂ひ、其の元資兼利息、年賦、徵收費を農民の負擔としたり。

露國の農奴は土地に束縛せられたり、其の口實は兵役に便すと云ふに在り、而して解放せられたる今日の農民は許可を得ずして住村を去るときは、捕縛せられ、科料に處せられ、投獄せられ、故土に送還せらる。旅行免狀は農奴時代の遺物なり。

露國の農奴は地主が要求する所を與へ得すと争へり、何となれば新に占有したる土地は之を與ふるだけ生産せざればなり。露國の農民は今惡耕作によりて瘦せたる土地に對して、從來より多くを拂はざるべからず。而して租税に關して第二義務者の位置を負ふ、何となれば部落が之を果さざるときは、其責個人に歸すればなり。

個人も又部落も所定の土地に對して所有權を有せず、唯世襲使用權則ち共同

耕作權を有するのみ。農民も又部落も此權を棄て又は處分するを得ず。彼等は土地を賣ること能はず、又取ること能はず、如何なる方法に由るも之れと離るゝ能はず。解放せられたる農奴は政府所定の償還金を拂ひて、政府をして三億三千七百萬エーカーの地より年々八千萬留を得しむる外何事をも爲し能はず。多くの點に於て農民の位置は絶望的なり、彼は負債の繼承者として生れ、非常の重荷を負はされ、移住の外之を免るゝ方法あることなし。

農民租税を納め能はさるときは宥恕あり、千八百八十一年には前の農奴所有者との間に條件の改定ありたるも、農民が狀態を改善し能はざる事實は依然として舊の如し。現状に於ては農民は富を蓄積する望みなく、彼等をして前途の希望正當なる慾念をも絶たしむ。千九百二年新内務大臣ブロープ氏は一億三千万留の償還を延期し、部落の負債の爲に個人に責任を來す場合を制限すべしと提議せり。

* * * * *

是れより七年を経ば買収法の發布は千八百六十三年なれば最も早きものは千九百十二年に償還の義務を果すべき計算なり、農民部落に與へられたる土地は彼等の有となるべし、何となれば償還金は同年にて結了すべければなり。然れ共延期に屬するありて償還は其後にも繼續すべきは殆んど疑を容れず。縦し此項は消滅すとすも國家は更に新税を課せんこと必ずべきに於て、此の紀念歳に農民の狀態大に變更せんことは豫期すべからずと。

此等の記事は農奴解放、土地買収の美事が幾何の實益を農民に與へたるかを推想するに足るべし。而して實狀の之を徵するに足るものありや否や、最後に露人チコミロフの言を記して其の一斑を示すべし。曰く、

周到なる觀察家セミアノフはリアザン地方に於て家族十人(小兒を含む)にして年三百四十留則ち一人三十四留の收入ある者を幸福なる家庭と呼び、節約なる家にては四人にして百十二留、一人宛二十八留にて辨すと云へり。然れ共同州にても四人の家族にて僅に年二十留、則ち一人宛五留に過ぎざるものあり、此の如きは固より食を他に乞はざるを得ずして、露國の村落にては乞丐は異常のこ

農民の生活

とにあらざ。耕作者にして一年の或時期穀物の成熟を待つ間、食を他人に乞ふて生活する者は甚だ多し。農民は缺乏に際して食を乞ふ者を助くるは義務なりと思ひ、明年は之を倒に感ずることあるべしと思念せり。

是れに據りて農民の位置が如何に感れむべきかを知り得べし。トパー縣にては郡會は一家(五人乃至七人)にて百九十一留、則ち一人宛三十四留前後の年收あるは、家庭の幸福に於て必要なりと宣言せるも、事實に於て之を得る者は多からず。

労働者の賃銀には大差あり、職業の種類と事業の盛衰とによりて同しならず。イアンジュール——政府の視察官として本問題を論ずる資格ある人——は露國労働者の賃銀は米國より四倍廉に、英國よりは三倍なりと云へり。

莫斯科縣に於て農業工場、クリスタルニッチェストボ其他一切事業より收むる年額は四千二百萬留にして、人口百十九萬五千なれば、平均一人の收額は三十五留五十哥なり。而して莫斯科縣は決して最貧地方なりとすべからざるを以て、先づ此の平均額を露國全體の實狀なりと見て大差なからん。

露國の如く生活の不廉なる國にて此の小額を以てしては最も悲惨なる生存にも價せず。故に露國の職工及農民は他國にて想像すべからざる小額に必要費を減するなり。ウラヂミル縣の視察官ビースコフは職工の收入を計算して、彼等が食料に費す所は月五六留乃至二留半又は三留に過ぎざる者ありと云へり。一日十哥にして何を食し能ふ乎、ビースコフは曰く、労働者は少しも肉を食することなく、唯麵麩、ビースチア、グチ。油少許を交へたる小麥にて生活す。時として一日三十七グラムの肉、最も善きものにて百三グラムの肉又は魚を得る者ありと。

農民は肉に代ふるに菌を以てす、是れ滋養に富むも極めて消化し難きものなり。労働者の食物は簡素甚たしく、多くの葱と少許の魚にてソパッスの汁を作り、若くは粉を雜へ名ばかりの肉を入れてカベージ汁を炊き、此一皿にて驚くべき多量の黑麵麩を食す。

若し農家の食料帳を検するとき、甚だ貧しき者にあらざるも、嚴に必要な程度に満足するを見るべし。例へば雜誌「莫斯科の職業」に載する第二號の家族

に就て檢するに、家族一人に付四十一留半(即ち平均以上の費用を示す。同計算書には麵麩、鹽、野菜、蕎麥、胡瓜等各種の食品を包括するも、八人の家族に對して一年の肉は百三十一キログラム二百二十グラムにして、卵は百五十個なり。多少の奢侈とも云ふべきものは、少許の茶と砂糖あるのみ。祭日其他に酒舖にて消費すべきは全家一年を通して四留あり。此の如くして奢侈に消費する所は全費用の二分に充たず。而して是れ上等なる農家にして、此等の食だも得ること能はざるもの甚た多く、彼等は麥粉中に麥實の殻又は松皮等を雜ひ食ふ。

或地方例へばカザン縣の如きにては饑饉麵麩、則ブーシナイを常食とする者多し。今カザン大學にて分析せる此麵麩の成分を見るに左の如し。

大⁺は通常厚⁺一サンチメートル半、表面は土灰色にして、切断面は重褐色なり、甚だ脆弱にして久しく炙られざるを示し、之を破れば各種の穀物及麥實の殻あるを見る。味は鹹味を帯びて礦物に類し、麵麩とは全く趣を異にす。檢微鏡に照せば多くの混合物、燕麥、皮殻等を雜ゆるを見、此麵麩に燕麥を含むを證す。分析の結果は、灰七分六厘、水二分四厘を得、灰中には多量のクロレイトあり、クロ、ホ

ルム検査にて礦物性の混合物頗る多きを断定せりと。

此の如くして此物質の果して麵麩なりや、又土塊なりやを決定するには、化學的及檢微鏡的審査を要するものあり。然かも此の所謂麵麩は數萬人の日常の食物にして、一朝收穫不良なるときは、直に數百萬人の食料となるなり。農民が此の如き食物にて生活し得るは豈驚異すべきことならずや。彼等の體力を以てするも之れに堪えざる場合は少なからず、民族の墮落は今當に立證せられたる事實に屬せり。人民の平均身長は減じ、其の力量は減却しつゝあり。……

吾人は官吏の壓制、經濟組織の不完全が、露國の農民社會を如何なる状態に置くかを記するに當りて、此上に多言を費す必要なきを覺ゆ。而して農民は露國總人口の八割乃至八割五分を占むるものなり。

第五章 政治

露國は君主獨裁の國にして、萬機はツァーの方寸に決し、法律と雖皇帝自ら之を可とする間のみ効力を有す。然れ共國體は元と獨裁の基礎に建設せられた

人民諸侯の攻
伐に苦しむ

莫斯科朝の專
權

るにあらず、獨裁となりたる後も實際の運用に於ては至大の變遷を経たり。故に露國政治の真相を了解せんには先づ其の變遷を研究するを適當とす。

始め露國は群雄割據の地にして互に攻伐を事とし、民衆生を聊せず、スカンデナビアの酋長を迎へて其疾苦を免れんとするに至りたるは、『露國侵畧史』の説けるが如し。而してルーリク朝は南方に僻在して、勢力全露に及ばず、北方には尙ほ無數の諸侯割據して統一の實を擧ぐる能はず、權勢爭奪は依然として繼續し、民の之を苦しむと益、甚だしきを加へたり。既にして西方には獨逸族起り、東方には韃靼族跋扈し、後者は終に全露國を蹂躪して、誅求苛征至らざるなかりしかば、蠻族を驅逐するの切要は擧國民の感ずる所となり、従つて國民統一の必要生じ、又従つて群雄攻伐の非を認むるに至りたり。是に於て人民の諸侯を見ること蛇蝎の如く、見て以て壓制の紀念と爲し、疾苦の原因と爲し、機會あらば之を壓滅せんを欲せり。

莫斯科朝立つに及んで英主相次て出て、勢威漸く比隣に振ひ、私に統一の業を以て同侯に囑望する者多し。デメトリアス此間に出て、乾坤一擲の壯圖を試

み、獨力雜糧、獨逸兩族の聯合軍を撃破せしかば、人望は靡然として莫斯科侯の周圍に集まり、人民の望を寄する者多きは論なく、滿腹の經綸を懷きて功名に志ある者は、争ふて同侯の廷に趨き、而して後莫斯科朝の位置は益々鞏固となれり。

此の如くして莫斯科侯は漸次に諸侯の勢力を奪ふて其大を致すと共に、人民の後援は愈々確實を加へ、莫斯科侯が他の諸侯と争ふに當りては、人民の同情は常に莫斯科侯の側に在りたり。蓋し人民は數世紀間の内亂によりて、諸侯の壓制誅求に苦しむこと久しきを以て、苟も王者出づるあらば、民の之を歓迎すること大早の雲霓を望むが如きものありたるなり。

人民は莫斯科朝に頼りて統一の業を企ふせんと希望し、莫斯科朝は人民の後援を假て其勢を張れり。ツアの業は此の間に成る。而して一面貴族を抑へて覬覦の念を杜塞し、他面外侮を禦きて益々國威を輝かさんには、當局者に於て剛毅果斷を要するは勿論にして、莫斯科朝は固より之を行へり。然るに驕りて人民の實状を見れば、彼等は逐次新開地方に膨脹して政令の行はれざる處に住するも多く、或は貪慾なる諸侯の下に在りて重税に苦しめられたるものあれど、要

人民の自由思想

するに鞏固なる官治の德澤に浴するを得ず、自から盜賊に備へ、自から各自の利害を研究せざるべからざる境遇に在りたるを以て、自治の精神は大に發達し、之れが機關も亦畧ぼ整へり。

前章に説けるミル制度の如き、コザック團體の如き、皆之を證するものにして、人民の側にては堅確なる獨裁制の樹立せられんことを豫期せざりしなり。

是に於て莫斯科朝の權力大に伸びて、スラブ統一の業將に成らんとせる時は、民間に於ては自治制漸く備はらんとせる際にして、露國の國體は此時に於て重要なる時期に遭遇したり。莫斯科朝の威力が人民を壓せば、露國は君主獨裁の國たるべく、人民の勢力莫斯科朝を壓せば、同國は久しく自由制度の國たるべかりしなり。而して莫斯科朝は一個諸侯の裔にして、土地を有し、隨伴者を有して、未だ渾然たる國家の主たる者にあらざるを以て、其の利害は固より露國全體の利害と一致するものにあらざり、先づ一家の利害を打算し、而して後隨身者の利害を打算したるが爲に、彼れは忽ち民間の潮流と自家の立脚點との間に一大衝突あるを發見したり。

人民先見なし
獨裁制の勃興

然れ共人民は廣漠の國土に散在し、且つは日々の生存競争に忙殺せらるゝを以て、此の如き遠大の見を立て、的確に其の意志を表明するに由なく、唯莫斯科朝が諸侯を抑へて卓立するを見て、漠然として其内亂、壓虐の原因を除却する者なるを思ひ、概括的に之れが後援たるを喜びしのみ、莫斯科朝が施策する政策の細項に鑑みて、有識的に之を贊助せしにあらず。則ち朝廷は無制限の信任を受けたるものにして、獨裁の制は此の如くして決定したり。

獨裁制の墮落

獨裁の壓制に變ずるは間一髪のみ、露國にては獨裁制の樹立せられたるより、志士の追放、財産の沒收、慘殺、虐遇等は相次て起り、イバン四世の如き最も放縱自肆を極めて、自から長子を擊殺するに至れり。其の愚にして暴なりしはポウル一世にして、彼れの世には壓制政治の標本を示すべきもの頗る多し。試に一例を挙げんか、一夕宮廷の假裝會に武官某誤つて皇后の御裳を裂けり。ポウル聞て大に怒り、彼を召して御前に至らしめ、口を極めて其の不禮を責め、情熱して禁する能はず、急聲「彼の軍籍を剝げ」と命しぬ。然かも尙ほ甘心せざるなり、更に侍者に向つて大喝「直に彼をピーターズポルグ以外に追放せよ」と命し、是より嘲笑

官吏政治

侮辱至らざるなく、激怒の度は漸次甚だしきを加へ、曰く、「彼を己れの領地へ幽屏せよ」と、侍臣戰兢言を進めて曰ふ、
陛下、彼は所領を有し候はず、
左様か、然らば彼に三百人の農奴を有する所領を與へよ。
と。聊か滑稽に類するも、壓制君主の面目を示すに足るべし。
然れ共壓制政治は君主獨裁制の墮落の最下底にはあらず、所謂官吏政治ベニコロツクシなるものは是れより胚胎するなり。ステプニアクは曰く、
露國は一萬の大官に支配せらるるとはニコラス一世が失望の餘りに發したる歎聲にして、彼れの如き特種の精力と活力とを有する人に在りては、必らずあるべきの言なり。然れ共露國の人口は同帝以來二倍に達し、鐵道電信の開通は首府との交通を容易ならしめたるが爲に、中央政府に集まる行政事務は少なくとも十倍に増加したり。
獨裁政治は皇帝親政々治として、露國に其跡を絶ちて既に久しきなり、親政政治は如何にも不満足の事なれ共、今は一層惡しき或ものに代られたり、——則ち其の後を繼げるものは官吏政治の團體的壓制にして、冤枉を訴ふるも之を受くる徳義なく、首腦もなく、高尚なる目的もなし。彼は寄生植物の如く政治團體に發生し、其の生力を吸収し、其

官吏政治の弊

(の病症を惹起しつゝあり。

露國に於て行政事務の増殖する原因は甚だ多し、土地人民の増加の如き、統一の必要によりて官治の範圍次第に擴張する如き、文明の進歩の如き、皆止むべからざる數にして、之れが爲に行政組織は漸次に複雑を加へ、官吏の數は日々に増加して、之を監督するは一人の能く辨する所にあらず。是に於て各省を分ち、長官を置きて一部の事務を擔當せしむるは必至の數にして、此等は皆自から法律を作り、自から之を實行して、皇帝に奏達するは官吏等が之を利益とする場合に限りて、眞に奏聞を要するものは却つて擁蔽せらるゝ實なからず。ニコラス一世の精力は群庸を抜んで、能く堆積せる萬機を決裁するに足るなり。則ち親から國政を見んと欲すれば、四周長官の掣肘を受けて意の如くするを得ず、爲に浩歎を發せざるを得ざるもの、誠に官吏政治の勢成りて亦如何ともすべからざるに出づ。

故に露國は君主獨裁と謂ふと雖、其實は各省長官に制せられて意の如くするを得ず、各省長官は又各部の長官に制せらるゝこと、皇帝の各省長官に制せらる

ゝが如し。此くて各省は事實上互に獨立し、各局も亦多少の範圍に獨立して、君主獨裁は變して寡人政治となり、寡人政治は再轉して多頭政治となり、表面には最も統一劃一なるべきが如くして、其の實撞着矛盾は本制の特色となる。皇帝の意志は時として電の如く閃めきて國家の法となるあり、各省長官は又意のままに施策するあり、以下大小官吏に至りて、各其の程度に應じて勝手の解釋を試む。

此の如き制度の弊害多きは固より謂ふを待たず、中央政府が發する法令は、下級官吏の爲に妨げられて、爲に効力を失することも少しとせざるなり。例へばミルを破壊し、自治制を壓滅するは政府の方針なるに拘はらず、一縣一州の長にして個人に内話する際には、余は名譽を慕ふて此の位置を取れるにあらず、實に之れに據りてミルを保護し、之れが發達を助けんとてなりと云ふ者あり。而して本制の小官吏の壓制を紹介するは又格別にして、露國官界の腐敗は世界に著名なる事實とす。曾て醫務局長にドクトル、ブーへなる者あり、醫員の採擇には必ず賂賄を徵收し、公然率を定めて之を課すること數年に及び、官の知る所とな

醫官の腐敗

なりて鞠問せられしが、同一の非行は此他各部に行はれて、若し審問を繼續するときは政府全部の醜態を暴露する恐れありたるが爲に、中道にして止められたり。

官吏の腐敗

軍隊經理部の非行は最も著大にして、千八百七十六年の露土戦争に於て、當時露軍は腹背共に敵を受けたること、民間に喧傳せられたる所なり。則ち前なるは土軍にして後なるは輜重なり。曾て一軍吏あり、不思議にも廉直の士なりしが、一夕友を訪ふて大に同僚の腐敗を忼慨し、携ふる所のハンカチーフを開きて示せり。之を見れば砂土に混するに萌芽せる燕麦を以てし、亦全く腐敗せるもあり。彼れ慨然として説て曰く、是れ曩日馬糞として御用商の納めたる所、倉庫に近づけは悪臭鼻を撲ちて面を向くべからず、如何に畜類と雖之を食ふに堪ゆべけんや。由りて上官に電照して如何んか處すべきを問へば、唯返電して曰ふ、速に受納せよと。御用商の貪婪は之を聞くこと熟するも、此の如きは必らずしも商人の罪とのみ斷すべからずと。

此の如きは露國に於て日々に遭遇する事例にして、此は露人の品性特に下劣

なるに由るか、抑も亦制度の然らしむる所か。論する者は云ふ、人類の品性は各國共に大差なし、若し他國人をして露國制度に處せしめば、其弊現在より少かるべしと想像する能はず。制度にして現在の如くんば、幾度人を代ふるも、弊は亦現在の如く存せんと。説の可否は暫らく斷するを須かず、露國官吏の腐敗は事實として存在す。彼の制度の有名無實にして、制裁の力を缺くや、屢小官吏に横暴の機會を與へ、往々にして尖笑すへき壓制を現出す。ヘルムの州長死せるに當りて、警察は人民をして弔意を表せしめんを欲し、凡ての饗宴を禁じ、興行を停止せる如き其の一例なり。

然れ共笑ふて止むべからざる場合も亦少なからず。千八百八十年より八十年にかけて、カールコフの停止場貨物の紛失せることあり、日を経て盜賊の行爲漸々大膽に赴き、終に審案の結果巡査ヒリポフなる者直接に群盜と關係して收益の一割五分宛を徵收し居れる事實發見せられたり。彼れは之れに對して盜賊を庇護したるのみならず、憲兵も亦盜賊と連絡して收益の幾分を得たるを以て、盜見等は殆んど公然同所に入り込みて人民の目前に其の非行を逞ふする

警官の盜賊

も、何人も之を咎むる者なし。既にして其一人捕へられて、検事局に送られたるも、警察は之に向つて何等の材料を供給せず。其の漸く手掛りを得たるは警察には何等の告知を與へず、検事局にて荷物掛を悉く其の部下に易置したる後なりしと云ふ。一日盗見の構内に彷徨するあり、検事局は之を捕へんと欲し、唯巡查長に之を告げて部下に告知する勿らしめしも、盗見は何人よりか密告を受けて遁れ去れり、而して巡查長は晏然として其の位置を保ち、贖賈だも受けたる事なし、以て露國官吏社會の風潮を見るべし。

此の如き保護官の下に人民は如何にして身體産財の安固を保し得るか。而して下に記するが如きは更に甚だしきものあり。露國の片田舎にポルチャンスクなる小市あり、此處の警察長にソクラフなる者勤め居り、市人は皆彼の温良なる人物なるを認めしが、權力の亂用し得らるゝ機會は、彼をも惡事に誘惑し去りたるに似たり。市にポノマレフなる者ありて、妻と共に割烹店を營めりしが、妻は頗る容色あり、ソグラフと憎からぬ關係を結びて、始めは叔母なる人の一室に密會せしが、ソグラフは更に逢ふ瀬の自由ならんを欲して、所天を除かんと計

り、妻に告げて速に己れの居所に走り來らしめたる上、人を遣りて其の財産を向ひ取らしめたるに、彼等は會釋もなく、ポノマレフが家に闖入して、彼れの分をも併せて運び去り、ポノマレフには別に冤罪を科して捕へて獄に投せり。區裁判所の檢事はソクラフの不法を怒りて、茲に干涉し來り、ポノマレフを釋放したるのみならず、其の妻を諭して家に歸らしめたるに、ソグラフは百方檢事を攻撃し、市民數人を語ひて、ポノマレフの不良の人なるを證言せしめ、此の罪名の下に遠地に放追せんとす。是れに至りて、妻は流石に同情を催して、ソグラフを去りて夫と共同せしかば、ソクラフは今は自暴の念を起し、巡查を召集して、ポノマレフが家を襲ひ、夫婦を捕へてスタロピェルスクの獄に投せしかば、ポノマレフの家は全く廢滅して、以後再び回復せざりしと云ふ。

中央政府の不統一は其の影響を行政各部に暴露して、其の疾苦を受くる者は常に農民なり。故に露國の諺に之れあり、曰く、貴族より免れたる農民は、再び行政の奴隸となれりと、決して誇張の言にあらず。行政の局に當る小官吏等が漫りに權威を弄して、人民を虐遇し、人民に誅求するは、其の慘禍實に忍ぶべからざ

るものあるなり。而して人民は依然として舊時の思想を改めず、皇帝を恐るゝ勿れ、恐るべきは行政官吏に在りと云ふ。今日民間に流布する歌謠は悉く之を表明するものにして、之を聞けば官吏の横暴を悲しむものにあらざるはなく、間々悲歌抗慨して、人をして轉た斷腸の情に堪えざらしむ。請ふ前緒を繼ぎて尙ほ其の状を語らんか。

騎馬巡査の暴

地方に於て最も恐怖する官吏はウーリアドニク(騎馬巡査)にして、此はアレキサンダー二世の晩年に創設せられ、凡そ五千人あり。其の権力は甚だ廣大にして、之を行ふに私意を以てし、暴慢至らざるなし。曾てオデッサ管區のウーリアドニクにダッセンコーなる者あり、田舎を巡回して一の猶太人に出會せり、彼れは之を以て怪しむべき人物となし、何の故たるを知らず、之を村役場に拘致せんとし、猶太人を馬前に歩せしめ、己は馬上之を監視しつゝ進めり。而して行々種々の悪言を加へ、又は鞭を以て憐れむべき俘虜を玩弄しき。村役場に至れば村長は之を以て兼て知れるラトランツなる者なりと證言せしも、ダッセンコーは更に信せず、村長を嘲罵したる後、又も以前の如く馬前に追立てつゝ、他の方面に向て進

憲兵

み去れり。

カコーフカにては一憲兵あり、村落を巡回して某家に至る、妻の甚だ美なるを見て先づ酒食を饗せんことを求む。既にして酣醉淋漓、夫を要して外出せしめんとしたるも、其の狀餘まりに明白なるを以て、彼は之を拒めり。憲兵怒つて腰に短銃を探り、一撃して夫を射殺す。

縣書記官

チャドリンスクの村祭に縣書記官の來り監するあり、過ぎる所の姉妹を見て其の美に驚き、駐在所巡査に命して秩序紊亂の罪名を以て之を拘引せしめ、至れば則ち二女を併せ姦す。

此の如きは文明を標榜する國に於て想像すべからざる所、而かも此は露國に於て日々に起る事實なるを如何せん。政府に於ても全く此等の状態を知らざるにあらず、例へばキエフ縣の行政監察に趣きたる元老院議員ポロブツエフの報告の一節には下の如きあり。曰く、「警察長の不羈暴慢は上下を通して一個の制度を作り、人民は警官の壓制に對して自ら防禦する手段なきこと、是れ人民の政治的觀念を腐敗せしむる原因なり。彼等は法律が許す範圍に於て、弊害を剷除

ボロブツエフの報告

する方法あるを信せず。而して警官の暴虐に向て全く抵抗力なしとの思想は、社會の各階級に浸染せるを以て、無智なる小民は自己勞働の果實を警官に捧げ、教育あり、高き位所に居る人も、各相當の貢獻に怠らざるなり」と。故に政府に於ては數次改革を企圖したるも、實際には寸功なく、警官の暴慢は依然として舊の如く存するなり。

政府の到底頼むに足らざるは、露國人民の深く感得せる所なり、乃ち弱き者は賄賂によりて壓虐を免れんと務め、狡猾なる者は策略を弄し、一般人民は實力に訴へんと欲す。今日農民間に實力抵抗の觀念蔓延し居るは人の想像以外に出て、夫の複雑なる官吏政治の生命は、刻々に逼迫しつゝあり、果して何れの日に實現すべきかが、單に問題なるのみ。

然れ共以上列擧する弊は制度より生ずるにあらずして、人を用ゆること其の當を得ざるの罪なりと曰はんか、是れ肯綮を得たる説にあらず。ステブニアクは此點に關して曰く、

ステブニアク

人を代ふるは何等の効用あらず、變すべきは制度にあり。皇帝は時として才幹あり正

市會

ゼムストボの
諸權

直なる大臣を任用することあるべし、唯露國の如く大なる國に於ては、一省と雖中央集權の官吏政治主權にて統治し得べきにあらず。露國の行政史には非常の偉才を有し、純潔の意志を有する大臣、總督等の誠忠なる目的が、其の使用する小官吏等の爲に覆され、彼等の冷淡怠惰、不能腐敗を匡正せんとするも全く功を奏せずして終れる例頗る多し。

と。更に一步を溯りて直接制度の弊を指摘せんか、先づ夫の所謂自治體なるものに就て觀察せんに、ミル及ポロストに關する梗概は、前章に述べたり。其の上級に位する者は市及ゼムストボにして、其の實況を査するに、十年前に於て聖彼得堡に於ける人口は凡て九十六萬二千人あり、其の中市會議員の選舉權を有する者は、一萬九千二百三十三人なり。而して此等は納稅額に従ふて三等に區別せられ、一等は二百六十一人、二等は七百七十七人、三等一萬八千九百九十五人にして、僅々たる千三十八人は市會議員の三分の二を選舉し、八十萬人は之れに對して何等の權利を有せず。

ゼムストボに於ては權力は全く貴族に歸して、小民は之を如何ともする能はず。而して選舉に成る郡縣會は單に財政に容喙し得るに止まり、其れも行政の

必要費に關しては一言を挿む能はざるなり。試に此の必要費なるものを見れば、多くは中央政府に關するもの、軍隊、警官に屬するものにして、之を充たしたる後にあらざれば、人民の必要とする事業、農事改良、學校、衛生等に一錢を投ずるを許さず。

加之ゼムストボは全く行政官の監督を受け、其の裁可を得ざれば何等の決議も効力を有することなし。而して行政官の此の權利を運用するは極めて自由にして、或は不適法と稱し、或は國家の方針に背馳す等の名義の下に、不裁可する場合甚だ多し。且つ行政官はゼムストボの役員を退くるの權を有するが爲に、之を用えて同會を蹂躪し、人民をして會の無能を認めしめんと計るも尠からず。ゼムストボは官吏の腐敗を防がんが爲に、州郡の租税に與る者若くはゼムストボに對して請負を爲す者は公職に就く能はざる法を設けんと請願したるも許されざりき。ゼムストボは農民にも其の議に與らしめんが爲に、議員に給料を與ふる議を提出したるも許されざりき。ゼムストボが其の地方の爲に計畫する事は、行政官は壓制して之を許さず。タウリードの縣知事は農民の狀態を

教育

調査せんとする議を禁止する如きは是れなり。ゼムストボの維持に係る初等學校の如きは、本省の規定頗る細密に涉りて、ゼムストボは自から何事も爲す能はず、寧ろ學校の爲に何事をか爲さんとする心だも消失しつゝあり。顧みて教育の狀態を見れば、文明國として耻つべき位置に在り。千九百年に於て國家の財計は十五億留に達したるに拘はらず、各省より教育の爲に支出したるは五千萬留にして、而かも露國の教育制度は甚だしき分業に屬するを以て、文部省の支出する所は、此半に至らざるべし。同年小學校の數は七萬六千と稱したるも、就學兒童は僅に四百餘萬のみ。然れ共其の最も悲しむべきは此の外形にあらずして、内部の腐敗に在るなり。ポリューは之を記して曰く、

アレキサンダー二世の後半期に在りては、ドミトリ、トルストイを相としたる文部省の事務は、學校の數を増さんとするよりは、之を監視し教員を變更するを任としたり。露國の行政は何處も同様なる如く、學校にても政治上の不安、官吏の憂悞が何より重きを爲し、革命の煽揚が此中に入るの恐れに支配されたる彼得堡の官人は、州のゼムストボが設立したる憐れなる建物までを、不安の眼を以て見たり。而して之れが爲にゼムス

トホの設立したる師範學校を閉鎖せしめ、休暇中に設けたる課外講習を禁せり。當時中央政府が取りたる處置は、公平なる人をして文部大臣の努むる所は人民の教育を破壊するに在りと云はしめたり。實にセムストホ及村落の教育に對する熱心は、數々彼得條の官吏政治の爲に妨害せられ、官吏は學校及教員に對して最も大なる恐怖を懷きて注視を怠らざりしなり。此の如き猜疑は不幸なる學校教員の位置を悲境に陥るゝ故に彼等の感情を害して却つて革命的精神を喚起したるもの少なからず。教員は文部の視學官に刺激せられ、警官には妨げられて憤懣に堪えず、其の結果は叩すへきものたりき。彼等をして無學に、怠惰に、飲酒に耽らしめ、然らば彼は上官の恩遇を受くること甚だ容易なるも、若し熱心に兒童に教授するものあらば、彼は其の疑を免るべからず。

アレキサンダー二世より日を経ること既に久しく、大臣も亦幾更迭したるも、官吏政治の更革せられざる間、此種の疑念は無きこと能はずして、此種の干渉は従つて免るべきにあらず。蓋し獨裁政治を維持し、官吏の威幅を張らんとすれば、人民を恐にするより便利なるはなく、教育の普及は寧ろ其の基礎を危ふするものなり。故に露國に於ける中學も殆んど小學校と同一轍にして、年々退學せ

大學の干渉

しめらるゝ者全生徒數の八分の一に達すと云ふ。

大學に對する干渉は特に甚だしく、教授は其の一舉手一投足だも自由にすること能はず。講する所の學科に就きても非常の束縛を受け、ニコラス一世の時教授グラノブスキイは萬國史の講義に、佛國の革命、ルーテル、改革時代等に説き及ぼすを禁ぜられて不平に堪えざりき。同帝のキイフ大學に於ける書生に對する演説に曰く、『汝等は今甚だ好く勉強しつゝあり、然れ共其は未だ充分にあら

ニコラス一世の演説

ず。科學は其れ自身に善良なる結果を與へず、朕は皇帝に忠實なる子弟を要す。——無限に尊信し、議論なしに服従し、絶對に従順なる子弟を要す』と然る後教授に向ひて曰く、『乃ち汝等も亦注意せよ、科學は其の向ふ所に至るを得べし、然れ共汝等にして書生に道義心を起すに介意せず、政治上の信念を起すに注意せずば、朕は朕の求むる所に従ひて汝等の責任を問ふべし』と。而して後累世の帝王が大學の教授書生に求むる所は、常に此の如くにして、今に至りて地方總督等は大學に至りて之を繰り返すを憚らざるなり。

大學の教授は大學の障壁内に幽屏せらる、然れ共大學を監理するは教授にあ

書生の探偵

らず、大學の空氣を作る者は教授にあらず、教授は生徒の好尚だも支配し能はざるなり。生徒は講義を聴け共教授を信ぜず、却つて其の警官の膝下に跪拜するを嘲侮せり。而して生徒の緊縛は之れより甚だしく、彼等の身を動かすは直に是れ罪なり。若し兩三輩相集まりて雑談すれば、警官は忽ち窓下に來りて彷徨し、大學の中に於てさへも書生の影には警官ありて潛み、一言不慎の言を發すれば直に譴責を受け、廊下に行立して友と語れば、監視官は殘酷に解散せしめ、誤まつて禁制の書を讀めば捕縛せられ、追放せらる。

此の如くにして書生に不平なきを得る乎、不平ありて暴發せざるを得るか、請ふ次章を見て此等の答を得よ、茲には更に他の方面に於ける行政を見ざるべからず。

文書の檢閱

露國の行政を記して文書ドキュメントの檢閱に及ばざれば、龍を盡きて眼睛を點ぜざるものなり、露國行政の精神は最も能く文書の檢閱に顯はる。千八百二十八年以來露國に發行する文書は一冊の雜誌にせよ、書籍にせよ、露語を以てするにせよ、外國語を以てするにせよ、凡て發行に先つて原稿の檢閱を受けざるべからず。而

露國の小説

して檢閱は通常の檢閱局の爲す所を以て足れりとせず、二重若くは三重を経るものあり。ニコラス一世の時各種専門の檢閱官を設け、軍事、宗教等の檢閱あり、通常の檢閱と相並びて嚴重に各部に關する文書を檢閱したり。

此くて政治に關する論說記事は一切を抹殺せられて、國民は少しも之れに容喙すること能はざりしを以て、苟も當世に志ある者は筆を社會小説に染めて、婉曲に其の弊を指摘し、社會小説は當時露國文學の華となれり。固より此部面にも檢閱あり、拊束なしに發行する自由を有せるにあらざるも、其の小説たるの故を以て檢閱官は之を重視せず、比較的寛宥なりしなり。然れ共筆者は極めて眞面目にして、胸には滿腹の經綸を蓄へ、之を行るに小説を以てしたるものにして、若し衣食の爲に筆を取ると云ふ者あらば筆者の耻辱是れより甚だしきはなしと爲されたり。

若衷や空しからず、社會の政治思想は漸次に啓發せられ、アレキサンダー二世の時に至ては、政治上の改革止むべからざるに至り、農奴の解放を始め、各種の改革を實行し、檢閱も大に寛大となりて、宗教の外各部の檢閱は廢止せられ、發行前

の検閲も止みて單に納本して發賣禁止は法廷の決定に待つまでとなれり。同時に新聞の検閲は大に寛となり、發行停止、廣告掲載停止等の制裁を設けて、論議は大に自由となりたるを以て、此時政治的、新聞大に勃興して、社會小説は暫らく衰へたり。既にして反動の時期來り、千八百七十二年及千八百八十二年の改正を経て、新聞、書籍共に嚴酷なる検閲を受くることとなり、禁止の權は内務、司法、教育の三大臣及神聖會議、法官の合議に委せられたり。此時發行を禁止せられたる新聞にはゴロス。莫斯科電報。國民時報、民聲等あり。書籍にして諷刺を禁せられたるものは百二十餘種に及び、露國々法學者の著作の大部を含み、外國人に在りてはルイブラン。ブルードン。ラザル。マックス等を含み、次でシュードル。アガジズ。ケテル。レクラス。スペンサーに及び、アダム、スミスなども一旦は禁止せられしが、後許さるゝ事となれり。

外國の著書にして全く禁止せられざるものは、自由に露國內に入り得と想像せば大なる誤謬にして、鉄とインキとは自在に検閲官に使用せられ、少しく官吏政治に不便なる所あれば、或は切り取られ、或は塗抹せられて、戮り殺しにされた

る殘骸の僅に所有主に引き渡さるゝ場合も少なからず。特に嚴酷なるは露國內に使用せらるゝ他語の制裁にして、波蘭語、リチアニア語、ウクレイン語を以て記するものは、一切發行を許されず、全く壓滅さるゝなり。

現時彼得斯堡及莫斯科に發行せらるゝ新聞は、僅に原稿検閲の禍を免れ得るも、地方新聞は依然として之を要するを以て、露國の地方新聞にして見るに足るものは一二より多からず。検閲官は大都府にのみ駐在するを以て、小都府に發行する新聞は非常の不便を受け、下摺は容易に返付せられず、若し少しく困難なる事あれば、検閲官の協議會に問はざるべからずして、協議會は全國數個所に存するに過ぎざるを以て、之れが認可を得るの不便は、到底新聞紙として忍ぶ能はざる所なり。ボリユエーは其の結果に就て論じて曰く、

是れ露國の都人士、高官、政府が帝國内に何事の起りつゝあるかを知らざる原因なり。政府の高官等は總督の電報と報告とを載するに過ぎざる新聞によりて、如何にして人民の疾苦する所以、行政の弊害、地方官の不法等を知り得る乎。露國に於ては地方は全く啞なり、週報は時々己れの名に於て論ずることあるも、自由も自己の意志もなく、單に機械的語に過ぎずして、何人にも何事をも告ぐることなし。

と。此の如くして思想の自由は全く露國臣民に禁絶せられ、表面何事をも發言し能はざらしめたる結果は、志士をして再び婉曲なる文學に傾意せしめ、昔の社會小説に代へて、今は激烈なる嘲諷文字の流行を見るに至れり。故に露國が文學的技術に富むは、大樹に蔽はれたる小木の日光を見るを得ずして、自から紆餘曲節の趣を爲すが如しと謂ふべきか。

此の如くして人事百般の事は小官吏の嗜慾に従ふて支配せられ、無智の農民は物質的に之れに苦しみ、有識の士は精神上層大なる苦痛を感じ、官吏政治の弊は今や露國に於て其の極端に達したり。

元來君主獨裁は其れ自身に於て恐るべき惡制にはあらず、公平は天下を家とする者に於て最も之を見るべく、正廉は天下を我有とする人に於て最も行ひ易しとせば、君主にして國政を獨裁する、最も當に正道を行ふに近しとせん、若し稟性下劣の人其位に當りて、惡逆無道を逞ふすることあらば、所謂壓制は之れより生ずべきも、人民平夕の疾苦は未だ骨に徹するにはあらず。獨り官吏政治の弊に至りては無數の小吏悉く是れ惡逆無道の主なるを以て、壓制は最も微細なる

事項にまで侵入し、人をして常住坐臥に其の苦を感せしむ。

露國の如き大國に於て君主獨裁の眞に名義に止まらざらんことを望むは恐の極にして、皇帝にして苟も國事を見んと欲せば、二六時中一瞬の休止なきも尙ほ其の皮相だに知ること能はず、一面に於て之れが手足たる大官等は居然たる勢力を有するを以て、其の意志に反して勅裁を斷行するは容易の業にあらず。

此くて露國は名に於て君主獨裁制なるも、其の實に至りては皇帝は殆んど制裁力を有せず。

然らば下方よりの制裁は如何と見るに、立憲の機關は形式のみにも存在せず、政治上の權力を以て大官を拘束するものは一も之れあることなく、新聞は筆を縛せられ、集會は禁止せられて、縱令友人間を以てするも、政治上の談論には大なる危険を伴はざるを得ず。

是に於て露國の官吏政治には何人も其の非を咎責するものあることなく、腐敗は思ふまゝに蔓延しあり。ポリニアは露國の官吏社會を以て各國冒險者の屯集所となし、彼得大帝以來盜賊及詐僞は其の傳習なるを説きて尙ほ曰く、露國官

見
ポリニアの所

吏の此の如き醜態を極むるには多くの原因あり、農奴制の社會各階級に及ぼせる腐敗の如き、歐的改革の裏面に潜在する東洋の壓制の如き、帝國の廣大にして衆民の無智なるは惡事を施すに最も好都合なる如き、官吏の報酬の薄きが如き皆是れにして、行政各部の吏員の薄給なる、自ら財源を開拓するを認可せるにも似たりと。加ふるに與へられたる權力には殆んど拮据なく、人を亂用に誘ふこと甚だ強きを以て、文官と武官とを問はず、腐敗は一般に行き渡りて到底救済の道なし。勿論服務規定の如きは次第に嚴密を加へて、官吏の壓制、惡事を拘制すること頗る易むるが如きも、實際に於ては却つて彼等が惡事を爲すの具に供せられ、其記録の細密にして大なる、之を検査監視するに由なし。

此の如き行政組織に於て人民の安寧幸福を保障すべくは、世に惡制度なるもの存するの理なし。果然、露國制度の弊は各方面に顯出して人民の之を疾むこと前文に説けるが如く、夫の政治犯罪者の如きは、上級警官の意志に據りて、何等の審問なしに投獄せられ、若くは追放せられて其の期限だも豫め知る能はず。而して此等の罪囚を拘禁する牢獄の慘狀は、他國に流浪する露人に由りて世

牢獄の慘

界に紹介せられたる如く、頗る殘忍を極むと云へり。規定人員の倍數を投ずるが如きは通常にして、時としては二倍半若しくは五倍に達することあり。従つて疾病の割合、死亡數は非常に多く、潰血病等の流行も珍しからず。千八百七十六年の露土戰爭に於て、露人の死亡せる者十萬に過ぐ、而して其の多くは軍吏が御用商人に結托して衣服、糧食、藥材等に適當の供給を缺きしより起れり。

黔首を愚にす

然れ共彼等が其の位置を鞏固にせん爲に取る政策の有害なるに比すれば、此等の數者は驚くに足らず。他なし、黔首を愚にせんとする手段是れなり。教育の普及は各國が國民開發の第一着として何れも奨勵措かざる所なるに、露國にては務めて之を妨障するの方針を取り、各國にては小學校にて教ゆべき智識の最低限を規定するに反し、露國にては最高限を定めて、農民の子弟には讀書、習字、算術の四則以上を教授するを禁じ、學校數は能ふだけ小數に限れり。中等教育に至りては學校の設備は愈々不足すれども、人民より之れが設立を出願すれば許可を拒み、學課表は書生の智識を制限するを目的として、其の説明には「中學に

於ける歴史は少なければ少なきだけ善し」の語あり、地理は「思想を混亂し無用の理論を發生す」るが爲に危険の傾あるものなりとせり。而して入學の子弟は貴族富豪家に限り、務めて高等職業に従事する者を拒かんとす。

露國官界の教育意見

一書は能く露國官界に於ける教育意見を示せり。曰く、

昨年中に起りたる社會の現象に於ては、工場及農業に従ふ人民の爲に、通俗なる學問的、道徳的、文學的文書を出版し、無代價にて之を配付し、或は演説、圖書室にて彼等を啓發して、通俗教育を高むる企圖を指摘すべし。

然れ共圖書室、展覽所等は未だ充分と謂ふべからざるも、多少は監督を施し居るも、出版物の無代價配付は全く政府の監督を逃れ居れり。而して此等の書物を配付する者は、男女を論ぜず概ね智識ある年少者にして、已れば尙ほ學問を繼續しつゝ、教員、統計吏等となりて人民の間に窺入する者なることは、特に之を注意せざるべからず。

千八百九十一年の凶作、千八百九十二年より三年に亘る虎列刺病の流行は、教育ある少年を非常に多數村落に入り込みしむる事となりて、其の結果八十年代には停止したる、

有識社會の發企によりて露國少年の智識を増進する傾向を再現せしむるに至りたり。

前文に記したる凡ての事情を綜合して考ふるときは、民間に於ける過去數年間の不幸より生じたる上記の運動にして、此等經驗あり智識ある人士に導かるゝときは、若々政府の意見と背馳するに至り、久しからずして甚だ好ましからぬ結果に到着すべきが如し。

秩序及安寧の保護より此等の事件を思ふときは、公衆が人民の啓發に任ずるは主權に於て美なりと雖、之を惡意ある人等に委任し、個人又は私立團體の爲すに任せて監督せざるは、人民の思想を攪亂し、數百年の傳習によりて神聖となりたる國粹に違背するに至る恐あるを以て、直に之を拒くべき手段を取るは最も急務なるべし。余の見る所に據れば、個人又は私立團體が人民の誘掖に當るは、文部省が取れると同一の方法にて行はるゝ場合にのみ有益にして、又許すべきものなれば、此等個人及私立團體の行動は、同省の機關によりて嚴に監督すべきものなり。

と。而して後此等篤志の個人又は私立團體は嚴に文部大臣の拘束を受くる事となり、殆んど手足を伸すこと能はず。

此の如く露國の現制度が人民の啓發と一致し能はざるは、同國に取りて根本

的不祥の事とせざるべからず。眞誠なる富國強兵の基礎は教育に在ること世界の定論にして、左ればこそ各國共に教育の普及發達に競争するなれ。露國にして若し教育の發達を獎勵する能はざる事情ありとせば、其原因の何たるに論なく、同國の前途は多望なりと謂ふを得ず。

要するに露國の政治は君主獨裁制の最も墮落したるものにして、何れの方面にても其弊は既に忍耐すべからざる程度に達したるが如し。人民は何日までも之れに屈服すべきか、將た自から進んで救済を要求すべきか、是れ露國の前途に繋る大問題にして、次章は之れが解答を與ふるが爲に起草さる。

第六章 革命の氣運

經濟上に於ける農民の位置にして前章に説けるが如く、其の小官吏に虐遇せらるゝこと又前章の如くならば、農民は現在の狀態に満足せずと想像すべき理由あり。學問の束縛せられ、行動の自由を缺くこと前章の説く如くならば、學生

農民の不平

農民暴動の革命的性質なき所以

は現狀に満足せずと想像すべき理由あり。思想の壓制、言論の拘束、前章の説く所の如くば、教育ある社會は現狀に満足せずと想像すべき理由あり。露國に之を證するの實跡あるか。

然り、農民は現狀に満足せず、學生、有識者も亦現狀に満足せず、實跡は歴々として存し、人をして革命の氣運は頗る熟せるかに思ひ至らしむるなり。

數十年前より今日に至るまで農民の暴動は年として之れあらざるなく、少なきは二三回より多きは數十回に至り、時としては其の區域頗る廣大に亘ることあり。其の原因は常に些細の事にして、單に其一事より見れば、彼等の如何にも無思慮なるを示すが如く、之を以て直に革命の前驅とせば、針小棒大の感を促すべきも、農民の腦裡には深く現狀に不満足之感を刻し、機に應じ折に觸れて勃發するものなるを知らば、夫の片々たる暴動の一見して感ずる如き些末の事にあらざるを知るべし。

農民の暴動が確然たる革命の性質を帯びて發現せざるには、少なくとも二の理由あり。第一は農民の土地分配法變更を固信する事にして、彼等は農奴解放

を以て農制改良の第一着に過ぎずと爲し、全國の土地は公平に各人の間に分配せらるべきを疑はざるなり。ミルに於ける土地の分配に關しては既に前に説明する所ありたり、農民が全國の土地に對する觀念は畢竟之を基礎とするものにして、従來は貴族の私占に歸するもの多くして、農民は爲に悲境を免れざりしかど、農奴の解放は之を改良する第一着として實行せられたれば、土地の公平なる分配は次て行はるべく、經濟上の位置は此時を待ちて改良せらるべしと期待するなり。アレキサンダー二世の即位式には全國八百の村長總代の前に、皇帝より土地分配は誤信なることを演説せられ、彼等は村に歸りて之を報じたるも、農民は少しも之を信せず、却つて村長等の聞き誤まりたるを信ぜり。以て彼等の迷信の固さを知るべく、現状には不満足ながら、僅に此の希望の有るありて未だ革命を決心するに至らざるなり。

第二は農民の無智にして、希望を達する方法を知らざるに在り。彼等は如何なる主旨を以て如何なる主文を構成し、如何に之を取扱はゞ、現在の不満足なる状態を脱し得べきかを知らず。故に日一日を苟し、敢て政府に向て斷然改革を

要求せざるも、然も不満の念は寸時も忘るゝ能はずして、時に案外の機に暴動するなり。然れ共土地に對する農民の觀念は、根本に於て政府の政策と異なり、政府は正直に現法を執行する場合にも、社會の秩序を維持するに於て大なる困難を感ぜざるを得ず。况んや官吏の放肆なる、隨時に法律を矯めて、壓制暴虐を逞ふするときは、農民の不平は知るべく、表面理由なき暴動も、裏面には動かすべからざる根柢を有するなり。

露國の暴動に關して一々其の原因を問ふは無用の事なり、動力は平日に於ける官民の反感に在り。千八百八十二年に彼得斯堡の暴動あり、事は巡查が荷馬車の馬子を拘引せんとしたるに起り、群集は忽ち巡查を圍繞して之を嘲罵し、脅迫し、巡查の方にも應援ありたれど、到底群集に敵する能はず、馬子を棄て身を以て免れたれば、群集は馬子を擁して萬歳を三呼したりき。同年莫斯科及ルービアンスカアにも同様の暴動あり、巡查は身の危険を恐れて客待ちせる馬車に飛び乗りて遁れたり。

千八百八十三年九月の事なりき、ノボモスコブスクの一農夫は、地主の家に至

彼得堡の暴動

ノボモスコブ

スクの暴動

り談じて曰く、我等は耕すべき土地を有せず、租税は頻りに頭上に落下し來るも、拂ふべき術なし、而して我等自身も食せざるべからず、請ふ足下の土地を我等に與へよと。地主は其の無法に驚きたるも言下に排斥する能はず、窃に狀を警察に報ぜり。警官は人民に對して要求の不法なるを諭し、且アレキサンダー二世即位式の勅語を引けるに、彼等は絶叫して曰く、其は嘘なり、村長等は皇帝の詔を了解せざりしなりと。而して後警官に向つて土地の讓與を斡旋せんことを求め、聽かれざるに及んで暴動は各所に發生せり。彼等は地主の家畜を運び去り、農具を奪ひ、其の土地を耕し、地主の爭議に耳を傾けず、州長の兵を請ふて之に干涉するに至りて始めて落着せり。

ウハの暴動

ウハ縣に於ては同一の暴動大に其の範圍を廣め、貴族等は皇帝に向つて縣内の秩序を回復し、貴族等の耕作權を確立せんことを請願するに至れり。其の文書に據るに、チルニアブスキイなる富豪の家屋は凡て焼き拂はれ、家族五人は悉く慘殺され、僕は行術不明となり、倉庫の穀物をば運び去られたり。ホク家にては近隣の群集に襲はれ、森林を焼き、番人を殺し、亂暴狼藉至らざる

最近の事實

なく、ホク自身は恐懼して出奔し、終に歸らず。チンキース侯は領地を巡回せんとしたるも、土地農民の暴動に妨げられて果さず、エルマルフの土地にては農民來つて彼の傭人を追ひ斥け、我等自から耕さんと宣言せり。

此等の事實はウハ。ピルスク。ステルリタマク。ベレベイ其他の各縣に跨りて概ね是れあらざるなく、農民の暴動は近年露國の一大厄となれり。茲に之を詳記するは固より能くすべきの業にあらず、單に昨年夏期に起りたる一事を起して、前記の狀態は今に於て休止したるにあらざるを示して止むべし。是れ吾人が有する最近の事實にして、事は少しく他事に亘るもタイムス所報の全文を示すべし。

事はキエツフの近傍に起つたので、一體此の近傍の農民は冬は町へ出て稼ぎ、夏は田舎へ歸つて牧草やら收穫やらの取入をするのであるが、今年は地主に於て多くの機械を使用して、労働者は年中雇きりの人だけで間に合はず事にした。其處で農民は平常から面白からぬ感情がある所へ、此の如く習慣を改めたので、俄に怒り出して一面には地主に脅迫状を送り、他面地主の別荘納屋を焼き拂つた。政府筋の報告に據ると百姓の騒ぎ廻はつて居る間には、幾人も煽動者がおだて歩くので、諸方の工場では同盟罷工が

あるし、政府の命令にも従はない。ソウして家屋を焼いたり、林を焼いたり、甚だしきは家畜を殺してしまつた。此んな風であるから地方は一帶に不景氣で職業を失つた人民は甚だ多い。

サウトラフ州では農民の間に革命の激文が配付されて居る事を問諜が発見して、激文を持つて居た奴隷數人を捕へて普通裁判所に付した。裁判所は審理の末に放免したのであるが、其等は尙ほ行政官の命令で獄屋に繋れて居る、何と無法の語ではないか。

チューラ地方でも革命的運動は甚だ熾んで、或は口頭で勸誘して歩く者もあるし、又は革命の激文を配つて歩くものもある。目的は一般農民を奮起させよう云ふのであるので、秘密結社は餘程出来たらしい。ソして彼等の運動が無効でないのは、農民等が自から發起して新智識に必要な圖書館を作つたり、或は新主義の利害を討究するのが盛んになつたのでも明である、又公立學校の教員等は過日一つの團體を組織したが、此の團體から一の激文を發した。其れは露國全體の教員に對して、此の有力な地位を利用して農民の間に政治上の自由及び社會主義を鼓吹し、一大運動を起さしむべしと云ふのにあつた。

此等の實例に據るも其の原因と行爲とは平均を得ず、若し單に其の一事より判斷するときは、露國農民の如何にも亂暴なるに驚かざるを得ず。然れ共前二章

猶太人征伐

に記する所を腦中に置き、農民の政治に通ぜず、確乎たる目的方針を立つる能はざるを思ひ合はして考ふるときは、此等の暴動の何事を意味するかは最も明瞭なるべし。

然れども農民の暴動は猶太人征伐と結合せらるゝ時最も慘劇を極むるものにして、此は南方露西亞の特色なり。千八百八十一年以來此種の暴動は年々發生し猶太人の家屋を破壊し、所領を蹂躪し、人馬を虐殺し、人をして酸鼻に堪えざらしむるものあり。同年此等暴動の發生したるはエリサベトグレイド。ゴルト。ズナメンカ。キエフ。キシネフ。バシルコフ。ジメリンカ。ハストフ。ニコライフ。オデッサ。スミエラ。ロソバア。ロムニイ。ポロチスク。ビエリオソフカ。ビイリアスラフ。ニイジン。ルーブニイ。ボルジナ諸地方にして、波蘭に及び、翌年バルタ。ツボサリイ。リエツェフ。ミードジボジ。ノベルブラーグ。ベレヅノバトフカ。ヒスロンカ。ビリアチン。オクニイルに起り、千八百八十年にはロストフ。ノボモスコフスク。エカテリノスラフ。クリポログ。カールコフカに生じて、南方一帶は此氣の磅礴するを證じたり。

キシネフ事件

此類の暴動中に於て最も有名となりたるは、昨年キシネフに起りたるものなりとす。其は必らずしも同暴動の特に激烈なりしが爲めにあらずして、之れが爲に國際問題を喚起したればなり。

露國に於ける猶太人の虐遇は久しく各國の輿論を感ずる所なりしに、キシネフの虐殺起るに至りて北米に住する同族等は同情の感に堪えず、一篇の抗議文を草して、合衆國政府を経て露國に提出せんとせしかば、大統領ルーズベルトは之を受理し、事は露國の内政に關するを以て、露國政府は之を受領するや否を問はしめたるに、露政府は斷乎之を拒絶せり。當時滿洲問題に於て米露の關係は稍、圓滑を缺きしが、之れが爲に兩國の感情は益、背反するに至りたるに似たり。故に猶太人征伐の事實を詳記すること能はざる本書には、此一例を記するを適當とするも、不幸にして今は材料を有せず、代ふるに昨年九月ゴメル市に起りたる記事を以てす。當時の報に曰く、

露國人がキシネフの前轍にも懲りんて、又も猶太人に暴行を加へた一條で、事の起りは九月の初め、處はモギレフ州のゴメル市に持ち上つた事だ。ゴメルと云ふのはモギレ

フ州の大都市で、人口は四萬其の中の二萬六千は猶太人だとも云ふから、市の六分は猶太人のものだ。何處も同じであるがゴメルにも魚市場があつて、毎朝盛んに魚の賣買がある。商人の大部分は例の如く猶太人で、露人の輕子がある、喧嘩の源は此猶太商人と露人輕子との間に起つたのだが、抑も始の云ひかゝりは何であつたか分らんが、兎に角に兩方に加擔人か出來て多數入り亂れて撲り合つた結果が、兩方共若干の負傷者が出た。場處は巡査が來て取り籠めて双方幾人かを拘引したのであるが、不幸な事には露人の一人が此の負傷から死ぬる事になつた、此れが金曜日であつて是れから騒亂の始まりだ。

土曜日及日曜日には平生猶太人を悪んで居る奴が、セツセと露人間を煽動し廻つて、耶蘇教徒が猶太人に殺されてあるに、其れを復讐せんことがあるものかと脱き歩いた。猶太人社会でも餘程激昂して居たのであるが、重なる人達が之を抑へて、酒店は凡て締めてしまふし、戸外には出んように注意して、町々には番人を置いて警戒して居つた。此くて土曜日曜は事なく過ぎて月曜になつてからであるが、鐵道工作場の職工の間に本日正午某處に集會するの口語が傳はつた、正午になつて見ると果して百人許りの人数が其處に集つて、直に猶太人の家屋に暴行を加へ始め、窓を毀つ、圍入する、金銀財寶を掠奪する、例の如く、露西亞式でヤツつけた。猶太の方でも今は是非なく、白衛の一團が忽ち

出来て、イザ是れからが血の雨と云ふ時になつて、忽然現はれたのが兵卒で、猶太人に向つて解散を命令した。躊躇する奴は打ちのめす、引ッくゝる、少しも用捨はない、此の間にも暴人どもは勝手なまねをして居るのであるが、兵卒は傍観して制止しようとしな。中には表に石や材木を積んで人のハ入れんようにした家の中で、小兒の叫聲なども聞えたのであるが、果して何をしたのであらうか。猶太人にして小路を彷徨して居る間に兵卒に撃殺されたのが六人あつた。不思議なのは此んな際に巡査は顔出しもせん、兵卒が専ら暴行人を保護して居たのであるが、四個町は全く破壊された、死人が幾人あつたかは未だ詳らかでない。

更に後報に據ると暴行は火曜日の朝四時まで繼續して、兵卒は見て居る許りて何にもせん、若し手を出す事があれば猶太人が自衛の道を取る奴を、側から打ちのめす位の事であつた。だが四時になつて新な命令が出たものと見えて、今迄顔出しせん巡査が俄に多数出張して暴行は一先づ制止されたのである。

其の時の計算に據ると猶太人の家屋の破壊されたのが三百四十五軒、勿論財産は悉く掠奪されたのである。死人は十人、重傷者が五十人と算せられたが、尙ほ後に至つて殖えたであらう、茲に氣の毒なのはチヨノン、サチャリン一家で夫婦共に自分が雇つて居つた耶蘇教徒の爲に重傷を負はされ、小供は兩腕を引き抜かれて居つた。或は街に働

いて居た石工に毀はれて、煉化石で頭を打ち破られ、腦味噌が流れ出て居たのもある。又一少年は銃劍で二箇所も貫かれて、肩息で道に倒れて居たと云ふ事だ。此の市の近在では月曜日の朝から同じやうな事が行はれたとの報があつたが其の詳細は未だ知られん。

此の一例は對猶太人暴動の如何に酷烈なるかを知るに足るべし。然れ共猶太人の征伐を以て單に人種的、宗教的暴動とする者は未だ肯綮を得ず、猶太人は固より自から酷待せらるべき過失を有するに相違なきも、露國人民の彼が如く殘虐なるは、單純なる人種的憎惡より來るにあらざるなり。千八百八十一年に於て農民の不平は殆んど極點に達し、暴動各處に蜂起して民情甚だ穩ならざりしかは、當時イグナチーフ政府は人心を一轉するの必要を認め、外人に對する敬愾心を喚起するに努め、『吾人の不幸は悉く外人より胚胎す、露人は適當なる位置に回復せられざるべからず』と聲言し、機關新聞をして頻りに外國人特に猶太人を攻撃せしめたり。是れ焰上薪を添ふる處置にして、平日猶太人に苦しめらるゝ人民は、益憤恚の情火を煽られ、一時の攻撃は猶太人に集まりたり。是れ軌近

イグナチーフの狡計

猶太人征伐の
眞情

猶太人征伐の濫觸にして、其源は農民の現状に不満なるより發し、政府の其心を一轉せしむる政策の結果にして政府は由りて以て須臾の安を保し得たるなり。然れ共農民は猶太人征伐の爲に本心を奪はれたるにあらず、彼等の始めて猶太人を攻撃するや曰く、「吾人は猶太を狩るより始むべし、猶太の後は貴族なり、而して後僧侶も亦其の復讐を得べし」と。其の猶太人に對して酷に過ぐるを聞くや曰く、「猶太も貴族も同一なり、唯猶太は打ち易きが爲に打たる」と數々なるのみ」と。何故に易きか、政府は之を咎めざればなり、キエフ暴動の首謀者の法廷に引かるゝ、檢察官ストリエルニコフは厲聲猶太の殘酷を論じ、人民は忍ぶべからざる位置に居るを説けり。猶太人は内務大臣に哀訴すれば答は唯露の西方に猶太の住すべき地境あるを説くのみ。

此の如くして獎勵したる猶太人征伐は、案の如く大に起りて其の勢猛烈を極めたり、然れ共農民は單に猶太人に復讐して甘心する者にあらざる情形漸く著明となりたるを以て政府は大に驚きて政策を一變し、先づ機關紙をして對猶太暴動は社會黨の煽動する所にして、革命運動を教育するものなりと非難せしめ、

次て嚴酷に之を壓止するに決心して、六個月間に南方の暴動者を逮捕すること六千八百餘人に及び、其中五千二百人を罪したり。而してコザツクの鞭と短銃とは遠慮なく活用せらるゝに至れり。

然れ共猶太征伐衰へて貴族征伐は再興せり、是れ自然にあらずや。農民の不平は裡に鬱屈して機に觸れて發するものなる以上、之を抑ゆれば彼に發し、彼を抑ゆれば之に出づ、到底根治の外に之を癒す策はなけん。唯農民に組織なく、的確の目的なきは、未だ彼等の大に恐るゝに足らざる所以なるも、輒近に至りて暴動者の進退大に度に適ひ、頗る敏捷の行動を爲すに至りたる事實は看過すべからざるに似たり。若し彼等に政治的觀念を興へなば、影響の及ぶ所測り知るべからず。而して此點に於ては別に盡力する者あり、教育家の一部及革命黨は則ち是れなり。然らば人民の覺醒は時の問題に過ぎずして、今の所謂農民の暴動が眞個革命的運動と變ずるは、此時に在るべし。

顧みて大學の状況を見れば、殆んど農民界と異なることなく、彼等は智識あるだけに其の不平も激烈にして、若し警官制度を以て書生の進退を嚴査すること

大學生の感情

カールコフ大
學

なかりせば、一日も秩序を保ち能はざるべし。書生の中には既に革命黨たるの決心を固ふして、將來爲すべきの計畫に耽る者あり。然れ共間諜は絶えず其の後に伴隨して同志糾合の違なからしむると、在學年限に定規ありて永く同校に滞在する者なきとの爲に、計畫ある大反抗を政府に試むる能はず、畢竟機に應じて鬱憤を漏らすこと農民と大差なき狀に在り。千八百八十二年カールコフ大學の騒動あり、其の原因は數個の書生劇場に政府機關紙の記者と邂逅し、之を嘲罵して一場の争鬭を惹起したるに、大學の當事者は學校以外の出來事に責任なき規定なるに關せず、政府の意を迎へて之を退學せしめたるに在り。學生等は之を恥辱となし、當局に反抗して暴動を始めたるに、無數の警官等は忽ち群集して來つて之を解散せしめ、學生五十五人を追放せり。

同年十月彼得斯堡大學に暴動あり、八十四年キエフに暴動あり、爾後年々一二の暴動あらざることなし。然れ共彼等は堂々政府に反抗する能はずして、僅に些末の口實に暴發して、平日の憤を漏すに過ぎず。稍異彩とすべきは千九百一年レオ、トルストイが破門せられたる際、彼得斯堡に發したるものにして、當時の

千九百一年の
暴動

報を見るに左の如きものあり。

頃しも三月十七日の事である、雲なき無数の學生がカザン寺院内へと集まり來つた、寺にては恰もお経を上げ居るにも係はらず、怒鳴る、口笛を吹く、煙草を吹ふ、聖壇に向つて林檎の喰さしを投る、イヤ言辭同斷の狼藉である、流石の大寺だ、僧侶も澤山居れば説教を聞きに來た信徒も多い、一同して此の亂暴書生を擡み出そうとした、ナカ／＼聞くものではない、是に於て兩者の間に一大鬭争が開始された、此時屋外には數千の群集があつて寺を取巻いた、日曜の事であるから固より唯の見物人も多かつたであらふが、騒動仲間が其多數である。巡查は聲を噓らして解散を命するけれど聽かない、憲兵が來る、コザツク兵が來る、其數も亦頗る夥しい、市長は馬上で巡查を指揮して居る、コザツクは鞭を以て群集を打ち始めた、群集が石瓦を投げ始めた、敵となく、味方となく入り違つてタ、キ合ふ、寺の石壇に立つて頻りに楯物を蒔き散らす者がある、拾つて讀んで見ると『皇帝を斃せ』、『腐敗政府を倒せ』。

『自由萬歳』、『自由政府萬歳』。

等の文字も見える、其中に一流の赤幟が翻動として風に靡いた、アット云つて仰いて見ると、何か書てある、外でもない、『書生の或者は別として軍隊に編入す』と云ふ近頃出來た規則を廢止せよと云ふのである、巡查が之を奪はふとしたのが劇團の始めてある、コザ

ツクは馬を降りて鞭を以て縦横に馳せる、書生はステッキを以て之に立迎ふ、而して石、而して木片、手あたりまかせに投散らす、死人が出来る、大怪我をする、コザツクの一人は鐵鎚を頭にくらつて落馬する、奮闘一時間にして遂に書生の敗に歸した。

此時出張したコザツクは二聯隊で、兵が一小隊、騎馬巡查、通常巡查は總出である云ふから、騒動の大なること推して知るべしだ、書生の捕縛せられたる者も七百人に下らず、男もあれば女もある。

斯く多數の兵や巡查の容易く出張したは、凡そ一週間前より大示威運動あることが分つて居つたから、大學書生數百人は運器してトルストイの破門を難じ、我等をも破門せよと絶叫して居つたとやら、運動者の中には多數の労働者もあり、彼等は別にストウイキを遣て居て、常に書生に相談して居る、此騒動は總令一度は抑へつけても終に露國の患たるは免れまい。

是に由りて之を觀れば學生の反抗心を進めたるに似たり、蓋し一暴動を経る毎に緊縛一層甚だしきを加へ、緊縛益々甚だしくして反動愈々激なるは自然の數なり。然れ共學生は如何に政府に反抗するも性質に於て大事を爲すに足るものにあらず、彼等に恐るべきものは學生間の暴動にあらずして、革命の將校た

職工

軍隊

サラトフ聯隊長の失策

るに在り。元來壓制と學問とは並行し得るものにあらず、況んや學問が開らざる眼を壓制の手にて遮らんとするは恐の極にして、ニコラス一世が大學に據りて壓制の爪牙を作らんとしたるは失敗なること蔽ふべからず。爾後殆んど百年を経て大學は政府の後援たるよりは寧ろ革命家の繼承者たる觀あるにて證すべし。

革命の精神に於ては職工は農民より一步を進めたり、彼等のストライキは農民の暴動より紀律あり、目的を有す。而して職工は近來學生と接近し、智力と實力と、有無相通じて事を爲さんとする傾を生じたり。

前章には何等の記する所なくして而して革命の關係に於て政府の最も恐るゝもの一あり、他なし、彼れ等が金城鐵壁と恃む軍隊即ち是れなり。革命黨の手を軍隊に觸れたるは何の日に起りたるやを知るべからざるも、アレキサンダー二世が同黨員の手に斃れたる際、彼等は之に宣言を附して、農民、職工、コザツク、ウクレーン等各方面に發送して之を散布したり。此時何者の處爲にや、サラトフの兵營前に一葉を落し置きたるに、一兵之れを拾ひ上げて、厠上の壁に貼付した

れば、甲乙争ふて之を見頗る難關を生じたり。一下士之れに注意し兵の行く所に至れば、則ち夫の書あり、刺ぎ取りて之を聯隊長に呈したり。聯隊長は俄に兵士を集めて誰れか之を貼付したるを問へども、衆皆知らずと答へり、更に讀みたりやと問へば、讀まずと答へ、其狀全く知らざるものゝ如し。是に於て彼は忽ち一計を案じ、禍を轉じて福と爲さんと欲し、曰く、然らば余より讀み聞かすべしと、夫の紙を取りて朗々讀み去るを聞けば、徹頭徹尾軍隊に對する嘲罵と脅迫となりき、蓋し彼は之を以て兵士を激せんと試みたるなり。既に散じて兵士互に私語して曰く、見よ上長は常に虚言を吐くとは余が會てより語れる所、今日の事我等の治知する所に於て尙ほ且欺罔を弄する此の如しと。是れより兵士の一部間には如何にして革命黨を發見し、之れと聯絡すべきかの協議頻りに起れりと云ふ。一兵士あり、職工某を知れり、私に其の革命黨なるを信じ、行て問ふて曰く、余は我軍隊の士官に革命黨員あるを知れり、請ふ其の誰たるを明にせよ、若し緩急あらば將を斬りて命令權を彼れに與へんと欲すと。

首府の軍隊

千八百八十二年彼得及パウルの堡塞に在る兵士十五人は、政治上の罪囚と消

息を通し、且之を援助するの罪名に於て鞫問されしが、其の中數人は皇帝を以て萬惡の源泉となし、叛亂を期待しつゝあるを證せられたり。同時の民意新聞には興味ある通信を掲げ、一旦叛亂あらば我等は如何んすべきかを兵卒間に討議せられ居るを報じ、或は叛徒に投ずべしと云ひ、或は形勢を觀望すべしと云ふ者あるも、要するに政府には不愉快なる状態なりき。然れ共軍隊内に革命の氣運進歩せるは兵卒間にあらず、寧ろ士官の間に在りて、軍事學校を卒業したる者に於て、革命運動に興りたる者頗る多し。則ちグラフチェンスキー。ロガツェフ。ウサチエフ等は、之れが爲に千八百七十四年に於て既に處刑されたり。當時に在りては士官の革命に志ある者は、軍隊を棄て、去りたるも、近年に至りてはクーデターにあらざれば何事をも爲すこと能はざるに思ひ及びて、革命家も軍隊の中に止まりて、専ら同僚兵士の間に鼓吹するに至れり。『軍人』間に秘密結社の成りたるは此際なり。

民意社

當時に於て最も有名なりしは『民意社』の軍隊組織にして、本部は極めて有力なりしのみならず、各軍隊に支部を有したり。是れ糾問の結果に於て始めて發見

せられたる所にして、始め政府は此の企畫を許すが爲に、一方ならざる力を勞したりと云へり。結社に關係したるは皆有望の人士のみにして、大佐アチンブレンネル、海軍尉官スューカノフ。ストロムベルク。砲兵尉官ポキトノフの如き、皆當時嘖々の名を負へるものなり。而して此等の人士が革命に盡せる熱心は決して他の革命黨員に譲らず、ストロムベルク男の家産を擧げて之れに投じたる如き、スューカノフの己を節して黨に奉じたるが如き、今に軍隊中の美談となれり。

政府の對軍隊

軍隊中の革命運動は儘に政府の存立を危ふするに相違なく、此等の發見ありたる以來、政府は最も嚴厲なる手段を以て之れに處し、法廷に於ける審問が他の恐慌を起すを恐れて、専ら行政處分を以て之を決定し、ゾープロビン。ロガツェフ。ストロムベルグを絞殺し、スューカノフ及アチンブレンネルを射殺せり。而して陸軍大臣は秘密訓令を各軍區に發し、將校に餘暇を與へざる方法を講せしめ、一般人民、特に書生と接觸するを禁せしめたり。若し軍人にして現制度に嫌からざる感情を有するの疑ある者は、容赦なく官を奪ふて追放し、別に地方長

官に知照して其の後の行跡を監視せしむ。一方には多少將校の俸給を増して之を懷柔し、劇場、鐵道等に對して割引を與へたり。

政府の苦心は幾何の功を奏したるや、今得て詳にすべからざるも、軍隊内に於ける革命運動の殲滅に就かざるは明瞭なり。左に掲ぐるは之れが証ゆべからざる證左にして、タイムスは昨年之を發表するに先つて記して曰く、「事實は小なるも其意味は甚だ重大なる出來事は時々世間に發表せられて、露國に革命の氣運潜在するは人の認むる所なるが、此氣運今は軍隊内まで竄入したり。此等の事實にして革命家の手より發表せらるゝ間は、或は信偽を疑ふを得べく、或は針小棒大なりと辯ずるを得べきも、陸軍大臣彼れ自身が之れが證人たる以上は、事件は正確なりと信ぜざるを得ず。而して公書中記する所の事實は近來の出來事にあらずるを以つて、勸誘の軍隊に入りたるは既に久しき以前よりなるを知るべく、且秘密とは云へ、陸軍大臣が故らに此の如き公書を發するを敢てしたるに徴すれば、此運動の範圍は甚だ廣大なりと斷ぜざるを得ず。何となれば事件にして小なる間は、大臣は部下の調理に一任して知らざるまねすべき筈なるに、

公書を發して他を警戒すれば、一般軍人社會を驚擾せしめ、鎮靜せんとして却つて之れを煽揚するの惧あればなり。此推理の誤まらざることは秘密の保たれざりしにて知るべく、吾人が今其正文を手にするは何よりの證據なりと。扱此珍奇なる公書の全文は左の如し。

軍區司令長官殿(秘第二三六號)

千九百二年八月十二日軍事會議の大方針に關して 陸軍大臣

政治上の煽動者が其主義を軍隊内に弘布せんとする企圖——以前は極めて稀なりし——は、近來に至りて頗る頻繁を加へ、今は之れに向つて眞面目なる注意を加へざるべからざるに至れり。各部軍長官の報告及内務司法兩大臣の通報に據るに、千九百一年五月の間には、第百十六歩兵聯隊のパラツクに數葉の宣言書發見せられ、同年同月歩兵第百十四聯隊の中尉チュレメチェフは外部より二冊の雜誌を受けたり、一は「士官の政論」と題し、他の一は「永久的軍隊の廢止」と題しあり。同年八月假裝郵便配達夫は歩兵第二十七中隊の凡ての士官に「ベルナの社會共和黨より」、「士官に對する請願」と題する一書を配付せり。本請願に於ては士官等が長官の命によりて「正直なる労働者に對しては過者」となれるを非難し、「此の如き不名譽の役目を放棄せよ」と勧誘しあり。本請願の一部

は其後(千九百二年二月)郵便を以て莫斯科衛戍隊の士官及シヤープ、シュエーターの士官學校へも送付せられたり。千九百二年一月四比利亞クレナゲール第九大隊の副官チルミノツフは、非常に非政府的句調を帯び、概括的に軍務に服するを非難する書狀を受取り。同月下旬各聯隊に於ては兵卒の間に此種の勧誘行はれたることを發見せり。即ち近衛及莫斯科の歩兵第六十五聯隊、歩兵第六十六聯隊、及二十一龍騎隊是なり。據文は此等の聯隊に於て起草せられ、其或者は軍營内にて莖藟板に付せられたるもあり、言ふ所は有罪の的にして、「兵卒のペーター、ノスター」と題し、士官に對して反抗すべしと説けるなり。二月及三月に於ては士官に勧めて學生と共同して政治的示威を試むべきの書を聖彼得堡の衛戍士官に送られたり。四月に入つてはベルナの士官は「露國労働社會共和黨」と捺印したる宣言書を郵便にて送り付けられたり、其は「一般の革命的運動」に加入せよと勧むるものなり。同月クラスノヤルスクの衛戍營の「庭」には四比利亞社會共和主義同盟會より送りたる多數の宣言書を發見せり、其は衛戍隊の兵卒に同等の同胞農民及労働者は正義の爲に戦ひ居る者なれば、同等は之れに對して武器を取るべからずと勧説するものなり。四月及五月の兩月に於ては歩兵第十三中隊の兵卒の間に、活潑に多數の宣言書を配付し居るを認めたり、其は「兵士諸君へ」、「或は「記録せよ」と題するものにして、叛亂を企て、皇帝主義及壓虐なる政府の綱扼を振り棄てよと勧むるものな

り。後日に至りては革命黨の首領か白から來りて兵卒に勸説するを認め、中にはセバストポールより來れる數人の海兵あるを認めたり。千九百二年三月に於て、近衛アレナギールのエカテリノスラフ聯隊中に煽動團體の組織せられたるを發見せり。是は當時隊内の煽動に任したる者は外部より來る未知の人にあらざりて、却て隊内の兵士に存し、其首領は同聯隊の一卒アルチャンスキイなるものなり。彼は短期の軍役に服すべき者なりしに長く隊内に止まりて煽動の功を擧げんが爲に、故らに之を隠蔽したり。彼は隊内に在る間は活潑に革命的氣運を開くに從事し、兵卒と談話する毎に之を吹き込むに努めたれば、之れに化したる者少なからず、而して白から進んで勸誘に従事せざりし輩も、之を傍觀して制止する者なし。近來南部地方に於て農民を煽動する人の中には、バスコーと稱する者第百三十三聯隊の少尉あるを記せざるべからず。彼はボルタアの農民中へ多數の有罪的文書を配付したることを白狀せり。是等の例は近來行はるゝ煽動の事實を盡せるものにあらざるべし、然れども煽動は何等かの手段によりて軍隊内まで侵入せるを見るには充分なりとす。此等の地下煽動家が取る所の秘密手段を考へ、彼等の用意周到なるを思ふときは、曾に長官のみならず、下級士官にも知れざる事件の多かるべきは明かなるも、前記の例は革命的及社會的團體が堅忍不拔の勇を以て其説を軍隊内に鼓吹するに努め居るを認むべし。彼等は士官若くは兵

卒に宛て、郵便にて送り、或は請願書を兵營の庭に擲け込み、或は自ら談話するなり。誤謬の政治主義より起る有害の影響に對して軍隊を保護するは國家に於て最大必要の事なるを認め、軍事會には如何なる方法を以て此患むべき現象と戦ふの可なるやを研究すべきを命じたれば、何の方法が最も吾人の主旨に適する、何の方法が最も必要なりとするかに就きて貴下の意見を請ふは余の職責なり。

木秘密公書には陸軍大臣クロメトキンの署名あり。

陸軍大臣が此の如き公書を發すに先つて、部下の武官は種々同一の目的にて告示訓令を發したる如し。例へば千九百二年八月五日付第百二號を以てカザンにて發せられたるものに曰く、本軍區長官は射撃學校學生或は小官吏の任命に就ては、各隊の長たる者非常の注意を加ふべきを命ぜられたり。是れ工場若くは市より來る人を採用するに於て最も必要なり、彼等は理解力を有し、讀むを得、書くを得るも、軍務に服するの最先づ腐敗するは則ち此種の人なればなりと。而して本告示には副官長少將ザンダ一の署名あり。

更に一例を加ふれば、千九百二年四月二十七日第二十七號を以て、黑海艦隊分隊長中將ヒルデアランドの發したるものにして、此れには革命黨の宣言書を配付するは不名譽の行爲なるを水兵に訓示し、彼等が脱く所の自由なるものは不幸の原因なるを説き、價